

令和2年第418回定例会

# 矢吹町議会会議録

令和2年2月28日 開会

令和2年3月9日 閉会

矢吹町議会

## 令和2年第418回矢吹町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (2月28日)

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 議事日程                           | 1  |
| 本日の会議に付した事件                    | 1  |
| 出席議員                           | 1  |
| 欠席議員                           | 1  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1  |
| 職務のため出席した者の職氏名                 | 2  |
| 開会の宣告                          | 3  |
| 開議の宣告                          | 3  |
| 会議録署名議員の指名                     | 3  |
| 会期の決定                          | 3  |
| 諸報告                            | 4  |
| 監査報告                           | 4  |
| 組合議会報告                         | 5  |
| 公共施設等調査特別委員会報告                 | 5  |
| 道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会報告       | 6  |
| 議員派遣報告                         | 7  |
| 町政報告並びに施政方針                    | 7  |
| 議案の上程、説明(議案第4号～議案第25号)         | 15 |
| 散会の宣告                          | 20 |

### 第 2 号 (3月2日)

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 議事日程                           | 21 |
| 本日の会議に付した事件                    | 21 |
| 出席議員                           | 21 |
| 欠席議員                           | 21 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 21 |
| 職務のため出席した者の職氏名                 | 22 |
| 開議の宣告                          | 23 |
| 一般質問                           | 23 |
| 富永創造君                          | 23 |
| 三村正一君                          | 35 |
| 加藤宏樹君                          | 48 |

|             |    |
|-------------|----|
| 安井敬博君       | 57 |
| 会議時間の延長     | 72 |
| 青山英樹君       | 72 |
| 総括質疑        | 86 |
| 議案・請願・陳情の付託 | 86 |
| 散会の宣告       | 87 |

### 第 3 号 (3月9日)

|  |     |
|--|-----|
| 議事日程   | 89  |
| 本日の会議に付した事件  | 89  |
| 出席議員   | 89  |
| 欠席議員   | 90  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名                               | 90  |
| 職務のため出席した者の職氏名   | 90  |
| 開議の宣告  | 91  |
| 議事日程の報告  | 91  |
| 議案第4号、第5号、第10号、第11号、請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決                     | 91  |
| 議案第6号、第7号、第8号、第9号、陳情第1号、第2号、第3号、第4号の委員長報告、<br>質疑、討論、採決       | 93  |
| 議案第12号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号の<br>委員長報告、質疑、討論、採決 | 96  |
| 議案第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号の委員長報告、質疑、討<br>論、採決           | 100 |
| 日程の追加  | 104 |
| 同意第1号の上程、説明、採決   | 104 |
| 同意第2号の上程、説明、採決   | 105 |
| 諮問第1号の上程、説明、採決   | 106 |
| 諮問第2号の上程、説明、採決   | 107 |
| 諮問第3号の上程、説明、採決   | 107 |
| 発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決   | 108 |
| 発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決   | 109 |
| 町長発言   | 110 |
| 議長発言   | 110 |
| 閉会の宣告  | 111 |

|      |       |
|------|-------|
| 署名議員 | 1 1 3 |
|------|-------|

# 令和2年第418回矢吹町議会定例会

## 議事日程(第1号)

令和2年2月28日(金曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 町政報告並びに施政方針

日程第5 議案の上程

議案第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号

(町長提案理由説明のみ)

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員(11名)

|     |    |     |   |     |    |    |   |
|-----|----|-----|---|-----|----|----|---|
| 1番  | 富永 | 創造  | 君 | 2番  | 三村 | 正一 | 君 |
| 3番  | 安井 | 敬博  | 君 | 4番  | 加藤 | 宏樹 | 君 |
| 5番  |    |     |   | 6番  | 鈴木 | 一夫 | 君 |
| 7番  | 青山 | 英樹  | 君 | 8番  | 鈴木 | 隆司 | 君 |
| 9番  | 栗崎 | 千代松 | 君 | 10番 | 熊田 | 宏  | 君 |
| 12番 | 藤井 | 精七  | 君 | 13番 | 角田 | 秀明 | 君 |

欠席議員(2名)

|     |    |   |   |     |    |    |   |
|-----|----|---|---|-----|----|----|---|
| 11番 | 吉田 | 伸 | 君 | 14番 | 大木 | 義正 | 君 |
|-----|----|---|---|-----|----|----|---|

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|    |      |   |       |      |   |
|----|------|---|-------|------|---|
| 町長 | 蛭田泰昭 | 君 | 教育長   | 水戸勘十 | 君 |
|    |      |   | 職務代理者 |      |   |

|        |      |   |        |      |   |
|--------|------|---|--------|------|---|
| 代表監査委員 | 佐藤昇一 | 君 | 企画総務課長 | 阿部正人 | 君 |
|--------|------|---|--------|------|---|

|                          |         |                    |
|--------------------------|---------|--------------------|
| まちづくり<br>推進課長            | 山野辺 幸徳君 | 税務課長 三瓶 貴雄君        |
| 会計管理者兼<br>総合窓口課長         | 小針 良光君  | 保健福祉課長 泉川 稔君       |
| 産業振興課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 佐藤 豊君   | 都市整備課長 福田 和也君      |
| 教育次長兼<br>教育振興課長          | 氏家 康孝君  | 子育て支援<br>課長 国井 淳一君 |

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅原 喜美 副局長 加藤 晋一

---

### ◎開会の宣告

○副議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

14番、大木義正議長より、身内の葬儀により本日より3月3日まで欠席する旨の届出がありましたので、地方自治法第106条の規定により、副議長の私角田が議長をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は11名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第418回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、11番、吉田伸君より体調不良のため、本日は欠席する旨の届出がありましたのでご報告申し上げます。

（午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○副議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○副議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 富永創造君

12番 藤井精七君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○副議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。議会運営委員会より報告をいたします。

第418回矢吹町議会定例会が、本日2月28日に召集になりましたので、それに先立ちまして、2月26日午前10時より議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案につき企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出されました日程案について事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、会期を本日2月28日から3月9日までとし、会期日程についてはお手元に配付の日程表のとおり協議が成立をいたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をす

ることといたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

○副議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日2月28日から3月9日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月28日から3月9日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

---

### ◎諸報告

○副議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明いたします。本定例会の議案書、議案説明資料、当初予算書、当初予算説明書、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会、福島県町村議会議長会令和元年度第2回定例総会における議案書等の写し、特別委員会報告書、請願及び陳情文書並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書はお手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの12月定例会において議決されました発議第5号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書につきましては、12月9日付で関係機関に送付いたしました。

---

### ◎監査報告

○副議長（角田秀明君） これより、例月出納検査結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それではお手元に配付しました監査結果報告の報告をさせていただきます。

初めに、例月出納検査結果であります。検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については令和元年度11月分を12月25日に、12月分を1月23日に、1月分を2月25日にそれぞれ行いました。水道事業会計につきましては、令和元年10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月24日に行いました。検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聴取したのち検査を行いました。その検査結果につきましては、各会計共、出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては報告書をご覧くださいと存じます。

次に、矢吹町監査基準の制定についてであります。平成29年に布告された地方自治法等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から各地方公共団体の監査委員は、監査基準を定めることとされました。これを

受け、本町においても別紙のとおり矢吹町監査基準を制定し、監査、検査、審査、その他の行為における事務の管理及び執行等について、法令に適合し正確で経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、ひいては住民の福祉向上を図るものであります。なお、本基準は令和2年4月1日施行となります。

以上で、例月出納検査結果等の報告を終わります。

○副議長（角田秀明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

---

### ◎組合議会報告

○副議長（角田秀明君） 次に、私から令和元年12月25日に開催されました令和元年第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告いたします。定例会に提出されました議案は、2件であります。

内容につきましては、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定及び令和元年度一般会計補正予算であり、原案のとおり議決されました。

次に、2月21日に開催されました令和2年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告いたします。定例会に提出されました議案は8件であります。

内容につきましては、白河地方広域市町村圏整備組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、白河地方広域市町村圏整備組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、白河地方広域市町村圏整備組合矢吹消防署庁舎本体工事請負契約の一部変更について、動産の取得について、令和元年度一般会計補正予算及び令和元年度水道用水供給事業会計補正予算、令和2年度一般会計予算及び令和元年度水道用水供給事業会計予算であり、原案のとおり議決されました。

次に、2月25日に開催されました福島県町村議会議長会定例総会について報告いたします。

総会の議事日程に入る前に、さきの全国町村議会議長会第71回定例総会において、町村議会及び議員に係る自治功労者の各受賞者への表彰伝達が行われ、県下町村議会議長の出席の下、第2回定例総会が開催されました。提出議案等の内容につきましては、平成30年度会務報告及び一般会計歳入歳出決算の認定、令和元年度一般会計補正予算第1号、令和2年度会費分賦収入方法並びに事業計画及び一般会計予算が提出され、それぞれ承認、または原案のとおり議決されました。

なお、詳細につきましてはお手元に配付しました資料をご覧くださいと思います。

以上で、私からの報告を終了いたします。

---

### ◎公共施設等調査特別委員会報告

○副議長（角田秀明君） 次に、公共施設等調査特別委員会からの調査報告を求めます。

公共施設等調査特別委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、公共施設等調査特別委員会の最終報告をいたします。

第398回矢吹町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました公共施設等調査特別委員会の調査及び研究の経過について会議規則第77条の規定により報告いたします。

公共施設等調査特別委員会報告書。

報告書の1から7までは記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

#### 8、調査結果。

矢吹町公共施設等総合管理計画について、策定の経過及び計画の内容の説明を受け、多くの課題を知ることができました。また矢吹町周辺地区都市再生整備計画事業、（仮称）矢吹町複合施設整備事業及び（仮称）道の駅「やぶき」整備事業について、策定の経過並びに整備事業の内容等について説明を受け、議論をすることで理解を深めることができました。

先進地視察においては、複合施設「ふみの森もてぎ」「もりんぴあこうづ」「御蔵入交流館」を視察し、施設整備の手法など公共施設の在り方を研修をしました。

また、特別養護老人ホーム「エルピス」を視察し、事業内容、施設規模等を研修しました。

さらには、千葉県流山市における視察では、公共施設の新しい包括管理について説明を受け、民間事業者のノウハウを最大限活用する取組を研修しました。

#### 9、今後の取組と対応に向けて。

今後の取組として、本庁の公共施設等の多くが更新時期を迎えることになり、東日本大震災から9年が経過する厳しい財政状況の中で、建物の老朽化状況を明確化するとともに、改修等の優先順位づけとそのコストの把握が必要となります。また、今後の人口減少や少子高齢化等により公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれるところであります。このような状況を鑑み、公共施設等の全体を把握し長期的視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化するとともに、施設の現状を把握しながら最適な施設配置の在り方や時代に即したまちづくりを行っていく必要があると考えるものであります。

以上のとおり報告をいたします。

---

### ◎道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会報告

○副議長（角田秀明君） 次に、私から道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会からの調査報告をいたします。

第415回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会の調査の経過について会議規則第77条の規定により報告します。

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会報告書、報告書の1から7までは、記載のとおりでありますので割愛させていただきます。

調査結果。調査の趣旨に基づき、道の駅事業及び新町西道路整備並びに一般社団法人まちづくり矢吹への支援事業について、7回の特別委員会と3回の小委員会を開催し、それぞれの事業が適切に執行されたかを調査しました。道の駅事業に関する事項については、実証店舗等に係る人件費の積算に、地域の水準を超えるものが散見されるなど、事業費の積算、事業の結果及び成果物に関して疑問が残る内容であった。新町西道路整備に関する事項については、進出企業が見込めない中で住民が求めたエリア開発に結びつかず、道路だけが進捗する等、事業の必要性、継続性に疑問が残った。一般社団法人まちづくり矢吹に関する事項については、設立

の経過や業務委託の在り方などに疑義が残るので、会計年度任用職員制度への移行等、よりよい雇用制度を目指すべきと考える。また、提出された資料により、詳細な内容を確認することができたが、全般的にこれまでの議会への事業内容の説明が不足していたので、今後はさらなる情報の共有を図り、よりよいまちづくりが行われるように期待したい。

なお、2月25日に調査特別委員会小委員会より調査報告書が提出されておりますので、その内容を確認し問題について速やかに是正することを求めます。

以上のとおり報告いたします。

---

### ◎議員派遣報告

○副議長（角田秀明君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終了いたします。

---

### ◎町政報告並びに施政方針

○副議長（角田秀明君） 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

なお、施政方針が差し替えになりましたので修正後をご覧ください。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰明君） 皆さん、おはようございます。

第418回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田副議長をはじめ議員の皆様に感謝を申し上げます。また、傍聴にお越しいただきました皆様大変ご苦労さまでございます。

それでは、町政報告をさせていただく前に、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、一日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、全国各地において感染拡大防止に向けた対応がなされておりますが、ここ一、二週間が極めて重要な時期となっております。このような中、安倍総理は多数の方が集まるイベント等の中止、延期、または規模縮小等の対応、昨日には全国すべての小学校、中学校、高等学校等の臨時休校を行うよう要請したところであります。

ここ福島県においては、現時点で感染者の発表はありませんが、潜在的なリスクの危惧から危機管理意識を高めながら感染症対策に取り組まなければならないと強く感じております。なお、町といたしましても去る2月20日に矢吹町新型コロナウイルス感染症関連対策本部を設置いたしまして、各種情報の収集、共有を図り、迅速かつ的確な対応を図れるよう態勢を整えており、町主催の各イベント等の中止、延期や学校の臨時休校等についても町民の皆様への安全・安心、特に子供たち、お年寄り、そして基礎疾患を持つ方々の命を守る、弱者の方々の命を守るということについて最優先に万全な対応に努めてまいりたいと考えております。また、新型コロナウイルス対策につきましては繰り返しとなりますが、国・県市町村とも挙げてここ一、二週間が極めて重要な時期となっております、議会開会中ではありますが、最優先事項として対応させていただきたいと考

えております。つきましては、会議中に緊急に対応が必要な状況には担当職員が中座するようなこともあろうかと思いますが、議員の皆様の特段のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第418回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますので、ご了承ください。

まず、1ページをご覧ください。

台風19号関連についてであります。

矢吹町区長会では、12月1日から27日にかけて、台風19号で被災された方々への義援金の募集を行い、1月17日に常松正博区長会会長代理から町へ寄附を頂きました。多数の町民の皆様からご支援いただきました義援金は、2月6日現在で144万5,129円となっております。また、昨年10月25日に口座を開設し、受付をしております災害義援金につきましては、2月6日現在で19件、総額246万134円となっております。なお、県より令和元年台風第19号等災害被害に係る義援金の一次配分があり、1月31日に20件、62万5,000円の配分を行ったところであります。

次に、被災者支援窓口の開設につきまして、これまで各課がそれぞれ行っていた被災された方への支援に関する相談について、12月24日からまちづくり推進課に総合的な相談窓口を開設いたしました。開設に当たっては、各課の担当者によって被災者支援会議を開催し、被災された方の情報共有を行いました。今後も各課が連携し、被災された方への支援に継続して取り組んでまいります。

次に、被災家屋への罹災証明につきまして罹災証明書の申請に基づき調査した結果、大規模半壊8件、半壊4件、一部損壊15件の合計27件となっております。

次に、町税等の減免につきまして町では減免に関する条例等に基づき、町民税12件、減免額52万100円、固定資産税18件、減免額12万400円、国民健康保険税7件、減免額46万4,400円、介護保険料16件、減免額26万5,500円、後期高齢者医療保険料9件、減免額6万9,300円、総額143万9,700円の減免措置を行い、それぞれ2月中旬に税額更正通知を発送しております。

次に、被災者生活再建支援金の申請受付につきまして、2月6日現在で、基礎支援金6件、加算支援金1件の申請を受け付けており、基礎支援金は令和2年11月11日まで、加算支援金は令和4年11月11日まで随時受付を行ってまいります。

次に、農地及び農業施設に係る災害復旧事業につきまして、12月3日から1月24日までの間に、農地33件、水路31件、ため池4件、農道5件、揚水機2件、合計75件の災害査定を受検いたしまして、3億6,378万円が採択されました。今後、国の補助金を活用しながら早期に復旧に取り組むとともに、小規模な被災箇所につきましても起債等を活用し速やかな復旧に努めてまいります。

次に、公共土木施設に係る災害復旧事業につきまして、12月2日に道路4件、河川5件、計9件の災害査定を受検し、5,775万7,000円の事業費が採択されました。

また、12月18日には都市施設災害として1件受検いたしまして、486万7,000円が採択され、1月29日には道路1件、河川1件、計2件を受検し、1,651万1,000円が採択されました。今後、国の補助金を活用しながら早期復旧に取り組むとともに、災害査定の対象外となった被災箇所についても起債等を活用し速やかな復旧に努

めてまいります。

次に、農業集落排水施設につきまして、三城目処理場の一部浸水、陣ヶ岡地内におけるマンホールポンプ計装盤の水没の被害がありました。現在、災害復旧事業を進めております。

ここまで、町政報告から台風19号関連について抜粋し、報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興そして地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。その他の21項目につきましては、お手元に配付いたしました第418回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして令和2年度施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、第418回矢吹町議会定例会を招集し、令和2年度の予算案をはじめ関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

東日本大震災から9年、また令和元年台風19号から5か月が経過しようとしております。ここに改めまして、被災された皆様をはじめ、今もなお、避難生活を強いられている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本町では、町の最上位計画第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、新たなまちづくりにむけた政策・施策・事務事業を位置づけ計画的な事業の推進に努めております。令和2年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画のスタートの年となり、本計画は今後4年間のまちづくりの道しるべとなります。このような中、本計画の策定に当たり少子高齢化や人口減少問題などの現状を全国的、不可避な流れとして甘受せず、変えることのできるものとして、企業誘致、農業振興等によるよい働く機会と場をつくり、そして子育て教育支援等と高齢者に優しい環境整備を進め、将来にわたり皆様に選ばれる、そして誇れる矢吹町づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、今後の町政運営に当たり将来に希望の持てる活力ある矢吹町をつくる基礎づくりとして、町民、町議会議員の皆様、町職員等関係者の知恵を集めて、望まれる未来づくりへの布石、投資等を中長期スパンで考えていきます。そもそも本町は、古くからの交通の要衝として立地に非常に恵まれた地域であり、この矢吹町のポテンシャル（潜在力）を十分に引き出すため「新しい風」の下、活力あるまちづくりの基礎を築いてまいりたいと考えております。このような考え方の下、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の策定に当たっては、町民の皆様と共に考え、行動し、矢吹の可能性を最大限に生かした未来を創るための町民本位で福祉重視のまちづくりに向けた計画策定を進める必要があります。

このようなことから、今議会においては、新たな政策立案に向けた合意形成を図るための十分な時間が確保できないことから、第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画に位置づけられた218の事務事業の検証結果を踏まえた政策・施策・事務事業のみを掲載した暫定的な後期基本計画としまして、それらに基づく令和2年度の当初予算案の編成を行ったところであります。ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、まちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業についてご説明を申し上げます。

第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画（暫定版）では、全ての事務事業について実施計画書を策定し、具体的な年次計画や予算の見通しを立て事業に取り組んでおります。

令和2年度は、矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第6次矢吹町行財政改革大綱を踏まえまして、

これまで以上に財政運営の健全化を図り、歳出改革、歳入改革に努め、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を確実に実施し、計画・予算・評価を機能的に活用した行政経営システムにより、優先順位に基づいた事業展開を図ってまいります。

令和2年度当初予算における7つの分野ごとの主な事務事業は次のとおりであります。

「『人』、住む人みんなが健康で輝き、幸せを実感できるあたたかいまちをつくります。」の基本目標では、健康増進については、ヘルスステーション運営事業を推進し、科学的根拠に基づいたつくばウェルネス運動システムにより、個々に応じたヘルシープログラムを作成するなど、メタボリックシンドローム等の生活習慣病の予防を行い、健康増進を図ってまいります。

また、予防医療につきましては、町民の健康な生活を守るため、特定検診や各種検診の受診率向上を図り、疾病の早期発見、早期治療及び重症化予防に努めるとともに、特定検診の結果、再受診が必要な方には家庭訪問を行い、悪化防止と生活習慣の改善となる指導を実施するなど、未受診者対策に取り組んでまいります。

文化財の保存・活用等としましては、鬼穴古墳の災害復旧事業を継続するほか、保存に向けて基本設計を策定し、町文化財の保存・活用を行います。その他、歴史民俗資料については、資料の電子化を行い、令和2年度に開館予定の矢吹町複合施設へデジタルミュージアムとして導入する準備を進め、資料の適正な管理と保存によって学校教育及び生涯学習等で活用・鑑賞できる環境を構築してまいります。

スポーツにつきましては、各種市町村対抗大会の支援や中畑清旗争奪ソフトボール大会を一大イベントとして開催するとともに、総合型地域スポーツクラブの活動を積極的に支援し、スポーツを通じた健康維持増進及び世代を超えた住民間の交流推進を図ってまいります。

移住・定住促進につきましては、地域おこし協力隊を採用し、定住・2地域居住の拡大に向けた取組を推進するほか、首都圏などで開催されるイベント等で移住者向けパンフレットの配布等を行うとともに、ホームページで各種情報を発信し、本町への移住・定住を促進してまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

次に、「『支えあい』、豊かな自然環境の中で、みんなが支えあい助け合うまちをつくります。」の基本目標では、遺魂し運動については、全町クリーン作戦をはじめ全町民参加型の清掃活動を展開し、行政区、企業、各種団体等の自主的なクリーン作戦等と連携を図るとともに、矢吹町ごみ減量化推進計画に基づき、資源ごみの回収やリサイクルを推進するなど「ごみゼロのまち」を目指して取組を強化いたします。

また、動物に優しいまちづくりを目指すため、犬・猫等の保護や飼い主を探す等の取組をホームページやメール等を通じて実施するとともに、関係機関等との連携を強化し、犬・猫の不妊去勢手術を行うため助成金を交付いたします。そのほか、動物愛護センターと連携を密にし、ネットワーク等を利用して譲渡会制度について周知を図ってまいります。

介護保険事業については、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指し、公募により決定した民間事業者による特別養護老人ホームの建設が、令和3年2月の開所に向けて計画的に進められるよう支援いたします。

また、健康寿命の延伸という観点から介護予防に力を入れ、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、その高齢者に対して、運動機能の向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援等の取組を実施いたします。

そのほか、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく児童を対象としたサービスにより、障害者の自立に対し総合的な支援を行うとともに、しらかわ地域自立支援協議会などの関係機関と連携を図ってまいります。

また、高齢者福祉サービス事業としましては、高齢者単独世帯等への家庭ごみの訪問収集や配食サービス、訪問理美容事業等の充実を検討し、地域で安心して自立した生活ができるように支援を行ってまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『子ども』、未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくります。」の基本目標では、子育て支援事業では、切れ目のない支援を実施するために、未来の矢吹を担う子供は地域の宝という指針の下、町と地域と保護者が共に力を合わせて子育てをする体制の構築を目指し、矢吹町複合施設を拠点とした子育て世代の活動支援やニーズに即した町独自の子育て支援施策を拡充させることで、若い世代に選ばれるまちづくりを進めてまいります。

また、幼稚園・保育園については、町立幼稚園の弁当給食の無料化について検討を進め、子育て世代の負担軽減を図るほか、園児が安全・安心に過ごせるように教育環境の整備を進めてまいります。

小学校については、小学校施設長寿命化個別計画を策定し、計画的な改修、修繕に取り組んでいくほか、将来を見据えた小学校の適正規模・適正配置に向けて調査、検討を進めてまいります。さらに、給食施設設備事業として、給食センターの建設を見据えた検討を深めてまいります。

また、特色ある教育の推進としては、新学習指導要領の実施を見据え、モデル校へのタブレット端末導入により、プログラミング教育を実施し、論理的思考力を身につけるためICT教育の充実を図ってまいります。

さらに、学校、家庭、地域の適切な役割分担を図り、学校を応援する体制づくりを明確化するために、町立の幼稚園、小学校、中学校に設置したコミュニティ・スクールとの協働により、地域と連携した教育環境を整備いたします。

主な事業は記載のとおりであります。

「『仕事』、働く全ての人がやりがいを持って働き、経済的に自立できるまちをつくります。」の基本目標では、本町における地域創出の実現においては働く場の創出が重要な課題であるため、引き続き雇用の拡大に向けた施策を展開してまいります。

商業活性化対策としては、矢吹町商工会へ運営費補助金を交付し、事業者の加入を促進することで組織の運営強化を図ってまいります。さらに、中心市街地における空き店舗の改装や賃貸、空き地への店舗進出に関し、それらに係る経費の一部を補助することにより、空き店舗等の遊休資産の利用促進を図ってまいります。

また、地域ブランド化推進事業としては、関係団体との連携により、地域全体で新商品の開発や矢吹ブランド認証制度を展開し、地場産業の活性化を図ってまいります。

一方、本町の農業支援対策としては、担い手である農家が希望を持ち、将来にわたり持続的で安定した経営が可能となる新たな農業経営形態の支援を強化し、風評被害に打ち勝つ強い農業づくりと安心・安全の農産物づくりを推進いたします。

また、農政の転換等を踏まえ、大規模化や競争力・収益性向上を図る農業分野を拡充し、経営の合理化策として集落営農や法人化を推進いたします。農家の所得向上策としては、経営所得安定対策や農地中間管理事業

の強化を図るとともに、米の直接支払交付金が終了したことで主食用米への揺り戻しが懸念されるため、新規需要米の作付に対し町独自の上乘せ補助を令和元年度に引き続き行ってまいります。

さらに、ふくしま森林再生事業につきまして、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質拡散の影響で停滞している森林整備・林業生産活動を活性化させるため、間伐等の森林施業と路網整備を一体的に行い、低下しつつある森林の公益的機能、多面的機能等を回復させながら、森林内の放射性物質の低減を図り「ふくしまの森林」を再生することを事業目的としております。

令和2年度は白山地内などにおいて、間伐等の林業的手法による森林整備と放射性物質の低減を一体的に実施するとともに、三神地区の地権者に森林整備の同意取得を行ってまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『くらし』、みんなが安心して、誰もが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちをつくります。」の基本目標では、安全に暮らせる地域づくりとして、LED化した街路灯の適正な維持管理を行うとともに、電柱がない箇所へのソーラー式街路灯の設置を計画的に進めてまいります。

防災対策につきましては、白河地方広域市町村圏整備組合との連携により矢吹消防署の建設を進めるほか、災害発生時に即時に対応できるよう施設や活動資材の整備を行いながら、安全・安心なまちづくりを推進いたします。

また、公共交通につきまして、令和元年度に実施した公共交通の実証実験を踏まえ、あゆみ温泉行き無料健康バスの臨時停留所の増設、それから行き活きタクシー利用料金助成事業を本格実施するとともに、車等の交通手段を持たない交通弱者へ配慮した交通網の充実について検討いたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、住民の皆様による清掃活動を中断していた道路等側溝堆積物の撤去、処理については、JR東北本線東側の矢吹第2地区、中畑地区及び三神地区の一部を令和元年度内に、また令和2年度内には町内全域の作業完了を目指し、計画的に事業を推進してまいります。

公園整備につきまして、大池公園の護岸の更新工事や大林公園の遊具の更新を行うとともに、その他管理している公園についても、長寿命化計画並びに公園整備計画に基づいた整備を行い、安全で安心な触れ合いと憩いの場を提供いたします。

幹線道路網及び町道の主なインフラ整備につきまして、八幡町・善郷内線（羽鳥幹線水路）、神田西線、都市計画道路一本木29号線、舘沢田内線、中畑南4号線、東郷小松線、大和内井戸尻線、東郷牡丹平線の道路整備事業等に取り組み、幹線道路及び町道の整備促進に努めてまいります。

生活道路整備につきまして、臨時地方道整備事業及び現道を利用した簡易舗装を行い、生活環境の改善に取り組むとともに、橋梁の長寿命化対策として義務づけされた、5年に1度の近接目視点検の結果を踏まえ、老朽化した橋梁の修繕工事を計画的に行ってまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『人口減少対策』、矢吹に受け継がれる開拓精神で、みんなが将来に希望をもてるまちづくりを推進します。」の基本目標では、令和2年度は矢吹町復興計画の最終年度でありまして、復興のシンボルとして整備を進めてきた矢吹町複合施設が完成すること、また人口減少が想定よりも速い速度で進んでいることから本町の人口減少に歯止めをかけるため、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画では、基本構想の7分野の1

つである復興を人口減少対策へ変更いたしまして、人口減少対策に特化した政策・施策・事務事業の追加・拡充を検討してまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『計画実現のために』、計画実現のために、町民も行政も共に協力し行動する協働のまちづくりを進め、まちづくり総合計画に沿った行政運営を推進します。」の基本目標では、協働のまちづくりについては、第6次矢吹町まちづくり総合計画の理念を踏まえ、住民参加型のまちづくりを積極的に推進するほか、行政区が自主的、主体的な創意と工夫により区域内全域を対象に行う道路・側溝の清掃、または交差点、沿道の草刈等の事業に対する行政区活動の支援を行ってまいります。

ふるさと思いやり基金については、有効な財源確保の手段であることから、魅力ある返礼品について検討を深め、ふるさと基金として寄附の拡大を図るとともに、ふるさと「矢吹」の情報発信に努めてまいります。

また、情報化社会の進展を踏まえ、マイナンバーを活用した行政サービスの向上及び行政事務の効率化を図るため、令和元年10月から開始したコンビニエンスストア等での各種証明書の交付について、さらなる利活用を促進してまいります。

地域観光におきましては、矢吹観光案内所を拠点とし、観光資源の掘り起こしやフェイスブック等を活用した情報発信を行ってまいります。また、初代福島ゆるキャラグランプリに輝いた「やぶきじくん」の活用により、観光PRの強化及び観光交流人口の拡大に向けた取組を実施いたします。

人口減少社会、少子高齢化など地方を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、持続可能なまちづくりを推進していくため、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、新たな協働型社会の構築を目指して、効率的かつ効果的な行政運営、財政規律の確立を図り、新しい行政経営に取り組むことといたします。

主な事業は記載のとおりであります。

それでは、次に、予算の概要について申し上げます。

国の令和2年度予算は、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進めるとともに、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進し、地方においても、国の取組と基調を合わせ、徹底した見直しを進めることと示されております。

また、令和2年度地方財政対策については、地方税が増収となる中で、地方交付税総額について最大限確保するとともに、地方公共団体が地域社会の維持再生に向けた幅広い施策に自主的主体的に取り組むための地域社会再生事業費、さらに防災・減災、国土強靱化の推進として緊急自然災害防止対策事業費を確保するとされております。

このような状況から、地方創生の推進、地域社会の維持再生、防災減災対策等の重要課題に取り組みつつ、社会保障、社会資本整備、人口減少や少子高齢化等、経済社会の構造変化による課題に引き続き対応しながら、安定的な財政運営を行う必要があります。

それでは、本町の令和2年度の予算の概要について、一般会計を中心にご説明申し上げます。

予算の規模は、水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で125億1,504万6,000円、対前年度比9億8,307万8,000円、7.3%減となりました。

一般会計の予算規模は、82億3,000万円、前年度予算比9億8,300万円、10.7%の減となっております。

歳入の根幹である町民税については、給与所得、営業所得共に前年度と同程度の収入が見込まれるものの、農業所得が水不足による収量の減等により、減額を見込んでおります。また、固定資産税については、地価評価額が横ばいで推移しながら、家屋の新築、改築及び大規模ソーラー開発等により、増額を見込んでおります。

町税に次いで主要な歳入科目である地方交付税につきまして、国の地方交付税総額が対前年度比2.5%増の4,073億円増額されることから、普通交付税は前年度実績並みを見込み、特別交付税については、道路等側溝堆積物撤去処理事業等の交付税対象事業費の減により、地方交付税全体として減額を見込んでおります。

国庫支出金については、複合施設整備及び道路等側溝堆積物撤去処理事業の進捗に伴う事業費の減等により、減額を見込んでおります。

県支出金につきまして、ふくしま森林再生事業費の増等により、増額を見込んでおります。

また、繰入金につきましては、復興納付金基金の有効活用及び各種目的基金の繰入れと合わせ財政調整基金の繰入れにより増額を見込むものの、町債については起債事業費の抑制により減額を見込んでおり、必要な歳入の確保に努めながら、さらなる財政健全化の実現を目指した予算編成となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に見ますと、町税が0.7%増の23億2,053万2,000円、地方消費税交付金が消費税の税率改定により25.7%増の4億4,000万円、地方交付税が15.0%減の17億8,417万2,000円、国庫支出金が32.5%減の11億969万6,000円、県支出金が1.3%増の9億4,519万4,000円、繰入金が11.7%増の4億6,912万3,000円、町債が29.8%減の6億5,610万円などとなっております。

歳出予算の主な内容につきましては、当初予算書及び予算説明書をご覧くださいと思います。

また、予算特別委員会におきまして、各担当課長から詳しく説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、令和2年度行財政改革の方向性について申し上げます。

本町の行財政改革につきましては、これまでも財政再建等にいち早く取り組んできたところでありまして、事務事業の見直し、組織機構の簡素・効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進、人材の育成、住民との協働体制の確立など、町行財政の健全化・効率化に努めてまいりました。

また、成果志向、住民満足度重視、競争原理の導入など、民間の経営原理を取り入れた行財政経営への転換を強く進めてきたことにより、地方分権一括法による自治事務の増加や県から権限移譲、町民ニーズの多様化、高度化等による事務事業の増加等に対応することができ、行政組織、職員体制についても、簡素・効率化の動きを進めてまいりました。

これまで、長期にわたる景気低迷の影響等による町税収入の減少、さらに追い打ちをかけるように東日本大震災の復旧・復興など、厳しい対応が求められましたが、行財政改革大綱の理念の下、一丸となって取り組んだことにより、行政サービスにおける一定の成果とともに、健全化判断比率等の財政指標の改善が図られましたが、自立、持続可能な財政基盤の確立に道筋をつけるには道半ばでありまして、今後さらなる努力が求められるところであります。

平成28年度から新たにスタートした第6次矢吹町行財政改革大綱においては、これまでの理念を継承しつつ量から質の改革にシフトし、行政を経営するという視点に立ち、限られた人や予算などの経営資源を有効に活用して、町民が満足する行政サービスをよりよく、より効率的に提供できる質的な行財政改革を併せて行う改

革への転換を図っております。

「仕事の改革」「仕組みの改革」「人の改革」という3つの視点に基づき、町の情報を全国的に情報発信するタウンプロモーション活動の推進、ICTの有効活用による諸手続の電子化とサービスの迅速性・利便性の向上、職員の能力開発と人材育成といった12の推進項目に対し、体系的・集中的な改革を行うことで第6次矢吹町まちづくり総合計画の実現を後押しし、行政サービスの向上とともに、矢吹町独自の行政システムの確立を図ってまいります。

次に、令和2年度の組織機構の考え方について申し上げます。

令和2年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の初年度となることから、新たな後期基本計画の実現に向けた組織の検討を進めてまいります。

次に、国が進める上下水道の公営企業会計化への対応を図るため、令和3年度へ向けた小規模な改編を検討いたします。

令和2年度は、以上の組織体制の一部改編を行い、確実な事務事業の執行を行い、第6次矢吹町まちづくり総合計画の実現を目指してまいります。

終わりになりますが、令和2年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画のスタートの年、言わば新たなスタートの年となります。

町の将来像「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現に向けて、町民の皆様と共に考え、行動し、矢吹の可能性を最大限に生かす未来を創ってまいる所存であります。

矢吹町議会議員の皆様におかれましては、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも、町政に対するご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

令和2年度当初予算につきまして、何とぞ原案どおりご承認いただきますよう、ここにお願い申し上げます次第であります。よろしく願いいたします。令和2年2月28日、矢吹町長、蛭田泰昭。

以上でございます。

○副議長（角田秀明君） 以上で、町政報告並びに施政方針を終了いたします。

ここで、暫時休議いたします。

(午前11時00分)

○副議長（角田秀明君） 再開いたします。

まずは、皆さんにお知らせします。水戸教育長職務代理者、氏家教育振興課長、コロナ対策打合せのため中座しております。よろしくお願いいたします。

(午前11時10分)

---

#### ◎議案の上程、説明（議案第4号～議案第25号）

○副議長（角田秀明君） 日程第5、これより議案の上程を行います。

議案第4号から議案第25号までを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、提案理由の説明に入ります。

初めに、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、例年10月の県人事委員会勧告を踏まえまして、入居料の実態及びガソリン価格の変動等による職員の住居手当支給額及び通勤手当支給額、支給上限額を変更するものであります。

次に、議案第5号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、未来を担う子供たちを安心して生み育てられる環境の整備を図ることを目的に、新たに子供・子育て支援基金を設置し、妊娠・出産・育児など、子供・子育て支援事業の実施等に要する資金に充てるものであります。

次に、議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害援護資金に係る償還金の支払猶予の規定、償還免除事由の拡大、報告等の規定が整備されたことに伴いまして、条例における法令の引用条項について整理するものであります。

次に、議案第7号 矢吹町道路構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、道路構造令の一部改正に伴いまして、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道部分として自転車通行帯に関し、新たに規定し、また自転車道について設置要件を追加するものであります。

次に、議案第8号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、民法の一部改正に伴いこれまで2名、うち1名を矢吹町在住と規定しておりました連帯保証人について、矢吹町在住要件の撤廃及び1名とし、また連帯保証人が保証する極度額を入居当初の家賃12か月分に設定する等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 矢吹町定住化促進住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、先ほどと同様民法の一部改正に伴い、これまで2名と規定していた連帯保証人につきまして1名とし、また連帯保証人が保証する極度額を入居後4年目を超える家賃の12か月分に設定する等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことに伴いまして、これまで特別職非常勤職員としてきた職のうち、要件に該当しない職等について整理を行うものであります。

具体的には、本条例第1条において、矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、要件に該当しない職及び現存しない職を削除し、第2条及び第3条においては、矢吹町保健事業訪問員設置条例、矢吹町交通教育専門員設置条例をそれぞれ廃止するものであります。

なお、法律の施行日に合わせ令和2年4月1日施行とするものであります。

次に、議案第11号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係する条例について改正するものであり、3歳から5歳児の無償化に係る給付制度条文の追加、特定地域型保育事業者

の連携施設に関する規定の緩和、文言の整理等となっております。

次に、議案第12号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2億6,664万8,000円を減額し、総額を112億8,255万8,000円とするとともに、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税5,176万3,000円、国庫支出金1,241万2,000円をそれぞれ増額し、県支出金9,863万6,000円、財産収入6,967万1,000円、町債1億5,840万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を公共施設等整備基金への積立金等により1,871万3,000円の増額、民生費を特別会計への繰入金等により3,031万3,000円の増額、衛生費を放射線対策事業等により7,803万5,000円の減額、土木費を道路等側溝堆積物撤去処理事業等により3億4,670万円の減額、消防費を広域圏消防分担金等により2,636万4,000円の増額、教育費を国の補正予算に係る小・中学校ネットワーク整備事業等により8,273万4,000円増額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、道路等側溝堆積物撤去処理事業等の25事業につきまして、年度内完了が困難なことから総額17億5,802万2,000円を設定するものであります。

次に、債務負担行為補正の内容につきましては、矢吹町健康センター及び矢吹町ふれあい農園の指定管理料について、限度額1,711万8,000円を追加するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに学校教育施設情報化整備事業債を3,750万円追加するとともに、地域集会所整備事業債を40万円増額いたしまして、地方道路等整備事業債270万円、学校教育施設等整備事業債（小学校）130万円、農業施設災害旧事業債1億9,230万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第13号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3,230万3,000円を減額いたしまして、総額を18億4,718万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金14万8,000円、県支出金2,333万9,000円、繰入金2,160万3,000円、諸収入57万7,000円を増額し、国民健康保険税7,797万円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費1,960万円を増額し、国民健康保険事業費納付金1,530万円、保健事業費250万円、基金積立金3,410万3,000円を減額するものであります。

次に、議案第14号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,000万円を追加し、総額を3億3,995万2,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、国庫支出金849万5,000円、県支出金50万9,000円、町債2,150万円をそれぞれ増額し、繰入金50万4,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、事業費3,000万円を増額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、農業集落排水処理施設機能強化事業の年度内完了が困難なことから、3,000万円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、農業集落排水事業債2,090万円、農業集落排水事業資本費平準化債60万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第15号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,933万4,000円を追加し、総額を15億2,653万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料2,000円、国庫支出金631万7,000円、支払基金交付金685万6,000円、県支出金421万9,000円、繰入金194万3,000円を増額し、使用料及び手数料3,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費2,539万2,000円、諸支出金30万6,000円を増額し、総務費36万5,000円、基金積立金599万9,000円を減額するものであります。

次に、議案第16号 令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ213万2,000円を追加し、総額を1億7,980万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料14万5,000円、繰入金173万3,000円、諸収入25万5,000円を増額し、繰越金1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金213万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第17号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、収益的収入につきましては、既定の額から714万8,000円を減額し、収入予算総額を3億9,970万7,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額から43万5,000円を減額し、支出予算総額を4億3,574万1,000円とするものであり、収入の内容としては、営業収益440万円、営業外収益274万8,000円を減額し、支出の内容としては営業費用43万5,000円を減額するものであります。

また、資本的収入につきましては、既定の額に525万円を増額し、収入予算総額を1億9,433万8,000円とし、資本的支出につきましては、既定の額から1,100万円を減額し、支出予算総額を2億9,069万3,000円とするものであります。

収入の内容としては、負担金525万円を増額し、支出の内容としては、建設改良費1,100万円を減額するものであります。

次に、議案第18号 令和2年度矢吹町一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億3,000万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものでありまして、令和元年度当初予算と比較して10.7%の減となっております。

内容につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第19号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,079万5,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものでありまして、令和元年度当初予算と比較して3.5%の減となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税3億9,695万円、県支出金11億9,465万9,000円、繰入金1億5,439万6,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費3,608万2,000円、保険給付費11億8,049万9,000円、国民健康保険事業費納付金4億8,633万8,000円、保健事業費3,947万5,000円であります。

なお、本案につきましては、矢吹町の国民健康保険事業の運営に関する協議会より答申を受けた内容となっております。

次に、議案第20号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,881万8,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、令和元年度当初予算額と比較して2.7%の減となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料1億2,720万6,000円、繰入金2億3,148万6,000円、町債1億6,610万円となっております。

歳出の主な内容は、総務費1億5,836万3,000円、事業費1億3,340万6,000円、公債費2億8,604万9,000円となっております。

次に、議案第21号 令和2年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、一時借入金について定めるものであり、令和元年度当初予算と同額となっております。

歳入の内容は、繰越金37万3,000円であります。

歳出の内容は、一般管理費37万円3,000円であります。

次に、議案第22号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,194万6,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、令和元年度当初予算額と比較して5.2%の増となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,840万3,000円、繰入金1億4,257万6,000円、町債1億1,060万円となっております。

歳出の主な内容は、維持管理費6,757万1,000円、事業費7,640万1,000円、公債費1億6,767万4,000円となっております。

次に、議案第23号 令和2年度矢吹町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億5,375万円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和元年度当初予算と比較して3.4%の増となっております。

歳入の主な内容は、保険料3億550万円、国庫支出金3億1,897万7,000円、支払基金交付金3億7,150万7,000円、県支出金2億672万6,000円、繰入金2億4,200万2,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費4,468万2,000円、保険給付費13億2,051万3,000円、地域支援事業費8,323万9,000円でございます。

次に、議案第24号 令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,936万4,000円とし、一時借入金について定めるものであります。令和元年度当初予算と比較して8.7%の増となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億3,838万1,000円、繰入金5,057万4,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費893万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,002万5,000円、諸支出金40万1,000円であります。

次に、議案第25号 令和2年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。収益収入につきましては、総額を4億675万2,000円とし、主な内容としては、水道使用量を主とする営業収益3億9,152万5,000円、他会計負担金を主とする営業外収益1,522万5,000円であります。

収益的支出につきましては、総額を4億3,770万3,000円とし、主な内容としては、原水及び浄水費1億7,165万4,000円、減価償却費1億4,595万8,000円、支払利息及び企業債取扱費1,778万3,000円であります。

資本的収支につきましては、収入が企業債1億1,650万円など総額1億3,420万9,000円に対し、支出の総額は2億2,405万2,000円であり、差引き不足額8,984万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。支出の主な内容としては、配水設備費1億1,900万円、企業債償還金1億95万2,000円でございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎散会の宣告

○副議長（角田秀明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

本日は本当にご苦労さまでございました。

(午前11時33分)

## 令和2年第418回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和2年3月2日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案、請願・陳情の付託

議案第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号  
・ 第22号・第23号・第24号・第25号

請願第1号

陳情第1号・第2号・第3号・第4号

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員(11名)

|     |    |    |    |     |    |    |   |
|-----|----|----|----|-----|----|----|---|
| 1番  | 富永 | 創造 | 君  | 2番  | 三村 | 正一 | 君 |
| 3番  | 安井 | 敬博 | 君  | 4番  | 加藤 | 宏樹 | 君 |
| 5番  |    |    |    | 6番  | 鈴木 | 一夫 | 君 |
| 7番  | 青山 | 英樹 | 君  | 8番  | 鈴木 | 隆司 | 君 |
| 9番  | 栗崎 | 千代 | 松君 | 10番 | 熊田 | 宏  | 君 |
| 12番 | 藤井 | 精七 | 君  | 13番 | 角田 | 秀明 | 君 |

欠席議員(2名)

|     |    |   |   |     |    |    |   |
|-----|----|---|---|-----|----|----|---|
| 11番 | 吉田 | 伸 | 君 | 14番 | 大木 | 義正 | 君 |
|-----|----|---|---|-----|----|----|---|

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |    |    |   |                  |     |    |   |
|--------|----|----|---|------------------|-----|----|---|
| 町長     | 蛭田 | 泰昭 | 君 | 教育長<br>職務代理者     | 水戸  | 勘十 | 君 |
| 企画総務課長 | 阿部 | 正人 | 君 | まちづくり<br>推進課長    | 山野辺 | 幸徳 | 君 |
| 税務課長   | 三瓶 | 貴雄 | 君 | 会計管理者兼<br>総合窓口課長 | 小針  | 良光 | 君 |

|             |   |   |   |   |                          |                 |   |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|--------------------------|-----------------|---|---|---|---|---|
| 保健福祉課長      | 泉 | 川 | 稔 | 君 | 産業振興課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 佐               | 藤 | 豊 | 君 |   |   |
| 都市整備課長      | 福 | 田 | 和 | 也 | 君                        | 教育次長兼<br>教育振興課長 | 氏 | 家 | 康 | 孝 | 君 |
| 子育て支援<br>課長 | 国 | 井 | 淳 | 一 | 君                        |                 |   |   |   |   |   |

---

職務のため出席した者の職氏名

|        |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 梅 | 原 | 喜 | 美 | 副局長 | 加 | 藤 | 晋 | 一 |
|--------|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|

---

◎開議の宣告

○副議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、14番、大木義正君より、引き続き欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

また、11番、吉田伸君は、体調不良のため本日は欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○副議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間について確認させていただきます。

一般質問は、質問の回数に制限はありませんが、答弁を含め60分以内であります。

制限時間3分前には予備鈴を1回鳴らし通告しますので、制限時間内の発言の取りまとめをお願いします。

また、60分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることとなります。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

---

◇ 富 永 創 造 君

○副議長（角田秀明君） 通告1番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） まず、傍聴席にいらしている皆さん、傍聴ありがとうございます。

通告に従いまして順次質問をしたいと思います。

まず、本町南町地内の大規模太陽光発電設備設置の対応についてであります。

太陽光といいますのは、循環型社会形成の推進、CO<sub>2</sub>削減、地球温暖化対策としての再生可能エネルギーの一つであります。太陽光発電は、そういう意味で非常に有益であり、この事業に対して私は反対するものではありません。しかし、本町南町地区内のような住宅地の多くある近くで、また町民の誇りでもある豊かな自然環境や、三十三観音史跡公園のあるこの地域に、5,000平米以上の大規模太陽光発電設備の設置を目的にした造成工事が進められております。

これに関しまして質問、1番目ではありますが、このメガソーラー設置の許認可に、本町はどのような町民の利益を期待できたのか。

2番目、パネル設置のための造成工事中に起きている騒音、振動などの問題に、近隣住民からの不満が爆発しております。誰もが安心して暮らすことができる持続可能な地域コミュニティの維持のためにも、本町は今後こうした問題にどのように応えていくのか。

3つ目、町民の誇る貴重な自然が残る地域や、快適な田舎の住環境に憧れて暮らす人がいる地域においては、大規模太陽光発電設置を望まない宣言をするという考えもあるが、町長の見解をお伺いいたします。

続きまして、予防医療対策についてであります。

皆さん、マスコミ等ではご存じのように、毎日のように報道されております。最近の新聞では1面にわたって新型コロナウイルス感染症、その関連記事が報道されております。

こうした中で、昨年12月以降、中国武漢で発症した新型コロナウイルスの感染が世界に広がっておりまして、国内での感染者は2月16日には400人を超すと報道されています。この2月16日というのは、この通告をした日に近かったものですから、2月16日をここに述べさせていただくわけですが、最近ですと2月29日、国内感染者は947人、ダイヤモンドプリンセスのクルーズの乗客・乗員を含む数字であります。なおかつ、3月1日においては感染者、いわゆる世界規模につながりつつありますので、58の地域と国で報告がありますが、既に5,719人うち96人が残念ながら死亡されております。こうした状況の中で、この新型肺炎の拡大を受け、早い段階での適切な対策が考えられますが、町長の考えをお伺いいたします。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

我々は年を取るに従いまして、健康で自立した生活が送れる元気な心身状態から、誰かの助けが必要な要支援、要介護状態に陥っていきます。このような元気な状態から要支援、要介護状態に至る、その間の段階がフレイルと呼ばれるものです。そして、高齢者の虚弱状態が現れると。今まで元気だったんですけれども突然要支援、または要介護にすんと行くわけではなくて、その要支援、要介護に至るまでに一つのトンネルがあるとすると、その間に我々は筋力の低下、そして転倒の増加並びに認知機能や社会交流の低下、また閉じ籠りなどの状態が自覚される、このような状態をフレイルと呼ばれております。

この高齢者の虚弱、フレイル状態と判断された段階において、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能であると聞かすが、本町の医療・介護が連携したフレイルの対策はどのように行われ、成果が上がっているのか、お尋ねいたします。

よろしくお願いたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、南町地内の大規模太陽光発電設備についてのおただしであります。当該林地開発につきましては、民間事業者が行っている事業であります。開発区域の面積が約15ヘクタール、パネルなどの設置面積が約10ヘクタール、年間発電量が約1万メガワットを想定する大規模太陽光発電施設であります。

大規模太陽光施設の設置には、経済産業省より再生可能エネルギー発電施設の認定を受けることが前提であり、その後、各法令の許認可制度に基づき、全ての基準を満たすことで、開発に着工することができるもので

あります。

南町地内の大規模太陽光発電施設につきましては、開発エリア全体が山林であることや開発面積が1ヘクタールを超えるため、森林法第10条の2の規定により開発事業者が県知事へ許認可の申請を適正に行い、許可を受け開発行為が行われているところであります。

また、町といたしましては、矢吹町内における太陽光発電設備の設置を適切に誘導することにより、良好な自然、景観及び生活環境との調和を図り、設置区域及びその周辺地域における災害の防止に資することを目的に、矢吹町太陽光発電設備設置指導要綱を制定しております。本要綱の適用を受ける設置事業は、設置区域の土地の合計面積が5,000平米以上であり、事業者の責務として、関係法令を遵守し、設置区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害を防止し、地元自治会等と良好な関係を保つこととし、事業実施に伴う事故、地元自治会等との紛争が生じたときは、自己の責任において誠意を持って解決することと定められております。また、要綱の規定により、地元説明会等を開催し、必要書類を添付し担当窓口へ届出することとなっております。

なお、議員おただしの町民の利益につきましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故後、国では再生可能エネルギーの導入を推進しております。町といたしましても、太陽光発電を含めた再生可能エネルギーは安全・安心なクリーンエネルギーであり、地球温暖化対策としても必要不可欠な事業であるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害の払拭にもつながると思われることから、町民の利益にもなると考えております。

今後も、太陽光発電施設の設置につきましては、事業者への適切な指導を行いながら、自然と共生した環境に優しいまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大規模太陽光発電所建設工事に伴う騒音及び振動などの問題についてのおただしであります。さきの12月議会で答弁いたしましたとおり、建設工事に伴う騒音及び振動につきましては近隣住民から苦情が寄せられている状況にあります。

町といたしましては、苦情があれば直ちに現場状況を確認し、町と開発行為者で取り交わした環境保全に関する協定書に基づき、施工業者に対して騒音及び振動の抑制をお願いしてまいりました。また、騒音及び振動の発生により、近隣住民の生活環境へ影響を及ぼしていることを踏まえ、施工業者には、地域住民に建設工事についてご理解をいただくため、協定書を基に作業工程表の提示や防音シートの設置について周知いただくように、住民説明会を開催していただくようお願いし、2月16日に実施されたところであります。

今後も定期的に現場へ出向き、施工業者には的確な対応として、作業工程表の提示、そして作業内容の丁寧な説明、地域住民の現場視察を実施し、近隣住民の声に耳を傾け、地域へ理解を深めるようお願いするとともに、さらに林地開発の許可者である福島県に対しても適切な指導を申入れ、地域住民の良好な生活環境の保全に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大規模太陽光発電設備の設置についてのおただしであります。

本町は、第6次矢吹町まちづくり総合計画のキャッチフレーズである「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち やぶき」のとおり、広大な田畑が広がっており、ところどころに丘陵地帯が点在している自然豊かな地域であります。さらに、恩賜林や五本松の松並木が福島県の自然環境保全地域に指定されるなど、

貴重な自然を有しております。

一方、太陽光発電などの再生可能エネルギーについて申し上げますと、再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出せず、資源に乏しい我が国においても国内で生産が可能なことから、国によって積極的に導入が推進されているところであります。特に、東日本大震災以降は再生可能エネルギーを取り巻く情勢が大きく変化し、原子力発電に依存しない、安全・安心でクリーンなエネルギーとして見直され、福島県では平成24年3月に福島県再生可能エネルギー推進ビジョンの改正が行われまして、再生可能エネルギーの導入拡大を推進しているところであります。

しかしながら、議員おただしのとおり、大規模太陽光発電の設置に当たっては広大な土地が必要となり、山林を伐採して設置される例が多く、環境や景観の保全や土砂災害等への不安から、近隣住民の反対運動等のトラブルが発生していることが報道されております。本県におきましても、自然環境に著しく影響を与えることから、大玉村では令和元年6月議会で、大規模太陽光発電所と大玉村の自然環境保全との調和に関する宣言が可決され、大規模太陽光発電施設の設置を望まない宣言をし、同年12月議会では大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例が可決され、大規模太陽光発電施設の設置が条例で規制された例もあります。

太陽光発電を含めた再生可能エネルギーの推進につきましては、地域資源の有効活用であり、地球温暖化対策にとって必要不可欠な事業であると認識しておりますが、他方、自然環境の保全、そして地域住民との合意形成も大変重要であると認識しております。今後の大規模太陽光発電設置に係る対応につきましては、近隣自治体の動向を注視するとともに、地域住民との合意形成、さらには本町の豊かな自然環境の保全という観点からも検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスへの対策についてのおただしであります。昨年12月以降、中国湖北省武漢市におきまして新型コロナウイルス感染症発生の報告があり、その後、日本国内での感染者が確認され、3月1日現在、クルーズ船ダイヤモンドプリンセス号の乗客等を含めると961人となっております。

このような状況を踏まえ、町では1月30日からホームページへの情報掲載を開始し、新たな情報などについて随時更新を行い、日々変化している新型コロナウイルスへの対応状況・留意事項等の情報提供を行っております。また、全職員に対して、町民の方々への対応方法、県南地域感染症情報をメールで配信し、職員の情報共有を図っております。さらに、感染すると重症化する可能性が高い高齢者の方々や、基礎疾患、持病がある方などが少しでも不安や心配が解消できるように、広報やぶき3月号に併せ、感染症に対する予防啓発及び相談窓口案内等をお知らせするチラシを全戸配付いたしました。

なお、2月20日には、町全体での情報共有及び対策を図るため、矢吹町新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連対策本部を設置し、2月21日に第1回矢吹町新型コロナウイルス感染症関連対策本部会議を開催いたしました。

また、2月25日、国は新型コロナウイルスの感染拡大に備え、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定し、翌日の26日には、国の感染症対策本部会合において、安倍首相より「多数の方が集まる全国的なスポーツや文化イベントについて、今後2週間は中止や延期、規模縮小の対応を要請する」との表明があり、町といたしましても、町民の健康と安全・安心な生活を守ることを最優先いたしまして、町主催の事業やイベント等について、今後2週間、国としてもこの一、二週間は山場ということでおっしゃっておりますが、中止や延

期、規模縮小の対応をするという方針を決定いたしました。さらに、27日には、安倍首相より「3月2日から春休みに入るまで、全国の小中学校・高校・特別支援学校を臨時休校するよう要請する」との発表があり、それを受けて、翌日2月28日に臨時の教育委員会を開催し、3月4日から3月23日まで、町内小中学校・幼稚園を臨時休校とすることといたしました。

現段階では、福島県内での感染者の発表はありませんが、今後も国及び県と連携し、町民が健康で安全・安心な生活を送れるよう、職員の危機管理意識を高めながら、感染症対策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、高齢者のフレイル対策及び成果についてのおただしであります。フレイルとは、富永議員がご説明のとおり、加齢により心身が衰えること、要介護状態になる可能性が高い状態を指し、健康な状態と要介護状態の中間の段階と言えるものであります。

フレイルを防止する対策といたしましては、適度な運動、規則正しくバランスのとれた食事、感染症の予防、口腔ケア、外出の機会を増やすことなどが挙げられます。本町では、要支援・要介護状態になることを予防するために、次のような事業を行っております。

まず、一般介護予防事業として、住民が主体となり介護予防体操を行う通いの場に、町が理学療法士や作業療法士を派遣し、体操指導や体力測定を実施しております。また、地区ごとに開催するサロン活動には歯科衛生士や栄養士等の医療的専門職を派遣し、口腔ケア、栄養指導などの介護予防講座を行うことで、町民の要支援・要介護状態の予防を支援しております。なお、通いの場につきましては、平成29年度は1グループのみでしたが、現在は6グループが立ち上げられまして、毎年増加しております。

また、今年度からの取組といたしまして、健康麻雀交流会を令和元年11月から開始いたしました。初心者から経験者まで、富永議員ご指摘にありました高齢者の引き籠もり防止、外出の機会を増やす目的で月2回、中央公民館で開催しております。毎回20名以上の参加があり、当初の見込みを上回る人数となっております。

さらに、要支援・要介護認定を受けていない方でも、基本チェックリストにより総合事業対象者と認められれば、訪問型・通所型サービスを利用できるため、サービスを利用しながら生活の質を維持し、ひいては要支援・要介護状態の予防につなげております。

これらの事業以外につきましても、普段から支援の必要な高齢者について相談や通報などがあった際に、町や地域包括支援センターが連携して訪問を行うなど、医療機関や関係機関などと連携を図りながら必要な支援を行い、高齢者が要支援・要介護状態に陥ることのないよう活動しております。

一方、本町の65歳以上の人口につきましては、平成29年4月時点で5,008名、平成30年4月時点で5,061名、平成31年4月時点で5,139名と、平成29年から平成31年にかけて131名増加し、増加率は約2.6%となっております。また、その一方で要支援者・要介護認定者数につきましては、平成29年4月時点では要支援者が159名、要介護者が590名、合計749名、平成30年4月時点では要支援者が149名、要介護者が617名、合計766名、そして平成31年4月時点では要支援者が146名、要介護者が614名、合計760名と、平成29年から平成31年にかけて要支援・要介護認定者数は11名が増加し、増加率は約1.5%となっており、65歳以上の人口増加率と比較した場合、1.1%程度低い数値ということになってございます。

以上のことから、65歳以上の人口増加率と比較して、要支援・要介護者の増加率が低い状況であることから、

介護予防事業等により一定の成果を上げていると判断しております。今後は、団塊の世代が75歳以上となり、医療費、介護給付費などの社会保障費について一層の増大が見込まれる、いわゆる2025年問題など、本町におきましても介護給付費の抑制は喫緊の課題でありまして、高齢者の介護予防事業につきましても、より一層取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（角田秀明君） 再質問はありますか。

1番。

○1番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。

本町南町地内の大規模太陽光発電設備設置の対応についてに関連した再質問をさせていただきます。

町のほうでは、要綱をつくり、こういった事業者に対しての指導を行っているということではありますが、現在もその要綱に従って業者に対しての指導等を行っているのか、お聞かせください。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、富永議員の再質問にお答えいたします。

現在も町の要綱に基づいて指導を行っているのかというようなご質問でございますが、今回、幾つか地域からの要望がある中で、この中でその要綱を適用した中での町の、この要綱には町が指導できるという要綱がございますので、それに基づいて各種の指導を行っているところでございます。

以上であります。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） そうしますと、町長答弁の中で、事業者の責務として関係法令を遵守し、設置区域周辺地域の生活環境に十分配慮という言葉も入っておられます。さらに災害を防止と、そして地元自治会等との友好な関係を保つ、そして、そうした自治会等との紛争が生じたときには、自己の責任において誠意を持って解決するということが答弁されております。でも、現状は私の質問の中にもありましたように、その近くの地域の人たちはもう不満爆発させている、感情的な部分もありますけれども、実際騒音の音が相当ひどいと、そういうふうなことで果たして良好な関係を保っているのか。

そして質問ですが、この指導要綱、果たして今その指導要綱の目的であります生活環境との調和及び周辺地域における災害の防止に資することを目的とするとうたっております。果たしてこの要綱と現在の状況、うまく役割を果たしていないのではないのか、限界があるのではないかと私は考えますが、いかがなものかお答え願ひます。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、富永議員の再質問にお答えいたします。

要綱の有効性といいますか、十分に効いていないのではないかというふうなご指摘でございますが、要綱の中で事業者の責務ということで、事故、公害、災害等を防止し、地元自治会と良好な関係を保つという要綱がございます。その上で、それを目的といたしますが、事故等が発生したときは地元自治会において、自己の責任において誠意を持ってこれを解決するということが規定されております。

今回の騒音問題に関しまして、地元からの要望もある中で、2月16日の説明会、これが事業者としての責任において誠意を持って、解決に向けての説明会になっているのかなというふうに考えております。

以上であります。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 2月16日に行われた説明会、私も参加しております。でも、あの場、説明会を初めて開いたわけですけれども、地元の人たちの不満、それから、これから起きる心配等を含めて、何ら解決に至る道筋は得られなかったのではないかという私の印象であります。

この要綱のほうはそこら辺までにしておきまして、印象とすればこの要綱では全く抑止力もなければ、我々の生活環境を保つため、生活環境を維持するため、そういった役割を果たし得ない要綱であるなという印象であります。

次に別な質問をさせていただきます。

前回12月議会において、私は同じようなこのソーラーパネルの振動、騒音についてたどしました。そのときの答弁の中で、本工事に伴う騒音及び振動について、町に苦情が寄せられている状況にあるということで、認識はしているなど、担当課のほう、また町は認識はしているなという印象でありまして、当該地区は用途区域外のため、騒音規制法、振動規制法の規制適用はありません。環境保全に関する協定にある協定により、今回の答弁にも触れていますが、施工業者への騒音及び振動の抑制をお願いしてまいりますという前回の答弁でありました。その中で、騒音規制法、振動規制法の規制適用は、当該地区は、つまり滝八幡地区ですね、用途区域外のためというふうな答弁をされていますけれども、ここら辺、用途区域外ということで積極的な規制、また指導ができないのではないのかと思われまますが、ここら辺の説明お願いいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） それでは、富永議員の再質問につきましてお答えいたします。

こちらの騒音問題につきましては、昨年9月から地域住民からの騒音苦情を認識しております。6か月ほど経過したということで、その間、施工業者は騒音の抑制につきまして、町から度々お願いをしてまいりました。そうした経過もありまして、工事にかかる滝八幡地区の住民説明会の開催についても昨年度からお願いし、2月16日に実施されたところでございます。

そうした中、富永議員からの騒音、振動対策という指導につきましては、環境保全に関する協定書ということで、町と開発行為者の業者におきまして協定書を結んでございます。その中に施設の新設等という項目に、騒音、振動対策というところ項目ございますので、これをもちまして業者とお願いを行っているということで、

先日の説明会の経過につきましても、担当のほうからいろいろな意見、苦情があるというところで、業者のほうも認識しているということで、地域住民にしっかり寄り添った対応をするということで、説明会の後も町のほうに来てお話をされていまして、これからも地域住民あるいは施工業者の間に町も入りながら、しっかりした調整を行ってまいりたいなというふうに思います。一応答弁でございます。

それでは、1点ご説明申し上げたいと思います。当該地区につきましては、12月の答弁にもあったとおり、町の用途地区以外のために、騒音規制法及び福島県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業実施届等の規定はございません。しかしながら、先ほど申しました環境保全に関する協定書の中に指導項目として、騒音、振動対策がございますので、しっかりと業者のほうに指導してまいりたいなというふうに思います。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 騒音に関してですけれども、今日は朝8時からあの地区ではガガガという音で始まって目を覚ましております、こうした状況であります。音の強さを測る単位としてデシベルというのございますけれども、町のほうは測っているのかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 富永議員の質問にお答えします。

騒音の測定はしているのかというところでございますが、測定はしております。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

1番。

○1番（富永創造君） では関連しまして、どれくらいの数値を確認しているのかお答え願います。

○副議長（角田秀明君） まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） それでは、富永議員の質問にお答えします。

私も何度か現場のほうに出向いてございます。工事現場での測定値でございますが、55デシベルというような数値を把握してございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（富永創造君） この55デシベル、1か所なんですか。複数か所及び屋外、外で測ったものでしょうか。住民の方には、会社も測っているらしいですけれども、その会社は何と車の中で測っていたそうです。そういう状況でありまして、町のほうではどういうふうな状況の中で、そして箇所ですね、どういった箇所で測っておられたのかお答え願います。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 富永議員の質問にお答えします。

まず測定した場所ということで、滝八幡の住宅地内におきまして測らせていただきました。私行ったときは3か所ほど測らせていただきました。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

1番。

○1番（富永創造君） 先ほど、55デシベル、そして滝八幡住宅地内の3か所で、恐らく工事が行われているときに測られたのかなとは思いますが、55というのは私の資料の中では、騒音の大きさの目安というものがあつて普通なんです、50デシベルが小さな声、あのガガガという岩盤を裂く粉碎する、あの重機から発する音とは到底結び付きません。

例えば、いろんな騒音の規制において70デシベルというのは結構高い数値になっておりますが、この70デシベル付近ですと、我々の身近な生活の中で感じる音として、ちょっとセミにはごめんなさいなんですけれども、セミの声、これを間近で聞いたときには70デシベルということでありまして。あのガガガというのは、どう受け取っても70に近いのではないかと、私にはそういうふうに感じます。

ただ、そういうことでお願いになるかもしれませんが、今後その測定、朝8時から平日、月曜日から金曜日まで、そして午後4時くらいまで続きます。そういった中でしっかりと測定、その報告をお願いできればと思います。

質問なんですけれども、作業工程表とか防音シートというものが、確かに現場では騒音防止のために設置されてはいますけれども、形だけのものであるということ認識できないものかと思つています。また、答弁の中で定期的に現場に出向くと答弁されておりますけれども、どれくらいの日数というか、定期的に現場に出向いているのか、そこら辺ちょっと細かくなりますけれども、説明お願いいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 富永議員の質問にお答えいたします。

どのくらいの割合で測定するのかといったところですが、今後、検討いたしました週に2回とかというところで測定したいなというふうに思つていますし、また苦情がありましたらその都度、直ちに出向いて対応してまいりたいなというふうに思つています。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

1番。

○1番（富永創造君） では、別な質問に移りたいと思つています。

3つ目の質問で、いわゆる大玉村で宣言されました大規模太陽光発電設置を望まない宣言に関してであります。

あの地域は安達太良の麓でありまして、田園地帯でもあります、唯一県内で人口が増えている地域でもあります。そういった中で田園が広がっている、非常に自然豊かな、そして日本一美しい村、地域、そういう宣言

もしているかなと思うんですけども、そういった中でこの矢吹も「田園の町 やぶき」と言われております。さらに答弁の中にありましたが、この地域には恩賜林や五本松の松並木といった、自然環境保全地域もあります。そして隈戸川周辺、三十三観音史跡を含めて、この町の中で唯一残された自然豊かな地域であります。

こういった中に5,000平米以上の大規模開発、太陽光であったり、ほかの事業の場合も考えられますけれども、こういった中でそういったものを我々の宝として、私は価値あるものだと、そういう価値のある地域資源であると考えております。そういった中に、大規模で開発が進められているということは、やはりいかなるものであろうか、我々の宝が消えていくのではないのか、矢吹町の特色あるこの地域がなくなってしまうのではないのか、そういう危惧がございます。そういった中から、こういった宣言をするというのは大切ではなからうかと思いますが、ここら辺の考えをお尋ねいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 富永議員の質問にお答えします。

今後、答弁中にもあるんですが、今後大規模な太陽光発電設置に係る対応につきましては、近隣市町村の動向を注視するとともに、地域住民との合意形成、さらには本町の豊かな自然環境の保全という観点からも検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 今の答弁だと、ちょっと私にとっては踏み込みが不足しているなということで、また別の機会にさらに力をつけて質問していきたいと思っております。

続きまして、2 つ目、予防医療対策についての質問に移らせていただきます。

現在、新型コロナウイルスに関わる肺炎ということで、どんどん状況が変わっています。そういった中で町の対策、対応、そういったものが順次求められていると思います。町のほうも早い段階、2月21日の時点で本部を設置しております。こうした中で住民の方目線を考えたときに、3月1日時点で住民には広報として配られている冊子があると思うんですけども、感染予防に対しての周知ということで石けんの手洗い、ちょっと細かくなりますけれども、そんなものがありました。これ、あれ見ただけではちょっとどういうふうのかなと、石けんの手洗い及びアルコール、これは予防、最初の自己防衛、町民における自己防衛であると思うんです。感染が、まだ福島県幸い感染者が出たという報告はありません。でも、今大切なのは自己防衛であると思います。

そういったところでちょっと細かくなりますけれども、あのチラシの中にありました石けんの手洗い、そしてアルコールによる消毒液の使い方、そのら辺実際にやっていただければなと思います。つまり、文の中のイメージと実際のイメージ、これが大きい違いがあるのではないのか。例えば、手を洗えばいいのかな、マスクをすればいいのかなといったときに、手を洗う、ジャーってバーってこれでいいや、これも手を洗うの一つです。

その次、アルコール消毒、シャッシュッシュ、これで大丈夫だと、これも一つの仕方です。しかし、専門家から見た場合に、どういった洗いが正しいのか、これはある意味細かいことですが大切なことであろう、ま

してや今自己防衛という言葉もありますけれども、予防が今この時点では一番大切だと思いますので、ちょっと突然の質問で申し訳ないですけれども、やっていただくか、また答えていただくか、お願いできますでしょうか。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 富永議員のご質問にお答えをいたします。

3月1日付で広報やぶきと一緒にチラシを配付させていただきました。こういった絵柄が書いてはあるんですが、ちょっと分かりづらいというところもあると思うんですけれども、ポイントは手首のほうとかこういったところまできちんと洗うというのがポイントだとは思っております。あとはせきのエチケットとか、それから、このような症状がある方は相談センターのほうにご相談くださいというふうなことなんかも記載しております。今後も国・県等の情報等を、町民の方々に上手に伝えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（富永創造君） この新型コロナウイルス感染症、何度も繰り返しますけれども、福島県ではまだ感染者は出ておりませんが、何人かの感染の疑いのある方はそれぞれの指定医療機関で今入院されているということも伺ってきております。この我々はそういうことで、予防に対する認識、これが非常に大切な時期でもあると思っております。

また、こういったウイルス関連の感染、これは我々の歴史の中では何度か繰り返されております。これは自分たちの認識をもっと深めなければならぬかなという意味で話して、それから質問していくわけですが、昔だとペスト、そして1918年ですとスペイン風邪、これは3月から8月にかけて第1波がアメリカ、デトロイトから起きております。そして、その秋、第2波が行われて、そしてその2波のときに野口シカさんはスペイン風邪で亡くなっております。余計なことかもしれませんが、皆さんご存じのように野口英世さんのお母さんです。そして第3波が次の1919年に訪れ、第2波と第3波のウイルスの正体はいまだに分っておりません。そして最近ではSARS、これもウイルス菌です。そして新型インフルエンザ、これも同じ、そして今回と、このように100年の中においても三度、何か自然災害と同じようにして、我々はこうしたウイルス感染を体験してきているわけです。

こういった中で、これは予防として自己防衛をしっかりと町民にも伝える必要があると、今の段階ではあります。皆さんに余計な心配をさせたくありません、パニックもさせてはいけません。そういう中で正しい情報、これはしっかりと伝えるべきだと私は考えます。

そこで、今、泉川課長さんから手の洗い方というのはありましたが、実際あの洗い方ではまだウイルス菌は手に残っているでしょう。そして、アルコール消毒においては、シュッシュではアルコールは気化します。じわっと手から滴り落ちるくらいの量で、石けんで手を洗うと同じように洗うと、それくらい徹底して洗っていくことで感染は防がれると言われております。

そういうことで、質問というか要望になるかもしれませんが、こういった認識を町民の皆さんに持ってもらうために、今後さらにこういった予防に対しての町から町民に伝えていくということを考えているかどうかお尋ねいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 今後の対応というふうなことでございますけれども、今後も国・県等からまいった情報をホームページ等でリアルタイムにお伝えをし、必要に応じて情報提供のほうは随時行ってまいりたいと考えております。あと、チラシのほうには当課のほうの電話番号、案内なども掲載してはおりますので、問合せ等がありましたら、随時回答していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 国及び県のほうからこうしてほしいということで、チラシの中にも新型コロナウイルスを防ぐにはということで、今課長が答弁されたように、疑いがある方がいた場合に、自分はもしかしたら感染しているのではないのか、最初の窓口、これは保健福祉課または帰国者接触者相談センター、いわゆる県南保健所になっているかなと思うんですけれども、現在であればいいんですけれども、これ恐らくそれぞれ対応する電話は1本ではなかろうか、そう推測するのですが、どのようなものかお答え願います。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 連絡先の案内でございますけれども、町とそれから県南保健所、福祉事務所につきましては平日だけのご案内というふうなことで、電話番号はそれぞれ記載しております。それから厚生労働省の相談窓口、フリーダイヤルのもがございます。こちらにつきましては土日、それから祝日についても受付を行っているような状況でございますので、その時々状況に応じて、それぞれその方の判断でかけていただくしかないのかなというふうに思っております。ま、一番目は保健所というふうなことが一番だろうなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 今のお答えでちょっと私自身、本当に感染者が出た場合、これはあくまで最悪の状況においてであります。恐らく報道関係者ではパニック状態になる可能性もありますから、そこら辺もう少し考えていただければと思います。

時間がありませんので、本部設置した場合、本部委員がいろいろ各課長になっておりますけれども、今の現状において、学校の生徒さん、またその親、一般の方がいろんな心の悩みが出てくる状態にあるのではないかと

病気にかかるということよりも、それに対する不安、心配、そういったものの相談、それはどこが担当しているのか、または電話1本で対応できるようになっているのか、窓口は1つなのか、これは課長さん全員ここへののっかっておりますけれども、構成メンバーの中に、果たしてカウンセラーのような役割の方がいらっしゃるのか、そこらへんお伺いいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 富永議員のご質問にお答えをいたします。

心の相談というふうなことでございますけれども、町であれば保健福祉課、あるいは学校であれば学校教育課ということでそれぞれ所管課に相談していただくのが一番よろしいのかなと思っております。それから、保健所などももちろんですが、そういった専門の方もいらっしゃいますので、保健所なども相談の窓口ということで対応は可能だと思っております。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 以上で、1番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

11時15分に再開します。

（午前11時03分）

---

○副議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午前11時15分）

---

### ◇ 三 村 正 一 君

○副議長（角田秀明君） 通告2番、2番、三村正一君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席の皆様、議会傍聴にお越しいただきありがとうございます。

まず、新型コロナウイルスでお亡くなりになられました方々にお悔やみを申し上げますとともに、国民一丸となって対応して、一日も早い収束を望むものであります。また、台風19号で被災された皆様に平穏な日常生活が一日も早く取り戻されるよう、ご祈念を申し上げます。

蛭田新町長におかれまして、12月の町長選挙におきまして、多くの皆様の支持を得て当選おめでとうございます。お祝いを申し上げます。矢吹町に新しい風を旗印に、選挙のときに訴えた財政の健全化、町民の皆様の意見を聞きながら、公共事業の総点検、若い世代が安心して子育てのできる環境整備、高齢者に優しいまちづくりを目指すなど、熱い思いを住民、議会、町が一緒になって実現するよう期待するものであります。

私が通告した一般質問は、子ども・子育て支援について、2つ目が健康のまちづくりについて、3つ目がま

ちづくり矢吹についての3項目であります。

初めに、子ども・子育ての支援についてであります。

1つ目は、待機児童対策についてお尋ねをいたします。

令和2年度町づくり総合計画の基本的な考え方で、3「子ども」、未来を担う子供たちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、心豊かに学び成長する町をつくります。子供は地域の宝という指針の下、子育てする体制の構築を目指し、ニーズに即した町独自の子育て支援策を拡充させることで、若い世代に選ばれる町づくりを進めるとしております。しかしながら、令和2年1月29日、現在で、保育園の入所を希望しても入れない、待機児童が34名となっております。

町は、この状況をどのように認識して、保護者とはどのような対応をしているのか、また、待機児童の解消について、どのような対策を講じるのかをお尋ねいたします。

2つ目でございますが、あさひ保育園は平成28年度に遊戯室を新築して、定員90名から100名として、平成29年度は、町と聖和学園の共同保育を行い、平成30年4月の民営化後に、あさひ保育園が認定こども園野のはなとなりましたが、現在の定員が50名となっております。定員減についての経過と町はどのような対応を行ってきたのかをお尋ねいたします。

3つ目でございますが、放課後児童クラブの待機児童について。

矢吹小学校21名、善郷小学校25名の合わせて46名が放課後児童クラブの待機児童となっておりますが、これについてどのように認識して、保護者とはどのような対応をしているのか、また、どのような対策を講じるのかをお尋ねをいたします。

大きな2番目の健康の町づくりについてでございます。

1つ、健康センター運営と指定管理契約について。

健康増進と交流の場として、多くの町民の利用がなされておりますが、あゆり温泉や温水プールなど、健康センターの運営目的と運営計画・実績についてお尋ねをいたします。

2つ目として、指定管理者制度による運営を行っておりますが、平成30年度の基本協定年額3,890万円、年度毎に金額変更がなされて、さらにこの3年間で1,820万円の追加払いをすることになっておりますが、この追加払いをする指定管理契約についてお尋ねをいたします。

次に、減塩運動についてお尋ねをいたします。

平成28年9月の議会で、長野県の取組として、食生活改善、減塩運動と血圧測定運動を取り上げ、考えを問うたところ、県の基本方針に基づいて、様々な施策を展開するとの答弁がありました。平成30年度の、県のがん、心疾患、脳血管疾患の死亡率は全国の中でも高い状況にある。県は、この背景には塩分の多い食生活や運動不足が背景にあると見て、新たな対策で健康指標の改善を図る減塩運動を行っております。このような中、当町では、どのような対応をしているのかをお尋ねいたします。

次に、まちづくり矢吹についてお尋ねをいたします。

町とまちづくり矢吹の組織的な関与についての考えをお尋ねをいたします。

2つ目として、町との業務委託についての考えをお尋ねいたします。

3つ目として、移籍者及び臨時職員の任用についてお伺いをいたします。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、三村議員の厳しいご質問とエールに対し、厚く感謝申し上げます。

それではお答えいたします。

初めに、待機児童解消についてのおただしであります。待機児童とは、厚生労働省が定めた保育所等利用待機児童数調査要領に基づく定義によって、市区町村が把握することとされております。保育の必要性の認定がされ、保育所等の利用申込みがされているが、入園していない子供とされております。

令和2年1月29日現在で、令和2年度の待機児童予定数につきましては、ゼロ歳児が8人、1歳児が14人、2歳児が12人で合計34人となっております。平成31年4月1日時点と比較すると、1歳児が5人、2歳児が1人で合計6人であり、待機児童は28人増加しております。

例年、次年度の入所申込みを10月1日から10月31日に行っておりますが、当該期間に令和2年4月の利用申込をされたゼロ歳児から2歳児の人数は82人であり、平成31年4月の利用申込の51人と比較しますと、31人増加しており、各保育施設の現状での受入れ可能な人数を大幅に超えることとなったため、待機児童数の増加につながったと考えております。

また、ゼロ歳児から2歳児の4月の住民登録者数は、平成30年が415人、平成31年が382人、令和2年が見込みで379人と減少しておりますが、ゼロ歳児から2歳児の4月の保育園利用希望数につきましては、平成30年度が153人、平成31年度が162人、令和2年度が191人と増加しております。このように、本町では住民登録者数に対する保育園利用希望数の割合が、平成30年が36.86%、平成31年が42.40%、令和2年が50.39%と急激に増加している状況となっております。この点も原因の一つと考えております。なお、令和2年4月の入所承諾通知及び入所保留通知につきましては、2月5日に送付しております。入所保留となった保護者の方から、電話や窓口でのお問合せが数件ありましたので、担当者より丁寧に説明させていただき、ご理解をいただいております。

一方、待機児童解消の対策といたしましては、保育士確保のため、平成29年度より、新卒者に対する保育士就職準備金貸付事業や、潜在保育士に対する保育士人材確保給付金事業を実施しております。平成29年度は13人、平成30年度は3人にそれぞれ貸付、給付を行っております。さらに、平成30年度には保育士宿舍借上支援事業、これを実施しまして平成30年度は4人分の家賃補助を行っております。民間保育園等でも保育士確保に向けた取組として、福島県が主催する保育士就職フェアへの出展などに参加し、呼びかけを行っております。令和2年度は5名の新卒者を採用予定であると伺っております。

その他、町内の保育施設事業者において、施設規模の拡大により受入れ枠を確保するよう検討が進んでいることから、今後もこのような保育士確保の取組を継続するほか、保育の受皿を確保するため、保育施設事業者と一体となって、町内の待機児童解消に向けた支援策を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、認定こども園野のはなの定員減についてのお質しであります。教育・保育施設等の利用定員につき

ましては、認可定員に一致させることを基本としておりますが、恒常的に実利用人員が少ない場合は、実際の利用状況を反映させた実人員に近い利用定員を設定しなければならないこととされておまして、それを通じて運営補助金算出の基礎となる公定価格が定員規模別に単価設定されております。このため、実人員よりも過大または過小な定員を設定すると適正な運営補助の交付ができなくなることとなります。

平成29年度のあさひ保育園の定員につきましては、認可定員、利用定員ともに100人でありましたが、平成27年度以降の4月1日現在の入所児童数は、平成27年度が88人、平成28年度が85人、平成29年度が77人と減少していたため、平成30年4月1日より民営化を行った際に、実利用人数を踏まえまして、利用定員が2号認定48人、3号認定32人の合計80人に変更されております。また、3号認定のうち、1歳児につきましては、平成29年度は16人となっておりますが、民営化での認可申請の際に、面積基準でいきますと12人となることから、定員は12人となっております。

平成31年4月1日より認定こども園野のはなとして、幼保連携型認定こども園に変更して運営が開始されましたが、認可定員は1号認定が20人、2号認定が36人、3号認定が34人の合計90人、利用定員は1号認定が15人、2号認定が27人、3号認定が33人の合計75人となっております。

令和2年度の利用定員につきましては、毎年、2歳児のうち約3人が3歳児進級時に町立幼稚園へ入園しており、3歳児が10人前後で推移することなどを踏まえ、1号認定が15人、2号認定が20人、3号認定が30人の合計65人で、子ども・子育て支援法第35条第2項の規定に基づく利用定員の減少届が事業者より提出されておりますが、実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っているときは、利用定員を適切に見直すこととなっております。

令和2年度の施設全体の定員が10人減となりますが、ゼロ歳児から2歳児の受入れについては、平成31年4月1日現在で28人、令和2年4月1日現在で30人となっております影響がないことや、そして1号認定の実利用人員の実績や、利用人数が定員を満たさない状況が今後も続くことが見込まれることから、3歳児から5歳児の利用見込みに合わせた定員調整であるものと認識しております。

利用定員につきましては、教育・保育施設または地域型保育事業において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要もありまして、このような点からも適切に対応されていると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、放課後児童クラブにおける待機児童についてのおたただしでございます。

放課後児童クラブにつきましては、放課後や夏休み等の長期休業時に、保護者の就労等により、家庭において面倒を見ることができない児童について安全を確保するとともに、健全な育成を図ることを目的として町内4小学校に設置されております。

令和2年4月の入所申込みでは、矢吹小学校が定員70人に対し89人、善郷小学校が定員120人に対し135人の申込みがありましたが、入所申込みの案内でお知らせしているとおり、小学1年生から3年生の入所が優先されるため、矢吹小学校では5年生と6年生で21人、そして善郷小学校では4年生から6年生で25人の入所を不承諾として決定いたしました。これは、1年生から3年生までの低学年の利用申込みが多く、矢吹小学校が55人、そして善郷小学校が110人となっております。昨年の利用申込みと比較して、矢吹小学校では7人、善郷小学校では14人増加しており、さらに、4年生から6年生の利用希望が年々増加していることも要因である

というふうにご認識してございます。

また、令和2年4月の入所承諾書及び入所不承諾書につきましては2月12日に送付しておりまして、入所不承諾となった保護者の方からのお問合せが数件ございましたので、担当者より丁寧にご説明させていただきまして、ご理解をいただいております。

本町におきましては、児童クラブの利用対象は平成26年度までは小学校1年生から3年生までとしておりまして、各児童クラブの定員は、矢吹小学校が45人、善郷小学校が90人、中畑小学校が25人、三神小学校が25人となっております。平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始に伴いまして、対象が小学校6年生まで拡大されたため、関係機関の協力の下に、児童クラブで使用する教室を確保した上で、定員を矢吹小学校が70人、善郷小学校が120人、中畑小学校が50人、三神小学校が50人とというふうにご拡充いたしまして、児童クラブの利用ニーズに対応してきた経過がございます。

なお、利用対象を拡大した後の1年生から3年生までの利用人数につきましては、平成27年から平成31年の各年4月1日現在の利用人数を平均すると195人でありまして、大きな変動は見られませんでした。4年生から6年生までの利用人数は、平成27年は14人に対し、平成31年は65人と51人一気に増加してございます。また、平成31年からの利用人数と待機児童数を合計しますと81人となりますので、67人増加していることとなります。

このように増加している利用ニーズに対応するためのさらなる定員の拡充につきましては、待機児童が発生している矢吹小学校と善郷小学校においては、新たな教室の確保は大変難しい状況となっております。このため、現在の図書館を児童クラブの教室として改修し、そして令和3年度の開所に向けて検討しておりますが、次年度の待機児童への喫緊の課題として、学校外の施設において、子供たちが安心して過ごせる、そういった生活の場として環境を整え、安全面にも配慮した上で待機児童の受入れをすることが可能か検討を進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センターの運営目的、運営計画及び実績についてのおただしであります。矢吹町健康センターは、町民の健康増進、教養の向上及び老人福祉の向上を図ることを目的に設置された施設であり、あゆり温泉が平成3年6月に、温水プールが平成5年10月に供用開始されました。

令和2年1月末までの累計入館者数でございますが、あゆり温泉が約28年間で369万5,877人、温水プールが約26年間で202万7,946人となっております。町民はもとより、近隣市町村や県外の方々から広く利用されております。両施設とも開所当初は町の職員等により直営で運営されておりましたが、平成18年度より指定管理者制度を導入し、指定管理者による運営となっております。

議員おただしの運営計画及び実績であります。平成29年度の目標入館者数は、あゆり温泉が12万人に対して、実績が11万2,089人、温水プールが7.4万人に対して、実績が6万8,933人、平成30年度ですが、この目標入館者数は、あゆり温泉が11.7万人に対して、実績が10万6,470人、温水プールが7万人目標に対して、実績が6万6,215人と、両施設とも入館者数が減少傾向にあります。

このような状況を踏まえ、施設運営に当たりましては、各種イベントの開催や、矢吹町産の野菜などの特産品をPRしたり、あゆり温泉の泉質のよさをテレビ、ラジオなどで取上げていただいたり、入館者を増やす工夫を行っております。しかしながら、今年度も入館者の減少傾向が続いておりまして、あゆり温泉が約9万

9,000人、温水プールが約6万4,000人に減少する見込みであります。

今後も、民間のノウハウを活用しながら、施設の適切な維持管理に努め、町民の健康増進を図ってまいりたいと考えますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センターの指定管理契約についてのおたただしですが、平成29年の12月議会におきまして、矢吹町健康センターの指定管理者の指定についての議決を受けまして、矢吹町健康センターの管理に関する基本協定書、これを平成30年4月に締結したところであります。本協定書では、平成30年度から3年間の委託料の総額を1億1,670万3,000円以内と定めまして、また、1年間の委託料を総額の3分の1である3,890万1,000円と定めまして、各年度の協定を締結する計画としておりました。

しかしながら、燃料費、光熱水費の高騰やシルバー人材センターの単価の改定、これによりまして指定管理料の積算額との差が大きくなり、それらは指定管理者の経営努力によって避けられる要因ではないということから、本協定書の規定により委託料額の変更を行うことが適正と判断し、関係予算につきましては本定例会に上程してございます。

平成30年度につきましては、当初年度協定額の3,890万1,000円に加え、灯油等の高騰や気温低下によるボイラー稼働時間の増加に伴いまして燃料費を144万2,000円、気温低下による温泉送水ポンプの稼働時間の増加及び水道管の老朽化による漏水等により光熱水費が200万4,000円をそれぞれ増額しまして、変更後の協定額は4,234万7,000円で、合計344万6,000円の増額となっております。

令和元年度につきましては、シルバー人材センターの単価改定分88万2,000円を増額いたしまして、当初年度協定額を3,978万3,000円としておりまして、また、令和元年10月より実施された消費税率の改定に伴う消費税増税分36万8,000円を増額いたしまして4,015万1,000円、これで変更契約を締結してございます。

また、本定例会に關係予算を上程しておりますが、シルバー人材センターの消費税増税に伴う単価改定により19万9,000円、そして燃料費及び光熱水費の高騰によりまして243万2,000円それぞれ増額いたしまして、この変更により協定額は4,278万2,000円となりまして、合計388万1,000円の増額となる見込みであります。さらに、令和2年度の当初年度協定額につきましては、シルバー人材センター等の単価改定分の214万円、平成30年度及び令和元年度の入館者減少に伴う施設使用料減収分として540万円、令和2年度施設使用料収入見込額の変更により275万4,000円、消耗品等支払経費の消費税増税分として57万9,000円それぞれ増額し、協定額は4,977万4,000円となりまして、合計1,087万3,000円の増額となる見込みであります。このように、3年間の増額の合計額は1,820万円と見込んでおりますが、予算編成の關係から11月末時点での算定となっております。

今後、内容を再度精査いたしまして契約を締結してまいりたいと考えております、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、減塩運動、これについてのおたただしでございます。

福島県の取組状況につきましては、平成25年度に策定の第二次健康ふくしま21計画の中で、成人1日当たりの食塩摂取量について、男性は13.0グラム、女性は11.0グラムという数値を、令和4年度までに男性は9グラム以下、女性は7.5グラム以下に減少させるという目標値を設定しておりまして、計画策定から5年が経過した平成30年度に中間評価をした結果、男性は11.9グラム、女性は9.9グラムという結果が判明し、一定の効果が現れてきております。

矢吹町本町におきましては、これまで、国及び県のような成人1日当たりの食塩摂取量という具体的な目標値を設定した取組、いわゆる減塩運動は実施しておりませんでした。健康づくりに関する各種事業の中で、減塩に関する個別指導などを行ってございます。

具体的には、特定健診が平成20年度からメタボリックシンドロームに着眼した健診となったことから、高血圧などの生活習慣病発症リスクが高いとされる特定保健指導対象者、これに対し減塩に関する内容を含んだ生活習慣改善のための保健指導を実施してまいりました。保健指導の実施率は平成30年度が22.1%、それが令和元年度の現時点での実施率は大きく上がりまして46.2%でございまして、国の目標値の60%には至っていないのですが、少しずつ目標値に近づけられるよう保健師全員で取り組んでおる状況でございます。

また、平成30年度からは特定健診実施項目の中で、血圧・血糖・脂質等の検査結果が医療機関受診判定値となった重症化予防対象者に対し、受診勧奨及び保健指導を実施し、心疾患や脳血管疾患等の重大な疾患の発症予防対策を開始いたしました。具体的には、健診結果を一人一人に手渡しする方法で受診勧奨等を行い、指導に当たっては町民に分かりやすく伝えられるような教材を使用し、言葉だけではなく視覚的にも理解できるような工夫を行い、個々に応じた効果的な指導方法を実施しております。

また、福島県は、野菜摂取量に着目し、第二次健康ふくしま21計画の中で、成人1日当たりの野菜摂取量について、男性は350グラム、女性は318グラムという数値を、令和4年度までに男性・女性ともに350グラム以上に増加させるという目標値を設定しております。平成30年度に中間評価をした結果は、男性は347グラムで若干の減少が見られましたが、5年前と同様に目標値に近い摂取量であった反面、女性は314グラムの摂取量と、目標値まで25%ほど及ばない状況となっております。

矢吹町本町におきましても、今年度から県のモデル事業であります市町村先駆的健康づくり実施支援事業に取り組み、カゴメ株式会社と協働した健康づくり事業として、管理栄養士によるセミナーを開催し、食生活の改善や生活習慣病予防に関する研修会を開催いたしました。中でも、ベジチェック測定という野菜摂取量の充足度が分かる専用のセンサーで、一人一人の野菜摂取量を推定した結果、参加者からは減塩や野菜摂取の必要性など日頃の生活を振り返ることができ、生活習慣を見直すよい機会となったなどと好評を頂いております。

長くなりましたが、今後も、町民の皆様が住み慣れた家庭や地域で支え合いながら、自分らしく輝き、健康で安心できる生活の実現を目指し、健康づくり事業を展開してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町とまちづくり矢吹の組織的関与についてのおただしでございます。

一般社団法人まちづくり矢吹の設立につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画の政策「震災以前より活力のあるまちをつくります」ということの事務事業の一つとして位置づけられておりまして、行政サービスの多元化の受皿等として、町が関与しながら組織の立ち上げを行ってまいりました。

議員おただしの、町とまちづくり矢吹の組織的関与につきましては、まちづくり矢吹は、あくまで民間の法人であります。が、公益性と企業力を併せ持つまちづくり会社として、地域の担い手づくりや公共サービスの安定化を図るなど、公民連携による活力あるまちづくりを目指しており、本町の施策の推進に当たり、これまで行政が直接的に担うことが困難な施策・分野への糸口になり得るものか、一つ一つ検証を深めてまいりたいと考えております。

このようなことから、町といたしましては、今後もまちづくり矢吹と連携し、将来的には、自立した組織となり得るのか、点検・検証を行ってまいりたいと考えております。なお、議員ご指摘のまちづくり矢吹への設立時社員としての矢吹町長の就任につきましては、去る2月13日の臨時社員総会において、前町長の社員退任について正式に同意されたと伺っております。また、私の社員就任につきましては、現時点では考えておりませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、まちづくり矢吹との業務委託についての考え方についてのおたしでございませう。

本町では、平成28年3月に策定した矢吹町行政改革実行計画で掲げる、事務事業の民間委託の推進に基づき、民間でできるものは民間での考え方の下、積極的に民間委託の検討を行ってまいりました。また、少子高齢化や人口減少社会の進展に伴い職員数を抑制せざるを得ない事態が想定される中、定例かつ簡易な業務においては、民間委託をすることで、職員には公務員として真に必要な住民福祉の向上に専念させることも目的としてございませう。

これら民間委託の推進に当たっては、小規模な自治体においては、業務範囲や業務量等が少ないことから、委託によるメリットが現れにくく、実際には受皿の確保が大きな課題となり、民間委託が進まない現状にございませう。このようなことから、まちづくり矢吹が行政サービスの新たな受皿として、持続可能なまちづくりを進める上で効果的か十分に検証してまいりたいと考えてございませう。

なお、このような行政サービスの在り方が変化するに当たっては、議員の皆様はもとより、町民や雇用者の皆様の不安・疑問などに対し、丁寧に説明し対応していかなければならないと感じてございませう。今後、行政サービスの在り方や業務の効率化などについては、様々な視点から検証し改善を加えることで、持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えてございませうので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、移籍者及び臨時職員の任用についてのおたしであります。平成31年4月1日時点での臨時職員及び一般職非常勤職員数は94名であります。その内34名が、令和元年10月1日付で一般社団法人まちづくり矢吹へ転籍し、総合窓口業務、都市整備課窓口業務、児童クラブ業務、学校支援員業務の4業務について業務委託を開始いたしました。約5か月が経過しますが、これまでのところは大きな混乱もなく、順調に業務遂行がなされていると伺っております。

本町の当初予定では、令和2年4月1日を目途にまちづくり矢吹への業務委託の拡充の準備を進めていたところでありますが、今般の議会調査特別委員会の議題の一つにまちづくり矢吹が取上げられていることを踏まえまして、本年4月1日からの業務委託の拡充は行わないことと決断いたしました。これまでの経過の中で、現在の臨時職員及び一般職非常勤職員には、4月1日からのまちづくり矢吹への転籍について、複数回の説明会、個別面談、そして3回にわたって意向確認等を実施した中で、突然計画を変更することは心苦しく、また、混乱させることとなり申し訳ない気持ちであります。しかしながら、議員の皆様にとって納得いただけない要素があれば、納得いただけるよう丁寧に説明していくべきであるとの考えから、本年4月1日での業務委託は見送ることと判断いたしました。

なお、まちづくり矢吹への転籍を希望されていた臨時職員及び一般職非常勤職員については、2月18日開催の説明会において、まちづくり矢吹への業務委託計画の変更について説明を行い、希望される場合には、今年度の勤務評価を踏まえ4月1日よりパートタイム会計年度任用職員として1年間の任用期間において採用する

予定としてございます。

今後は、令和3年度からの業務委託開始を一定のめどとしつつも、今後、まちづくり矢吹が行政サービスの新たな受皿として、矢吹町民にとって有益かつ効果的なものとなり得るかどうか、これを1年間をかけて点検及び検証を行ってまいり所存でございます。議員の皆様におかれましても建設的なご意見を賜れますようご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

2番。

○2番（三村正一君） 待機児童が34名という形の中で、具体的に今この方たちをどのように支援していくのか、子育て支援という形で町としてどのような形で取り組んでいく考えがあるのか、具体的な数字はお示しいただいたんですが、その数字の後についてくる具体的な行動計画というか、今後検討していくというような内容しか出てこないんですが、それらについて何か具体的な案がありましたらばお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

具体的な対応策というところでございますが、今現在、施設が不足している状況というところで、早急に対応できる案は残念ながらございません。今後、答弁の中にも説明させていただきましたが、民間の事業者の中で施設の拡充を計画されているところもありますので、そういったところと協議を進めながら、待機児童の早期解消を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 待機児童と民営化した保育園の関係は切っても切り離せない関係であります。町が保育園の園児の入園の受付をして、それをそれぞれの希望の保育園に預けていくというような、町がそれぞれ預け先の決定をし、それから預かるか預かれないかの決定も教育委員会のほうで行っているというような状況でございますので、切っても切り離せない関係でございます。

そういった中で、私は29年の3月にあさひ保育園の民営化について、民営化後の保育園の事業内容について質問をいたしましたところでございます。栗林教育長の答弁によりますと、4月に締結する契約内容については、まず現行のあさひ保育園で実施している保育や行事等をそのまま継承することを基本として、保育サービスのさらなる拡充の提案を求めるなどの内容としておりますという答弁がございました。

また、最後の方に認定こども園にして待機児童のない矢吹町にしていきたいとの答弁がございました。そのような意味から、この町が町営で行っていた保育園を民営化する際に、民営化事業の選定、このときには聖和学園と社会福祉協議会の2つの事業所が事業の計画の申請があったわけですが、それらについて聖和学園のほ

うで民営化後に定員を減らすというような事業計画があったのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

民営化の際に定員を減らすようなことでの取決めがあったかどうかというところですが、応募条件の中ではそういった部分には特に触れていませんし、計画上もそういったところでは記載はありませんでした。

以上でございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

2番。

○2番（三村正一君） 子供を預けなければ働けない、共働きの保護者の皆様、矢吹町で子育てを計画して、昨年の10月に申込みをしました。入園を予定しながら、2月になってから入園ができないという通知がされたわけですが、もっと早い時点で預かれない決定、通知がなされれば、その早い時期に対応、その対応ができたと思いますが、2月まで決定を延ばしている理由をお尋ねいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 保育園の募集については、例年10月末までの申込みをいただいて、その後に各施設との入園の調整を行っているところでございます。待機というところで、早目に通知を出すことについては議員おっしゃるとおりでございますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 待機児童、ゼロ歳児、1歳児、2歳児ということで、それぞれゼロ歳児が8名、1歳児が14人、2歳児が12人ということで34名になっておりますが、ゼロ歳児については1人の保育士で3名まで、それから1歳が6名というような形でなっていると思いますけれども、できれば1、2歳だけでも何とかそれらの中で対応できるような努力をお願い申し上げたいというふうに思っております。

それから、この保育園に入りたくても入れない待機児童の34名の皆さん、それから放課後児童クラブで待機している45名の皆さんの後ろには、保護者一人一人が子育て一生懸命になっている保護者がございます。その方が、子育て中心の生活を行っているわけでありまして。私は、短期的な対応策として先ほど答弁もございましたが、民間施設への協力依頼、それから保育園での共同保育、それから無認可ではございますが託児所の開所など、町として応援できることを考えていただければなというふうに思っております。

ぜひ、住民に寄り添った住みよいまちづくりをするため、今までにない緊急的な対応策が必要と思われまますが、お考えをお示しをいただきたいと存じます。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

当然こういった待機児童が発生しているところで、これまでも保育園の園長を集めて協議してまいりました。定期的に集まっていたいただいて、待機児童の対応については協議をしているところでございます。先ほども説明しましたとおり、なかなか面積的な要件で法的に大変厳しい状況となっておりますので、今後の対応については、今後も引き続き施設の代表と協議を進めながら、何ができるかというところは検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ぜひ、保育園の共同保育等も答弁にありませんでしたが、原因が保育園の定員が、定員の50%しか預かれていないような園児数になっておりますので、そういった中での共同保育園についてもご検討いただければなと願って、次の質問に移りたいと思います。

健康センターの関係でございますが、健康センターで指定管理者において、非常に私が答弁求めたのは、決算状況の答弁を求めたんですが、利用者の人数等の答弁になってしまっているということで、非常に残念でございましたけれども、時間がありませんので、その辺のところは省いて質問申し上げたいと思います。

結局は、指定管理者赤字になっているというようなことで、そのために契約を変更していくということなんですけれども、健康センターの指定管理者については、町からの指定管理料のほかに入館料というか、利用料という形の中での収入もございます。あゆみ保全と、それからプールの利用料というような収入、それからいろいろな売店の売上げ等の収入もある中で、それらの収支関係が分からない中で、これらの増額についての問題を議論することは、甚だ豆腐の上で相撲を取っているような形にはなるわけでございますけれども、質問をさせていただきます。

今回の30年、31年、32年度の利用料の協定額の変更でございますが、基本契約書では、内容についての項目がございません。委託料については、今回の平成30年4月1日の協定書では、3年間で1億6,070万3,000円以内として、年度ごとに委託料の額は委託料総額の範囲とするということになっております。また、第8条で恐らく変更なさっていると思うんですが、委託料の額の変更ということで、変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議して定めをするということになっておりまして、その8条の中での変更契約ということで、変更契約となっているわけでございますが、この中で施設の利用料が減った、入館者が少なくなったから町に補填してくれというような形とか、光熱水費、当然そういった形の中で燃料費とかそういったものについては、指定管理を受ける段階である程度リスクというものは指定管理者側で持つべきものじゃないのかなというふうに私は考えております。

そういった意味で、今回3月の予算の補正の中に入っている部分と、それから当初予算に入っている約1,087万3,000円、これは令和2年度の指定管理料の増額部分が1,087万3,000円ということで、ご答弁にもありましたように約5,000万円で健康センターの指定管理をやってもらうような状況になっておりますけれども、

当初町が運営していたときの指定管理ではなくて、町で直接やっていたとき、それから一番最初に指定管理で預けたときは3,000万円ちょっと出たぐらいの金額じゃなかったのかなというふうには私は思っているわけなんです。そういった意味で今回の増額については、私は十分に相手側と協議をすべきというふうに思っております。そういった意味で、今後この決算状況を確認の上、本当に今の運営でいいのかどうかということを考えております。令和2年度の指定管理料の増額が必要で、この1,087万がなければ運営ができないというようなことであれば、これは指定管理者制度の見直しも必要になってくるんじゃないのかなと、でなければ、今の3,800万円以内でできる指定管理者を再度募集すべきではないか、このように考えておりますけれども、この点についてのお考えを頂きたいと思えます。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 三村議員のご質問にお答えをいたします。

3,800万で、令和2年度は再公募してはどうかというふうなお話でございました。指定管理、3年ごとに見直しというふうなことでございますけれども、今回の契約につきましては30年から令和2年度、来年度までの3か年の契約というふうなことでございます、1年の分をここで切ってしまうというふうなことはできないものと考えております。なお、来年度、次の3か年に向けた公募というふうな形になるのかと思えますけれども、そういった中身の検討につきましても来年度随時行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

2番。

○2番（三村正一君） この変更の増額というのは、指定管理の業者側から出てきた話なんですか、それとも町でこれだけ払いたいという、そういった考え方なのか、どちらかの話なのかちょっとお尋ねしたいと思います。過去に遡って30年度、31年度と令和2年度についての増額についてお尋ねをいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 三村議員のご質問にお答えをいたします。

指定管理料の変更でございますけれども、こちらは三村議員さんがおっしゃいましたとおり、第8条ということで委託料の変更の条項を利用してございます。どちらか側からかというふうなことでございますけれども、毎月1回温水プール、あるいは温泉について指定管理者側との打合せを行っております。そういった中で不足する、あるいは消費税の変更等々の申出がございまして、変更を検討したというふうなことでございます。

以上でございます。

失礼しました、3か年とも同じかというふうなことでございますけれども、定期的な打合せ毎月1回の打合せにつきましては、以前から実施しておりますので、事業者側との協議を行った上で変更額を出しているというふうなところでございます。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

2番。

○2番（三村正一君） 私、29年の6月の議会でも、この健康センターについて一般質問しております。その中で、27年、28年、850万と150万ぐらいの赤字だったわけですが、そういった主な原因は人件費で、指定管理者側のほうで多用しているという答弁でございました。このときは、指定管理者の管理料の答弁等ございませんでしたので、このような増額については30年度から新しく出てきたのかなというふうに感じておりますが、なぜこのようなことになったのかについての経過をお尋ねいたしたいと思います。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 三村議員のご質問にお答えをいたします。

前は赤字のまま、今回はなぜかというふうなことがございますけれども、人件費の内訳といたしましては、指定管理者側の人件費、それからシルバー人材センター等々の人件費が入っております。今回の人件費の変更につきましては、主にシルバー人材センターの単価の改正等がございました、そういったものの人件費の計上を行っております。

それから、変更金額の大きなものとしましては利用者数の減少がございます。こちらにつきましては、当初当課のほうで設定した数値がございます。こちらを大きく温泉も、それから特に温水プールのほうなんです、温水プールのほうの利用者数が大分減っておる状況でございます。そういったことで、変更の金額が大きいものというふうになってございます。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

2番。

○2番（三村正一君） 私は令和元年度の健康センター、令和2年3月の補正予算の人件費、燃料費、光熱水費263万1,178円と、令和2年度の当初予算の変更額1,087万3,000円の合計の1,350万4,178円については支払うべきではないというふうに考えておりますが、それらについてはぜひ議会との協議をきちんと進めた中で、この予算の執行をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

次に、まちづくり矢吹についてお尋ねをいたしたいと思います。

まちづくり矢吹について、私は町の事業を行うのに必要な人員を適正な報酬で支払って、町民にサービス提供することについては町民も理解されると思っております。ぜひ4月1日からの会計年度任用職員制度になるわけでございますが、そういった中で前にも申し上げましたが、矢吹方式ではなくて、ぜひ会計年度任用職員制度を一度やってみて、その上で必要ならば民間のノウハウを利用した民営化の派遣というものを取り組んではいかがかなと思いますが、その辺のお考え方についてのお尋ねをいたしたいと存じます。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

まちづくり矢吹につきましては、これまでもいろんなご意見いただいております。町として計画しておりました、今年4月1日からの委託の拡充というところにつきましては、先ほど町長から答弁申し上げましたように、拡充はしないことということで予算編成をさせていただいております。

ただし、10月1日から委託した部分については、これまで特に大きな問題もなく、円滑に業務が進められているだろうというふうに認識しております。この部分につきましては、町長申し上げましたように引き続き点検、検証しながら、これ以降どうしていくかというところにつきましては議員の皆さんに意見をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（角田秀明君） 以上で、2番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。

再開は1時15分から行いたいと思います。よろしくお願申し上げます。

（午後 零時16分）

---

○副議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 1時15分）

---

◇ 加 藤 宏 樹 君

○副議長（角田秀明君） 通告3番、4番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1に道路整備についてでございます。

新町西道路の整備が本当に必要だったのか、何の目的のために造ったのかというのが町民にまだ理解されず、工事が中断という形になっております。その必要性を再度お伺いいたします。

都市計画道路として変更の見直しを、前回の質問では令和2年度中に行うということでしたが、この都市計画道路の変更というのを、早めにやらないと全て家が建っちゃうとかいろいろ問題がありますので、令和2年にこだわらず、前倒しでできないかをお伺いいたします。

3点目として、私道を含めた生活道路の整備ということで、町長もその辺は考えているということでしたので改めてお伺いします。

次に、公共施設等の整備についてでございます。

複合施設や道の駅、さらには給食センター、幼稚園、小学校の統廃合問題、道路や水道のインフラ整備等に莫大な支出が予想されております。前回も質問したんですが、制度の問題は別にして、やはり中長期のビジョンというものを示していただかないと、やはり町民の皆様は納得しないでしょうし、安心のためにも中長期の

財政のシミュレーション等をお示しを願いたいと思いますが、改めてお伺いいたします。

それに伴いまして、要は中長期の財政シミュレーションを出すのにも、やはり公共施設の個別計画、管理計画をきちんと上げないと、正確には出せないのかなというふうに思っていますので、こちらの個別管理計画のほうも早急に手をつけていただきたいと思います。

次に、町長の職責といたしまして、過去の事業や施策、当然、蛭田町長におかれましては事業の再点検、総点検ということでいろいろな問題点がある場合には見直すというふうにおっしゃっておりますので、その辺を含めて、過去の事案に関しても総点検が必要ではないかというふうに思っておりますので、所感をお伺いしたいと思います。

特に、やはり、あゆり温泉の宿泊施設問題とか、消防署の選定用地に当たっての一旦決まったところを破棄して、新たなところに持っていくというようなこともありました、特養ホーム土地賃借料に関しては、町長の職権によって家賃を無料にすると、条例等にはございますが、それを行使したというふうに我々は理解しております。それと、道の駅に関しては道の駅協議会への委託ということで、そこから先の随意契約というのいろいろ問題があったのではないかということでお伺いをしたいと思います。それらについて適切に適正に処理されたかの所感をお伺いいたします。

以上、大きい項目で3つほど答弁方よろしくお願いたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 皆さん、改めまして、こんにちは。

それでは、4番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、町道新町西線の目的と必要性についてのおたがしであります。本路線は、県道棚倉・矢吹線と主要町道新町・弥栄線を結ぶ路線でありまして、国道4号からアクセスしやすいため、大型店舗等の進出や、道路整備後の宅地開発が見込め、本町西側地域の活性化に資する重要な地域であります。

また、幹線道路を整備して開発を促進するよう、平成24年5月に新町地権者会から町及び町議会へ陳情がありまして、企業誘致誘導の政策的道路として整備効果が高いと判断され、同年6月議会にて陳情採択され、平成26年3月議会で町道認定及び道路整備に係る予算が可決されましたので平成26年度から事業着手している路線でございます。

新町西線の道路整備、新町西エリアの開発促進は、大型店舗の進出を含め、宅地開発の促進など、町民の利便性の向上、雇用の拡大、交流人口・関係人口の増加、定住者の増加、地域経済の向上など、全町的な発展を目的としてこれまで取り組んできておりますが、これについては総点検を行い、必要に応じて事業を見直すことについて検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、都市計画道路についてのおたがしでございますが、本町の都市計画道路は、国道4号、県道矢吹停車場線、県道棚倉・矢吹線、町道では旧国道の北町・新町線、旧県道石川・矢吹線の一本木29号線、田町・大池線の6路線が昭和33年に計画決定されております。全計画延長は8.94キロメートルで、6路線のうち整備完了済みは国道4号と県道矢吹停車場線のみでございます。整備済み延長は3.01キロメートル、整備率は33.7%

となっております。

都市計画道路である主要町道については、平成24年11月に住民説明会で示した復興に係る道路計画によりまして、主要町道の北町・新町線、一本木29号線、田町・大池線について全路線両側に歩道を設置した全幅13メートルで計画をしてございます。事業に着手しております一本木29号線につきましては、通行者の安全を確保するため、まずは片側歩道の確保と車道拡幅の整備について関係者へ説明会を行い、片側歩道を含めた幅員10メートルで用地買収等を進め、事業推進を図っております。

今般、町では令和元年6月から矢吹町都市計画道路網見直し検討調査に着手しまして、国道4号のルート決定に合わせた都市計画道路の変更について準備しておりましたが、令和元年12月の国道4号の現道拡幅方針の決定を受けまして、交差点の取付け位置について国との協議を開始してございます。国道4号の拡幅により接続する県道、町道などの都市計画道路については、交差点の取付け位置や道路延長などが変更となるため、具体的には県道矢吹停車場線、北町・新町線につきましては、都市計画道路の接続位置について変更をする必要がございます。また、他の都市計画道路につきましても、旧県道棚倉・矢吹線の都市計画道路の廃止、町道一本木29号線につきましては、起点を現在のみつわ文具店前の交差点から、国道4号交差点への変更を計画しております。

今後の予定につきましては、年度内は交差点位置の協議、検討を進めまして、都市計画道路の変更計画について取りまとめを行ってまいりたいと考えております。令和2年度につきましては、国と調整を図りながら住民説明会や都市計画審議会を開催し、できるだけ早期に都市計画道路の変更の手続きを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、私道を含めた生活道路の整備についてのおたしでございます。

初めに、生活道路の整備については、町道の拡幅を伴わず早期に舗装を実施する生活道路整備事業と、未舗装の私道の整備費用を支援する私道の整備補助事業がございます。町の重点事業として積極的に取り組んできたところでございます。

生活道路整備事業につきましては、生活環境の向上を早期に実現するため、未舗装の町道や法定外公共物を現地の利用実態に合わせまして、簡易舗装により整備する事業として平成10年度より着手しております。これまで、各行政区から陳情や要望等がありました169路線、このうち117路線につきましては、約70%ですか、令和2年1月末までに簡易舗装が完了し、多くの路線を整備したところであります。なお、令和元年度につきましては、台風第19号に係る災害復旧事業を最優先に取り組んでいるところでありまして、当該事業との調整を図りながら整備を進めてまいります。

次に、私道の整備に関する町の取組につきましては、生活環境の向上を図ることを目的に、矢吹町私道の整備補助金交付要綱を平成12年に制定しております。本要綱につきましては、制定当時、県内において私有地の道路整備に対する補助制度を実施している市町村が少ない中であって、先進自治体である郡山市の補助制度を参考に、一般公衆の利用に供する私道の整備を促進し、生活環境を向上することを目的に、先駆的な取組として制定したものでございます。

私有地で未舗装となっている道路に対し、整備に係る経費の一部を補助金として交付する内容となっております。補助率につきましては、私道の両端が公道に接続し、おおむね5戸以上の住宅が面しているものは8

割の補助、私道の一端が公道に接続し、3戸以上の住宅が面しているものは、7割の補助となっております。令和2年2月末までの交付実績につきましては、合計14路線、約1,809万円の補助を実施し、生活環境の向上に努めてきたところであります。

毎年、数件、私道補助制度についての問合せがありますが、道路の延長や、そして幅員、私道としての経過年数、所有者の承諾、納税等の要件を満たさないケースもあることから、要望者の相談に乗りながら、要件に適合するようアドバイスを行っているところでございます。なお、あくまで私有地でありますから、利用者が限定される私道の補助につきましては、私道を舗装することにより個人の財産の付加価値を上げることになる、そして一般住民の通行に供さない等、公平性を確保するために、一定の基準は必要であると考えております。

私は、公約として「安心・安全な暮らし」の中で「私道を含む生活道路の早期整備」を掲げさせていただいております。これは、多くの町民の皆様から生活道路の要望が非常に多く寄せられたというところからであります。先ほどの答弁にもありますが、近隣市町村と比較して本町の私道整備事業につきましては、補助金の有無、補助率、補助の要件において、先駆的な取組をしているところであります。

なお、私道整備におきましては、今後どのような対応ができるかを、改めて調査、検討するよう担当課に指示しておりますので、補助金の交付要件の緩和等を含めて、近隣市町村の状況や公益性、公平性の重要性を踏まえながら十分検討してまいりたいと考えております。また、第6次まちづくり総合計画後期基本計画においても私道を含めた道路整備全般の今後の方向性について示してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、長期の財政シミュレーションについてのおただしでございます。

町では、健全化判断比率や地方債の現在高等の推計値として、財政シミュレーションを毎年度のローリングにより算出しております。また、第6次矢吹町まちづくり総合計画の後期基本計画と連動しながら、財政基本計画の策定に取り組んでおりまして、今後の財政運営の指針となるものとして、財政状況を改めて分析した上で、重点分野と財源確保についての方針を位置づけてまいります。また、期間については、短期での今後4年間、中長期での今後8年間を予測し、併せて計画期間中の財政状況を把握するための指標を設定してまいりたいと考えております。

議員おただしの、長期の財政シミュレーションにつきましては、20年後、30年後という長期的な期間設定は、近年の経済・社会情勢の変化のスピードからして現実的ではないため、現状では想定しておりませんが、人口減少社会の進行による影響等、財政運営における中長期的視点の必要性は高まっているものと認識しております。

なお、公共施設等の今後の整備にかかる費用や対応については、現在、令和2年度までの策定を目指し、順次、個別施設計画の策定を進めているところであります。全ての個別施設計画の策定結果を踏まえた上で、改めて全体的な推計と分析により、矢吹町公共施設等総合管理計画を改定いたしまして、財政負担の軽減・平準化を図るためのより具体的な方針と中長期的な見通しを示してまいりたいと考えております。

今後につきましては、道の駅や給食センターなどほか公共施設の整備等について、これまで申し上げてきましたが、総点検によりまして事業の効果検証を図りながら、さらなる財政規律の確保と、財政基盤の確立を推進してまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、個別施設計画についてのおたただしでございますが、個別施設計画の策定について、国が示すロードマップでは、令和2年度が策定要請期限として示されております。このような中、本町では平成28年3月に策定した矢吹町公共施設等総合管理計画に基づきまして、施設類型ごとに取りまとめた個別施設計画の策定を進め、施設の役割や機能、利用状況等について詳細に分析しながら、施設の特長や現状と課題を整理し、個別の公共施設等の今後の在り方を十分に検討の上、施設の更新や長寿命化、統廃合、機能集約、トータルコストの縮減など、より具体的な対応方針を定めるものとしております。

本町のこれまでの策定状況につきましては、国のインフラ長寿命化基本計画、これに基づきまして平成25年度に公営住宅及び公園、平成28年度に下水道施設、平成29年度に庁舎施設、学校教育施設及び橋梁を対象に策定に取り組んできたところでございます。今年度は保健福祉施設、集会施設、社会教育施設に着手しまして、令和2年度は社会体育施設、産業系施設、そして道路施設の策定を進める予定でございます。令和2年度の策定完了を目指し、重点的かつ計画的に策定を推進してまいります。

なお、総合管理計画につきましては、国の公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の改訂についてでございます。これを踏まえまして、令和2年度までに策定する個別施設計画等の内容を反映し、中長期の維持管理・更新費の見直し等を精緻化するとともに、適正管理に取り組むことによる効果を示すなど、令和3年度に見直しを進め、全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの確立など推進体制の充実を図ってまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、これまでの施策、それから事業等の総点検についてのおたただしでございます。

本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画を町の最上位計画とし、政策・施策・事務事業を位置づけまして、具体的な事業等を明らかにしながら、町民・議会・行政が共通理解の下、計画的な事業の推進に努めております。本年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画4年間の最終年度に当たるということから、後期基本計画の策定に向けて、既存事業の評価・検証を行いまして、218の事務事業を現時点で178の事務事業として見直しを行ったところであります。

議員おただしの総点検につきましては、これらの評価・検証作業とともに、特に財政健全化に向けては、町民の皆様の意見に十分に耳を傾けながら、道の駅や給食センター等の整備などの公共事業を総点検の上、必要に応じて見直しを行わなければならないと考えております。

一方、今後の町政運営に当たり、将来に希望の持てる活力ある矢吹町をつくる基礎づくりとして、町民、そして議会議員の皆様、町職員等の関係者の知恵を集めまして、望まれる未来づくりへの布石、投資等も中・長期スパンで考える必要があると考えます。なお、議員ご指摘のあゆり温泉や消防署用地等の適正な執行の確認につきましては、現時点では、まだ初登庁から1か月半ぐらいの私の所感として申し上げられる状況にございませんが、今後、必要に応じて確認してまいりたいと考えてございます。

いずれにしても、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の策定に当たりましては、このような評価・検証・点検等を踏まえた政策立案が必要不可欠となると考えております。これらについては、皆様と十分に合意形成を図りながら、まちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で、4番、加藤議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（角田秀明君） 再質問はありますか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、まずは新町西道路についてなんですが、我々の目から映るのは、結果として道路だけを造ったという事実だけが残っているのかなというふうに思っております。で、町民の方々も何のために造ったのといういまだに疑問の声が多く上がっています。進出企業の予定があると、途中から進出企業があると断言されたときも、町は断言したときもありましたが、百条委員会等で調べますと、明確な根拠、証拠となるものが発見されず、いわゆる前回も質問しましたが、ほとんどイオンさんとか、コメリさんとかの話はもう作り話に近いんじゃないかと、ナフコさんに関しても仮の進出計画が1個と、向こうの事業、出店計画の事業計画のそんなものがあるというだけで、実際には、正式には何ら明確には示されていないというのが実態だったと思います。

それで、実際、現在地権者の方々、エリア全体の地権者の方々全員が参加しているのかどうかを1点確認いたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

地権者会全員加わっているかどうかとのご質問でございましたが、新町地権者会、地権者数22名でございます、エリアの中の地権者が全員加わっているということで認識しております。

以上でございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） そうしますと、全員の地権者が地権者会に加わっているということで、前回の質問におきましては、確認書等を取って、今後町に協力する意向があるという答弁もございましたので、今回、道路で分断して、地権者の皆様に私は勝手開発と言いますが、勝手に開発してもらわないで、今からでもいいので、地権者の同意があればきちんと区画整理やって、それから企業誘致するというのも可能なんじゃないかというふうに思うのですが、その辺はどうですか。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

この新町西エリア、再度了解をもらって区画整理できないのかというご提案でございますけれども、地権者会の皆さんとの相談もしたいとも思いますが、その考え方は、これからの見直しの中の一つではないかなと私も認識しております。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 確かに可能性の一つということでございますが、これ面的開発というのにはそれなりの条件というのがやっぱり必要なんです。で、区画整理事業に取りかかりますと、当然全員の委任状なり取ってやりますので、もう逃げられないんですよ、始まっちゃうと、そのぐらい強く押してやらないとあの道路いつまでたってもできないですよ、企業が進出してこない限り、それぐらいの町は説得して、区画整理事業に進んでみるという意気込みでも何でもいいですけども、そういう気持ちがあるかどうか、再度お尋ねいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

新町エリアの開発促進ということについて、企業誘致など新町地権者会からの町に対しての支援をお願いしたいと要望も受けているところでございます。新町地権者会のこの意向を尊重しながら、かつ町としての全町的な発展につながる内容となりますように、地権者会と連携協力しながら、今後具体的な協議進めてまいりますので、ご理解、ご協力お願いいたします。

以上でございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 今だったら何とか可能だと思いますので、極力そういった方向に進んでいったら、当初はエリア全体の開発ということが当初の目的にあったはずなので、最終的に道路だけが通っただけでは町民の皆さんが納得しないと思いますので、そういった方向も含めて面的開発が促進できるように、やっていただきたいと思います。

次に、都市計画道路について、来年度中に見直しをするというふうに前回ご答弁いただきましたが、今度4号線の取付け位置等の問題があるので、これを聞いているとさらに延びるような印象があるのですが、令和2年度中に都市計画道路としての変更の申請はやるのかやらないのか、そこをまず1点を確認いたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

都市計画道路の見直し、令和2年度中にできるのかどうかということでございますが、現在それに向けて国・県と調整を行っております。令和2年度中には、特に支障がなければ見直しが完了する予定でございます。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 来年度中にできそうだというご答弁をいただきましたので、期待をしております。

続きまして、矢吹町の生活道路等、私道を含めてということで、特にやっぱり問題になっているのは今私道

整備というところが問題になっている。確かに矢吹町は平成12年に私道の整備に関する補助金等を立ち上げて、先駆者的にやっておりますが、その後、その当時はそれでも十分だったのかと思います、あれからもう20年たっておりますので、そろそろ見直しをするいい機会だと思います。新町長にもなりましたので、その辺も含めて検討していただきたいと。

これ確かに私有地という名前がつくと、個人の土地でしょうという一くくりで終わらせたんでは全て終わっちゃうんですね、ただ、そこには町の水道も入っているし、下水も入っているし、宅配の人たちだってそれなりに使うわけですよ、単にその人個人だけが本当に使っているかといえば、公共性ゼロというわけではないので、やはりその辺は柔軟にできない理由をいっぱい掲げるんじゃなくて、できる理由を少し探して、前向きにやっていただきたいと思いますが、その辺どうでしょう、町長。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、加藤議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの町長答弁にもありましたように、この私道含む生活道路の早期整備というのは町長の公約でございます。ですので、先ほどの答弁と重複いたしますが、具体的にこれから何ができるのかということで、緩和も含めて検討していきたいという中で、そこでやはり公益性と公共性というのは大事なのかなと思います。そこでどのようなバランスをとるのかということでの総合的な判断が出てくるのかなということございますので、実は今でも私道整備の補助、直近で調べましたら、この近隣ではまだないんです、鏡石、天栄、白河、西郷、泉崎、中島、玉川ですと、まだこの制度すらないということで、制度がある大きな市、須賀川市、福島市、二本松市、郡山市であっても補助率が2分の1とか、そういった部分で先進的な、先駆的な取組をしているということはありますが、そういった中でも再度この部分については調査検討するよう指示を受けておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 次の質問に移らせていただきます。

財政シミュレーション、やはり我々は長期、8年が長期かと言われるとちょっと微妙なんです、やはり20年後、30年後の将来のビジョンというのは持っていなければ、これ先に進めないと思うんです。で、これに関連して個別管理計画が策定されないと、総合計画も策定されないということで、できれば早急に来年度中にとか言っていないで、少しでも前倒ししていただいて、実際にはこれ2年度までに策定して、次の個別管理計画にもいくんですが、令和3年度に見直すということは、令和3年まで将来の展望は明らかにできないということになっちゃうんです、約2年間。そうしますといろんな施策のやる意味で、いろいろな弊害が起こるのではないかと、やれるものは少しでも、半年でも1年でも、早めにやっていただきたいんですが、その辺はこのままの予定で行くのか、少しでも早めてもらえるのかをお伺いいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

今予定しております個別計画について前倒しはということでお話ありました。先ほど町長答弁の中で申し上げました、個別計画の平成2年度の残り分、当初予算に計上させていただいております。それについては早期に着手をしまして、なるべく早い時期には出していきたいというふうには考えております。ただ、その早く出すことによって、次に予定しております総合管理計画の見直しも前倒し可能になってきますので、検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 前向きな答弁ということで承ります。

それでは、3項目めの過去の事業の総点検、いろんな意味での総点検をしていただきたいと思います。例えば、あゆり温泉とか一生懸命造ろうとしました、でも最終的には頓挫している状態です。そうするとそれにかかった実害、金銭的な実害はなかったでしょうが、役場の職員はそれに時間を費やしたわけです。労働時間の損失というのは実際にあるわけです、実際には建築確認まで出して却下になっているわけですから、そうするとそこまでやった仕事はまるっきり徒労に終わっているという実態があるわけです。そういったのも含めて、職員の労働時間を無駄に使ったんじゃないかというのも1点疑問があります。

例えば、あと消防署の用地に関しても、1回決まったのに買戻しさせて、でも新たなところに持っていくと、要は二度手間というのをやっているとしたら私には思えないんです。最初からきちんと決めて、結論がちゃんと出るようにやっていたら、そんな二度手間になったり、計画が頓挫したりするようなことはないと思うんですが、そういったことに関して、町は何ら反省すべき点がないのか、誰でもいいですからお答えをお願いします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに冒頭ご指摘いただきました、職員の労力と時間については確かに浪費というお言葉いただいてもやむを得ない部分があるかと思います。ただし、その事業について途中で見直すべき案件、事項が出てきたので、よりよい方向に修正したということで受け止めていただくことも必要なというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問はありますか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それじゃ、最後に町長にそういったのも踏まえて、今後どのように役場のかじ取りをするか等も含めて、もう一度所信をお答えいただければありがたいと思います。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 加藤議員のほうから所信をということで、所信表明演説のほうで言っておりますが、基本はやはり現在これまで振り返って、しっかりと見直しをしていくということ。そして、当面は第6次のまちづくり総合計画の暫定的な形での予算編成ということになっておりますので、それをきちんと皆さんで見直して、それをきちっとした形にしていく。それについては恐らく6月くらいに中間、9月くらいにお出しできるかと思うんですが、その中にきちんと反映させていきたいなというふうに思っております。いろんな見直しも含めてしっかりと対応して、町民の皆様にお約束したことを一つ一つ果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○4番（加藤宏樹君） いろいろしてもいいんですが、町長さんでは答弁に苦勞すると思っておりますので、以上の質問は終わりにします。

○副議長（角田秀明君） 以上で、4番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切らせていただきます。

ここで休憩したいと思います。

2時10分まで休憩したいと思います。

（午後 1時55分）

---

○副議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

---

◇ 安井敬博君

○副議長（角田秀明君） 通告4番、3番、安井敬博君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

傍聴においでの方皆さん、いつもありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

大きな項目で3点、質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問であります。

メガソーラー発電所工事に伴う環境悪化についてであります。滝八幡の三十三観音から隈戸川を挟んで対岸にあります山林で、メガソーラー発電所の建設工事が進んでおります。工事に伴う騒音や振動、土ぼこりの発生などにより、周辺の住民の方が迷惑を被っております。特に騒音と振動により家の中にいるのがつらい、これ一言でつらいと書くのはちょっと私も違うんじゃないかなと思うほどいろんな、家の中にいたりとか、また寝ていても気になってまた目が覚めたりとか、実際に工事は行われていないんですけれどもそういったこと

など、本当に言葉では尽くし難い大変なストレスとなっております。

事業者に対して町はどのように対応をしていくのか、お考えを聞きたいと思います。

なお、この昨年の台風19号による豪雨によって町内で大きな被害を受けておりますけれども、このメガソーラー発電所の建設工事場所、ここに隣接いたします限戸川沿いの町道において土砂崩れが発生しております。今も通行止めになっております。工事と土砂崩れの因果関係などを明らかにして、早期の復旧と、今後こういった台風19号のような災害、温暖化等によって起こる可能性もあります。今後の台風等による災害発生を防ぐ必要もあると思いますが、町はどう認識しておりますのか、お伺いいたします。

太陽光発電設備の設置を適切に誘導し、良好な自然、景観及び生活環境との調和を図ることを目的として、平成27年6月1日より、矢吹町太陽光発電設備設置指導要綱が施行されております。これは同僚議員へのお答えの中でもありますけれども、こういった要綱が設置されておりますけれども、滝八幡の住民の方への今回の騒音等の苦情ですとか、それから説明会等での対応を見ていますと、その責務、果たされているか、ちょっと疑問であります。この要綱の中では、住民との良好な関係とかそういったものを、説明等もしなさいよということ書かれて、要約するとそういったことが書かれておりますが、そうはなっていないのではないかということが、私は疑問に思っております。

また、指導要綱だけでは、この目的を達成するには不十分だと思います。当然これ罰則規定もありませんし、業者に対するお願いのようなものであります。そうではなくてもうちょっと、先ほど同僚議員からもありましたとおり、私はメガソーラーとか、あとはそのほかの再生可能エネルギーについては、原発による災害等を受けておりますこの福島県でありますから、そういったものを廃炉にしていくためにも必要だとは考えておりますけれども、かといって、その近隣住民ですとか、また、騒音などの公害等が発生して近隣住民の方等に迷惑をかけるようなことはあってはならないと思いますので、規制等も含めて、両立も図るような条例制定、こういったものが必要であると考えております。

4年前にも一度、同僚議員とともにこういった条例、提案させていただきましたが、まだ中身が十分分らないとかということで、残念ながら条例制定には至りませんでした。こういったものの制定を町のほうとしてやっていただく考えはあるかどうか。また、指導要綱に定められた事業者の責務が実際果たされているのか、お尋ねをいたします。

大きな質問2番目といたしまして、役場業務の民間委託についてであります。

これまで何度も質問させていただいておりますが、また今回も質問させていただきます。

昨年の10月より、窓口、学校支援員、放課後児童クラブ指導員の方、また都市整備課のほうの窓口業務ということで、4つの業務に関連して、この勤務する臨時非常勤職員の方たちが一般社団法人まちづくり矢吹へと転籍となって、この業務がまちづくり矢吹へ業務委託されております。どの業務も役場職員からの指揮命令がなければ成り立たないのではないかと私は思います。業務委託先の職員に指揮命令を役場職員がしてしまえば、法律違反の偽装請負となってしまいますが、現状で偽装請負となっているのではないかと疑問がありますので、そのような状況があるかどうかをお尋ねいたします。

関連しまして、役場業務の民間委託は、個人情報漏えいや人材流失、あえて人材流失という言葉を使わせていただきました。人に対しては流出という、出という、出るという言葉を使うと思うんですけれども、一回出

でも、流れが出てしまって戻って来ることあると思うんですけども、役場の人材等に関しては、出て流れて失われてしまえばもう戻って来ない、そういった意味合いで使わせていただいております。人材流失、将来的な住民サービスに必要なノウハウの継承、これも後の役場の職員に引き継がれないわけです。こういった継承もされないなどの様々な懸念が考えられますが、そのために民間委託はするべきではない。法改正の本来の趣旨、臨時職員等にもボーナス等を支給するというようなことで会計年度任用職員制度が4月から始まりますけれども、その法の趣旨にのっとりたら、会計年度任用職員として改めて、一旦10月から業務委託先のまちづくり矢吹さんのほうへ行かれた方についても町へ戻すべきと考えますが、町としてはどのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

最後の3番目の質問といたしまして、住民との合意形成と住民参加型のまちづくりについてであります。

2月17日の議会全員協議会において、この議会の開催に先立ちまして議案等の説明のための議会全員協議会が開かれました、その中で、第6次まちづくり総合計画後期基本計画（暫定版）ということで示されておりました。暫定版といいますのは、蛭田町長の公約などを反映した新たな事務事業の追加や、拡充に向けての調整には相当な時間を要することから、前期基本計画の検証結果を反映させた暫定版という形で策定し、今年度の当初予算編成を行っているという説明でありました。

今後の予定としましては、後期基本計画の確定版というものをつくっていくということでありますけれども、それはこの町長の公約との調整や新たな事務事業の追加等を行った上で、令和2年9月議会に改めて上程する予定である、そういったことがお話しされました。必要に応じて補正予算の編成も行うということでありますが、後期基本計画の策定に当たりましては、前町長が廃止しました各行政区の総会の際などに行われてきました町政懇談会を復活させる、こういったことが必要であると私は思います。住民要望を反映させて、住民合意を得る機会、こういった場所にもなると思います。廃止された理由というのがどういったことだったのか、私もいまだにもって納得いかないものがありますけれども、恐らくそこに来られる方たちの要望なんですから、そういったものが前町長さんに対しては苦情に捉えたのかどうか分かりませんが、区長さんだけを集めての会議になってしまいました。そうではなくて、人数等少ないかもしれませんが、しっかりとこういう住民要望を聞くことは必要であります。蛭田町長もそういったことも公約の中に掲げておりましたと思いますので、そのお考えをお聞きしたいと思います。

この住民合意の形成とか住民参加型のまちづくりということで、実は長野県阿智村というところでは、村全体に関わる課題についての学習、研究に対する支援制度として、5人以上の住民の方が集まれば、それを村づくり委員会として認定をいたしまして、住民主体による問題解決、例えば、道路の道普請とかそういうことであったりですとか、子育てですとか、今回でしたら学童保育等、また子供を預ける場所が足りない、そういったことをどうしようとか、様々な問題について集まってお話しをされている、その支援制度を村づくり委員会制度としてつくっております。

これは、直接村の、矢吹町に置き換えますと、町の中の問題点に一番身近に接しておられる町民の方からの提言を伺うよい機会だと思いますので、当町でもこういった町づくり委員会制度を導入するお考えはないかをお聞きしたいと思います。

2番目の質問でちょっと言い忘れたことがあります、4月からの、当初予定しておりましたまちづくり矢

吹さんへの業務委託、こちらのほうは一旦見直しまして、会計年度任用職員にさせていただけるということ、これを町からも聞いております。このご決断に対しては、町職員の皆様、大変ご苦労あったと思います。そのことを最後に御礼申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、メガソーラー発電所建設工事の事業者への対応についてのおたかしであります。富永議員への答弁と一部重複いたしますが、建設工事に伴う騒音及び振動につきましては、近隣住民から苦情が寄せられている状況にあります。なお、本工事につきまして、当該地区は用途地域外であるため騒音規制法及び振動規制法の規制適用はありませんが、町といたしましては、苦情があれば直ちに現場状況を確認し、町と開発公社で取り交わした環境保全に関する協定書に基づき、施工業者に対して騒音及び振動の抑制をお願いしてまいりました。

また、施工業者には、地域住民に建設工事についてご理解をいただくため、協定書を基に作業工程表の提示や防音シートの設置について周知していただくとともに、住民説明会を開催していただくようお願いし、2月16日に実施されたところであります。

今後も定期的に現場へ出向き、施工業者には的確な対応として作業工程表の提示や作業内容の丁寧な説明、地域住民の現場視察を実施し、近隣住民の声に耳を傾け、地域への理解を深めるようお願いするとともに、さらに林地開発の許可者である福島県に対しても適切な指導を申し入れ、地域住民の良好な生活環境保全に努めてまいります。

先ほどの富永議員へのご質問のお答えにもありましたけれども、このような対応をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、台風第19号の影響により、メガソーラー発電所の工事現場に隣接する町道で土砂崩れが発生し、通行止めとなっていることについてのおたかしであります。田内地区と南町地区結ぶ町道南町4号線につきましては現在も通行止めとなっております。地域住民の方にはご不便をおかけしております。

議員おたかしの工事と土砂崩れの因果関係につきましては、台風第19号に起因した集中的な豪雨により町内各地で土砂崩れが発生しており、激甚災害に指定されていることから、工事と土砂崩れの因果関係を明らかにすることは困難ではないかと思われま。

しかしながら、今後の復旧につきましては、事業者と協議をした結果、事業者において崩れた土砂の撤去及び再発防止策を行い、その後にガードレールの撤去、再設置等の復旧工事を町が行うということで協議が調っており、3月末には工事が完了する予定であります。

今後の再発防止策につきましては、福島県が林地開発として許可をしており、指導機関でもあることから、引き続き県と連携を図りながら災害発生の防止に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、再生可能エネルギー導入条例の制定及びメガソーラー発電所工事の事業者の責務についてのおたかし

であります。議員ご指摘のとおり、矢吹町太陽光発電設備設置指導要綱は、矢吹町内における太陽光発電設備の設置を適切に誘導することにより、良好な自然、景観及び生活環境との調和を図り、設置区域及びその周辺地域における災害の防止に資することを目的としております。

なお、この要綱の適用を受ける設置事業は、設置区域の土地の合計面積が5,000平米以上であること、また、事業者の責務としましては、関係法令を遵守し、設置区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害を防止し、地元自治会等と良好な関係を保つこととし、事業実施に伴う事故、地元自治会等との紛争が生じたときは、自己の責任において誠意を持って解決することと定められております。さらに、事業者の責務が果たされていない場合は、事業者に対して適切な措置を講ずるよう指導することと定められており、台風19号による滝八幡地区の土砂崩れにつきましては、適切な措置について協議し、のり面の復旧工事を行うことが決定しております。

一方、議員おただしの再生可能エネルギー導入条例について申し上げますと、国においては、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に再生可能エネルギー法が制定され、また、地球温暖化防止の観点から、環境に配慮した低炭素化に向けた社会構築が進められ、脱原子力、脱化石燃料が叫ばれ、自然エネルギーを主とした再生可能エネルギー施設が設置されております。このような中、再生可能エネルギーの一つとして代表的な太陽光発電施設の設置が全国的に進んでおりますが、優れた湛水能力を有する山林への設置は自然環境破壊や土砂災害に直結するおそれがあり、その導入には十分に配慮する必要があります。

また、国内の太陽光発電施設の設置における今後の動向としましては、電力の固定価格買取制度における電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法の改正による買取価格の下落や、さらには環境影響評価法の対象事業に太陽光発電が追加されることで太陽光発電の環境配慮ガイドラインの運用が予定され、設置に関する基準が厳しくなることを踏まえると、設置に係る申請件数は落ち着くものと思われまます。

町といたしましては、太陽光発電施設の山林への設置は、環境と防災に配慮する観点から環境配慮ガイドラインに基づき慎重に検討するとともに、地域の経済効果及び再生可能エネルギーの導入を推進する観点から、利活用可能な遊休地への設置を促進するなど、適地への設置を十分考慮する必要があります。

以上を踏まえ、再生可能エネルギー導入条例の制定につきましては、近隣自治体の動向を注視しながら、自然環境の保全及び地域住民との合意形成という視点を考慮しながら検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、一般社団法人まちづくり矢吹への業務委託についてのおただしであります。

議員おただしの偽装請負、これにつきましては、一般に請負または業務委託と称して、労働者派遣契約を締結しないまま労働者派遣を行うものと承知しております。労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、いわゆる労働者派遣法に違反することであると解釈しておりますが、現時点で把握している限り、本業務委託において偽装請負が指摘されているという事実はございません。

労働者派遣と請負とは、労働者の安全衛生の確保、そして労働時間管理等に関して、雇用者、派遣先、発注者が負うべき責任が異なっております。請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするものですが、労働者派遣との違いは、発注者と請負労働者との間に指揮命令関係を生じないという点にあります。発注者と

請負労働者との間に指揮命令関係がある場合には労働者派遣事業に該当し、労働者派遣法の適用を受けます。しかしながら、この区分の実際の判断は必ずしも容易ではないことから、この判断を明確に行うことができるように労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準、これが定められておりますが、実態に即して判断がされております。

この基準によれば、適正かつ適切な請負と判断されるためには、請負事業者が自己の労働者に対する業務の遂行に関する指示、その他の管理を自ら行っていること、請け負った業務を自己の業務として、契約の相手から独立して処理すること等が必要であることとすることとであります。

一方で、業務の作業工程に関して、発注者が請負労働者に対して直接仕事の順序、方法等の指示を行ったり、労働者の配置や仕事の割りつけ等を決定したりすることは、請負事業者が自ら業務の遂行に関する指示、その他の管理を行っていないので、偽装請負と判断されることとなります。なお、業務の内容等については、日常的に軽微な変更が発生することも想定されます。その場合には、発注者から管理、現場責任者または請負事業者に対して作業の遂行に関する説明、指示等が行われていれば、偽装請負と判断されるものではありません。

このような中、本町におきましては昨年10月から本業務委託を進めるに当たり、関係法令に基づき適正かつ適切に行われるよう、受付業務と事務補助の区分、仕分、相談、判断が生じる業務の整理、それに基づく仕様書及び業務マニュアルの作成等に取り組んでまいりました。また、これらに関しましては、自治体の業務改善等を専門とする外部からの支援、協力を得ながら協議を重ね、助言、提案等をいただいていたほか、10月以降についても随時検証を行っていただいております。

今後につきましても、本業務委託が適正かつ適切に実施されるよう必要に応じて改善を図りながら、偽装請負の疑いが指摘されないよう、しっかりと対応してまいり所存です。また、様々な観点から検証を重ね、住民サービスのさらなる充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、役場業務の民間委託に関する懸念及び会計年度任用職員についてのおたただしでございます。

昨年10月1日から業務委託を開始しております業務の中には個人情報を取り扱う場合もあるため、様々な懸念があるかとは思いますが、個人情報の取扱いにつきましては、個人情報保護法、矢吹町個人情報保護条例の規定及び個人情報取扱特記事項に基づき、社員に対し守秘義務を課し、社員教育研修においてもしっかりと教育されていると伺っており、10月1日の委託開始から約5か月が経過しますが、これまでのところ大きな混乱もなく、順調に業務遂行されているとの報告を受けております。

したがって、昨年10月よりまちづくり矢吹の社員となられた方々について、再度公務員として任用するということは現在のところ想定はしておりません。しかしながら、三村議員への答弁と重複いたしますが、本年4月1日から予定していたまちづくり矢吹への業務委託に係る分野につきましては一旦保留とさせていただきます。矢吹町の業務改革の一つであるまちづくり矢吹が、行政サービスの新たな受皿として町民にとって有益かつ効果的なものとなり得るかどうか、点検及び検証する必要があると考えております。そのため、今後は安井議員をはじめ、議員の皆様から建設的なご意見を賜り、必要に応じて見直しを検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、住民との合意形成についてのおたただしであります。第6次矢吹町まちづくり総合計画では、まちづくりの理念として協働のまちづくりを掲げており、住民、行政区、各種活動団体、行政等の組織が対等の関係

で連携、協力し、相乗効果を発揮しながらまちづくりに参画していく取組を推進しております。また、協働のまちづくりを実現するためには、情報共有、情報発信が非常に重要であり、広報やぶきや町ホームページ等のもとより、多くの機会を通じて町民の皆様への確かな情報発信を行う必要があると考えております。

議員おただしの住民合意の機会につきましては、平成27年度までは、町と矢吹町の区長会の共催により、矢吹地区、中畑地区、三神地区において、様々な町政情報をテーマとしてまちづくり懇談会を開催しておりました。しかしながら、参加者数が少ないことが課題として上げられ、日程を平日の夜間から土曜日に変更して開催した年もありましたが、参加者数の増加が見られず、また、参加者から開催意義についてのご意見等が寄せられるなど、平成28年度からは、この経過があり、平成28年度からは行政区長意見交換会と形式を変更して開催してございます。

ただ、このような経過はあるものの、町民の声を広く、しっかりと公平に聞きながら町政を進めていくためには、住民合意を得る機会のさらなる充実に努めねばならないと考えております。開催方法や開催時期等について検討を深めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

そして最後に、住民参加型のまちづくりのおただしであります。本町では、住民主体によるまちづくり活動への支援策として、各行政区が地域の特色を生かしながら自主的に実施する事業へ支援を行う行政区活動支援事業や、まちづくり団体が自らの企画、提案により実施する公共性、公益性の高いまちづくり活動へ支援を行うまちづくり団体支援事業を行っておりまして、これまで多くの行政区及びまちづくり団体と連携を図りながら協働のまちづくりを推進してまいりました。

しかしながら、近年は両事業共に申請件数が減少しております。事業未実施の行政区への呼びかけや支援制度の情報発信とともに、事業内容等についても検討を深めながら、住民参加による協働のまちづくりを検討してまいりたいと考えております。

さらに、議員ご提案の町づくり委員会制度につきましては、長野県阿智村の先進事例、先ほどその内容等を伺いましたが、これらを参考にしながら、矢吹町、本町に適した住民参加型のまちづくりの手法について、これまでの事業と併せて研究、検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、再質問させていただきます。

まず最初に、順番逆になりますけれども、この住民との合意形成と住民参加型のまちづくりについてというところでありまして、町からも今、まちづくり懇談会、やめた経緯というものが示されておりました。その中で、参加者の増加が見られず、参加者から開催意義についてのご意見等が寄せられるなどということで、区長さんとの懇談会に変わったとなっておりますけれども、この参加者からの意見というのは、少ないのをどうやって大勢集まるようにしたか、したらいいかというのは、そういったような前向きな意見だったと思うんです。それが、これやめてしまうということになるふうにならないと思うんですけれども、その辺もうちょっと詳しくお聞かせください。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） それでは、安井議員の参加数のご質問についてお答えいたします。

まず当時、まちづくり懇談会につきましては、参加者が少ないというところだったり、区長さんの中には説明内容だったり言葉が難しくてちょっと分からないと、それと2月開催ということで、1年交代で区長さんがなかなか理解できないというような、懇談会についてはご意見を賜ってございます。こうしたことも踏まえまして、答弁にもあるとおり参加者数が少ないということで、日程を平日の夜間から土曜日に変更したり、あるいは参加者数の増加が見られないということで、平成28年度からは、現在の行政区長意見交換会というふうなことで形式を変更して開催したというような経過でございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 参加する時間とかそういったものがネックになっていたかなとか、あとは中身が難し過ぎてというのが、恐らく町民の皆さんたちが望んでいる要望とかそういったところを言う場ではなくなってきていて、町からの、前町長さんの政策ですか、そういったものを説明する内容になっていたからではないかと思うんです。やはりここに、最初の答弁にありましたように、区長さんだけでは分からないこともあると思うんです。区長さんというのは、1年ごとに交代する方もおられますし、何年もやっている方もおられます。そういった意味では、区によっては区長さんが全部自分の区の中のことを把握しているかということ、そうではないわけですが。そういったことからいっても開催方法を是非工夫していただいて、特に蛭田町長、初年度はいろんな町民の方の声を聴くことが重要でありますから、ぜひここ検討していくではなくて、復活させるというようなこともお聞きしたいんですけれども、その辺どう町長はお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） ただいまの懇談会等につきましては、そもそも私公約で、そういったことについて町民と膝を交えて、あるいは直接現場の声を聞くというのは私の基本理念でありますので、これはぜひ実現させたいと思っています。ただ、開き方については様々な検討が必要かと思えます。

何で開かれなくなったかについてはいろいろの見方があるかと思いますが、そういったことについて一つ一つ意味のある中身になるように工夫しながら、やはり現場主義は大事にしていきたいと思っていますので、それは工夫をしていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 蛭田町長の決意を聞いたかなと思いました。ぜひそこはいろいろ開催方法等工夫していただいて、ぜひ再開をしていただきたいと思います。

もう一つの質問で、町づくり委員会制度、阿智村の先進事例、提言させていただきましたけれども、こちら

も実は、この矢吹町でやっているような行政区への支援制度とはちょっと違うものなんです。村民自らが困っている課題があれば、何人かで集まって提言をするための会議をしてもらいましょう。その会議のために、会場代ですとか、会議にお茶代とか持っているかなと思います。そういったものですとか、交通手段困難な方については送迎も町でしているとか、そういったことなんです。ボトムアップのための制度ですので、その辺ぜひ検討して、もう1回検討していただきたいなというのと、お金もそんなにかからない制度です。そして、実に村民の3分の1の方がこういった何らかの委員会に参加しているということですので、困っている課題を吸い上げるために必要かと思しますので、ぜひその辺も前向きに検討していただきたいと思いますが、改めてお考えを、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） それでは、安井議員の村づくり委員会の設置ということでの質問につきまして答弁させていただきます。

答弁にもありますとおり、現在本町におきましては、住民主催によるまちづくり活動の支援策としまして、各行政区が地域の特色を生かしながら実質的に実施しています行政区活動支援事業、あるいは広域性、公共性の高いまちづくり活動の支援を行うまちづくり団体支援事業を行っております。これまでの多くの行政区及びまちづくり団体と連携を図りながら、協働のまちづくりを今後も推進してまいりたいと思います。

今後も充実したものを、充実した活動ということで、安井議員言っています町づくり委員会の、現実にはちょっと考えございませんが、今あります、こちら行政区活動支援事業とまちづくり団体支援事業につきまして充実させていきたいというふうにご考えてございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

今後、ぜひこれ阿智村の事例研究していただきまして、取り入れるのであれば取り入れていただきたいなと思います。

次の項目についての質問に移らさせていただきたいと思います。

メガソーラー発電についてなんですけれども、これ説明会が行われた日時が2月16日なんです。実は、その前から騒音というものは発生しておりました。10月ぐらいからずっと工事が続いておまして、その頃に岩盤の掘削等が始まりまして、一番音が大きかったところなんです。その辺りで住民の方からも町に説明会等、また苦情等も寄せられていたと思いますが、これがなぜ2月16日というふうになってしまったのか、その辺お聞きしたいと思います。事情ですので、別に責めているわけではありませんので、よろしく願います。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） それでは、安井議員の説明会がなぜ2月に行われたのかということで

ございますが、安井議員ご存じのとおり、昨年9月から役場のほうに騒音苦情が来てございます。その間、施工業者に騒音の抑制を度々お願いしてまいりました。それで12月、早く開催してくれということで、町の私どもは、施工業者のほうには12月からお願いをしていたということでございます。それでその後、12月が施工業者あるいは運営会社をそろえた形で説明会をしたいというような意向もあったように記憶してございますが、その後1月に、1月中旬予定しておりましたが、そちらも流れまして、2月16日に至ったというところでございます。

会議開催の経過については、以上でございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 今のご説明ですと、業者のほうには言っていたんですけども、なかなか向こうのほうの都合がつかなかった、そういったふうにとれます。ただ実際に、その間に岩盤の掘削という一番音を発生するような工事が行われておりました。それを何とかしてほしいということで住民からは苦情があったりですか、説明会を要望されたわけですけども、それがこの2月16日、もう既に岩盤の掘削等はほぼこのときの説明では終わっていて、次はパネルの設置とパネルの設置のためのくいを打つ、パイルの穴開けをする工事、そういったところで騒音が発生するというようなことが説明されました。ですからこういった、その都度業者の方から説明をやはり強く求めるべきではなかったかなと思います。

終わってしまったことなので、このことは置いておきますけれども、今後定期的に、業者の方と町からの担当の方を置いていただいて、進捗等と、また住民に対する説明会等を開催するための準備として、担当の方と業者の方の担当の方との定期的な打合せが必要となると思いますけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

[まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇]

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 安井議員の質問にお答えいたします。

今後の業者との協議する場面、役場の窓口と一緒にというところのお話、ご質問でございますが、そちらにつきましても、施工業者であります業者ともそういった機会を持てるよう、ちょっと相談してみたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 相談、ぜひこれはやっていただきたいと思います。それで、実際にこの説明会の中で住民の方たちが不安に思っているのは、今後の工事の日程とかがどうなっているのか全く分からないわけです。工程表も示されていないわけです。それから、安全だとか対策を施しているといっても、それを示す根拠のような資料も示されておりました。そういったことも求められておりましたが、その辺は業者の方からいつ出るかというふうなことは伺っていますでしょうか。よろしくお願ひします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 安井議員のご質問にお答えしたいと思います。

工程表あるいはその他の資料ということで、資料の提出の相談が業者からあったかというようなご質問です。

先日、先週、業者さん来ていただきました。そのときに、説明会で話し合われました問題点について、どう今後すればいいのかということでもちょっと協議をしましたので、今後その中でスケジュール表、あるいは工事に伴う資料等の提出については求めていきたいというふうに思っております。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） すぐにでも出してほしいんです。工程表というのは、もうできているはずですから、それは強く求めていただいて、すぐ出してくださいということをお願いします。

それから、これはお願いなので、質問に移りますけれども、地元の住民の方たちは今後の災害等も心配しておられるわけです。そういった対策がどうなるか、そういったことも示してほしいと思っているわけです。自分たちがこれから先安全なのか、それから、あと騒音等がこれから悩まされないのか、そういった今困っていることを聞きたいわけなんです。そのために現地見学会等も開いてほしいという要望がありましたが、その辺りの話は、町のほうでは業者に対して強く求める考えがあるのか、また求めているのかどうかをお伺いいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） それでは、安井議員のご質問、災害等についてどうなっているのかというようなご質問だと思いますが、こちらの災害というところにつきましては、施工業者も先日の説明会を踏まえて認識しているということで、そういった、昨年であれば台風19号ということで、12日から13日にかけて400ミリを超える雨量もあったということで、その辺のお話も業者のほうにさせていただきました。それで今後、地区の皆様が災害、大雨を心配しているということで、災害には結びつかないような設計、そうした工事ということで説明してもらおうなお話は伝えてございます。

それで、現地調査といったところでは、今後業者のほうに、そういう要望があるということで伝えてまいりたいなというふうに思います。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 業者のほうには説明会の中で、開いてほしいということはもう伝わっているわけです。ただ、いつ開かれるかということがまだ地元の区長さんにも、住民の方にも知らされていないということなんです。そういったことが迅速に行えることが今後の工事を円滑に進めていくこと、また騒音等を発生させないで近隣の住民の方にも理解してもらおうことにつながると思いますので、求めるだけではなくて、どうなっているんだということをぜひ聞いていただきたいんです。その辺のお考えを改めてお聞きします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） それでは、安井議員の再質問についてお答えいたしたいと思います。

早急に説明会ということで、町としましては、施工業者が地域住民としっかり寄り添った対応をしているか確認しまして、地域住民と施工業者の間に、町としてしっかり間に入って調整してまいりたいなというふうに思っております。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） ぜひ、目の前で困っている町民の方いらっしゃいますので、綿密に連絡をしていただく、そういったことをお願いしたいと思います。あわせて、また条例、規制等の条例も重要になってきますので、これもぜひ検討を進めていただきたいと思いますと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

まちづくり矢吹への業務委託についての質問をさせていただきます。

これ、これまでも何度もやらせてもらっていますけれども、まちづくり矢吹にそもそも役場の業務を委託するという、まちづくり矢吹ではないんです、民間業者に役場の業務を委託するということが、公務員としての立場ではない方に公共サービスを担っていただくということが果たして適切なのかということを私は言いたいわけなんです。もちろん中にはパブリックマインド、本当に公的な気持ちを持ってやっておられる民間業者の方もおられますけれども、やはり営利とかそういったものを考える民間の方に公共サービスを委託することは問題ではないかなと思います。

例えば、答弁の中にもありましたけれども、守秘義務の問題があるんです。これ公務員に課せられた守秘義務と、一般の方の一般の会社の中での守秘義務とは違うと思うんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁の繰り返しになりますけれども、個人情報の取扱いにつきましては、個人情報保護法、矢吹町個人情報保護条例の規定及び個人情報取扱特記事項、これにつきましてはこの契約についての特別なものがありますけれども、社員に対して守秘義務を課していただく、社員教育研修をやっていただくということで徹底されれば、確実な守秘義務、遂行されるものと考えております。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいまのご答弁の中で、社員に対する守秘義務等に関する法令等の研修等だと思うんですけれども、そういったことが徹底されればというお答えでした。実際にされているのでしょうか。そのことをお尋ねいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員にお答えいたします。

具体的に社員研修という形でやっているかどうかの確認はしておりませんが、あくまでもこの守秘義務につきましては、契約社員となる折の契約の中で明記されているものということでは認識しております。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 確認をしていただきたいんです。どのような教育がされているのか、どのような守秘義務に関する規定があるのか、そういったものは確認をしていただきたいんですが、それはできないんでしょうか。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

確認できないことではありません。確実にそういったものは履行されているものと考えておりますので、今までは特に確認はしてまいりませんでした。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） これ確認をしないとまずいんじゃないかなと思うんです。町がやっている本来やるべき仕事を民間の方に委託しているわけですが、これ公務員であれば国民全体の奉仕者であったり、全体の奉仕者であるわけですが、民間の方に、民間に移籍したわけですから、国民全体に対する奉仕者という立場ではなくなってしまうわけです。そうしますと、住民の福祉の増進を図ることというような地方自治法1条の2の趣旨にも反するのではないかと思います。

ここは確認をぜひしていただきたいと思います。中身が、それがこの地方自治法や憲法の理念に反するものであれば、ぜひここは見直していただきたいなと思います。再度確認をしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。確認はできますでしょうか。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました個人情報の取扱いについてでありますけれども、これについては町とまちづくり矢吹の契約の中でも明確にうたっておりますので、ですので確実に履行されているものというふうに認識している

という意味でございます。

なお、確認はできます。確認が必要であるという今のご指摘を受けたならば、まちづくり矢吹のほうと確認はさせていただきたいと思えます。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 先ほどから確認をしていただきたいという指摘をしているんです。ですから、確認をしていただきたいと思えます。できるということです、そこはやっていただいて、後で議会にも示していただきたいと思えます。

まちづくり矢吹のことで、以前私質問させていただいたんですけれども、まちづくり三鷹という同様の組織が三鷹にあります。こちら株式会社まちづくり三鷹というんですけれども、その中に、議会から、また市からも、三鷹助言者会議というのがありまして、議員からも委員がそこに行って、いろんなまちとの問題点とかについても指摘をしていると聞いておりますが、こういったことも以前の議会の中で、町の関与を高めるためにそういったことをやってはどうかということで提言させていただきました。

そのときに、阿部課長のご答弁だったんですけれども、私の意見としてまちづくり矢吹にはお伝えしますということをおられました、その後どうなったでしょうか。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

今、以前に質問いただいた内容については、まちづくり矢吹のほうへは伝えてありまして、その内容についても紹介はした記憶があります。ですけれども、やはり前年度より、まちづくり矢吹の委託を開始してからいろいろなご意見をいただいております。その中で、やはりまだまだ議会の皆さんに理解していただけていない部分、これからさらに説明を加えていきたいというふうに思っておりますけれども、その中で、まちづくり矢吹と町、あるいは町議会との関係をどのように築いていくかというところで検討されればいいのかというふうに現時点では考えております。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 伝えたということで、それは伝えていただいたことはありがたいわけですが、それに対してのリアクションがないわけ。実際にそういったことをやっていくのかどうかということ。

そして、百条委員会、特別委員会の中でも報告が上がってございましたけれども、まちづくり矢吹と町との関連性といいますか、そういったものが今すごく薄くなっているのではないかなと感じます。役員にしては、町から雇用労政官がまちづくり矢吹のほうに出向していて、役員の中の一人、理事の一人になっております。ですけれども、構成する理事の数からいったら、議決においては負けてしまうわけです。幾ら町の言うことだか

らといっても、そのほかの方たち、民間の方たちが賛成してしまえば町の意見が通らなくなってしまう。また、社員についても当初3名おりましたけれども、前町長は退任されたということで、そこにおいてもまた町の関与度が低くなっているということなんです。ですから、そういったことからいったら町の意見が通らないのではないかなと思いますけれども、その辺はいかががお考えでしょうか。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

町とまちづくり矢吹の関係につきましては、強くしたほうがいい、弱くしたほうがいい、なくしたほうがいい、いろいろなご意見をいただいているというふうに、私、現時点では認識しております。

町といたしましては、必要な支援、関与というところはどこなのか、いま一度やはり考え直すべきときには来ているんだろうというふうに思っております。いましばらく時間をいただきながら、ご意見を伺いながら、その辺りについては詰めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、まちづくり矢吹への業務委託をしていく、まちづくり矢吹以前にも、ほかの会社ということも検討されていたようではございますけれども、役場業務をそもそも業務委託するというのが、この会計年度任用職員制度導入に伴ってボーナス等の支給があるので、そういった費用の抑制にもつながるというようなことも以前お話あったと思うんですけれども、その辺は再確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、数を絞ってという当初の考え方でございました。それについては、行政コストの削減というところ、あるいは行財政改革といったところで考えておったものでございます。ただし、状況が、現時点ではいろいろ意見等もありますので、さらにそれを整理するためには説明、協議等が必要というふうに考えております。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 行財政コストの削減ということも以前考えておられたということではございますけれども、国の昨年の国会の中でも、本村委員が大村政府参考人に対して質疑を行いまして、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として会計年度任用職員制度への移行について抑制を図る、こうしたことは適正な任用勤務条件の確保という改正法の趣旨にはそぐわないものであると考えておりますという答弁も行っているわけです。

ですから、やはり会計年度任用職員制度の本来の趣旨に従って任用すべきと考えます。

町長に対してこれお聞きしたいんですけども、これはもしかしたら違法状態かもしれないんです。それを考えると、ぜひ早期に見直しをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（角田秀明君） 安井君、時間になりましたので、質問だけで終わりたいと思います。

以上で、安井君の一般質問を打ち切りたいと思います。

暫時休憩します。

3時20分までとします。

(午後 3時10分)

---

○副議長（角田秀明君） 再開します。

(午後 3時20分)

---

#### ◎会議時間の延長

○副議長（角田秀明君） ここでお諮りいたします。時間を延長して、一般質問を続けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（角田秀明君） ご異議なしと認め、時間を延長します。

---

#### ◇ 青山英樹君

○副議長（角田秀明君） 通告5番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） それでは、今定例会の最後の一般質問となりますが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、一般行政についてということでございます。

最近、SDGsというものが新聞、テレビ等でも報道されておりますが、環境等を整えながら17の目標を立て、169の項目に関して未永く持続可能な社会をつくっていきましょうという、そういうテーマでございます。

これらに関して、詳しく申し上げるまでもなく、地球温暖化等に代表されますように、甚大な災害が世界規模で起きているというのが現状でございます。日本においても例外ではなく、今までにない想定外の災害が引き起こされている実情がございます。当町におきましても、去年10月の台風19号の被害がそうであります。

このような中におきまして、それら環境問題を解決することによって災害等にも備えていくという一つの手法がSDGsでございますが、このSDGsに対して町としてどのような認識を持って、どのように取り組まれていくのかをお尋ねするところでございます。

次に、このSDGsに関しまして、これを実践する町として、まちおこしの一つの材料とすることはいかがかというふうに考えておるところでございます。日本全国で先駆けて、このSDGsに対して町全体が取り組

んでいく、町民一人一人も取り組んでいくということをすることによって、日本においては前衛的な一つの模範的なまちづくりになるのではないかというふうな考えがございまして、その点についてお尋ねするところでございます。

そして、行政（3）番目としまして、滝八幡・南町地内の住民からの太陽光発電工事にに関する苦情等に関しましての質問をさせていただきます。

同僚議員2名の議員が行っております。重複するところが多々ございますけれども、私なりの視点で質問をさせていただきますと思っております。

特に、この工事による振動、騒音等によりまして、住民のストレスの障害というものがございまして、動物、飼っている犬がストレスで亡くなってしまったりとかそのようなこと、また同僚議員からもありましたが、景観、環境の悪化、そして土砂崩れ等の災害懸念といったことが不安として噴出しております。町の要綱では法的拘束力もないわけがございまして、あえてこのSDGsとの関連から、条例化にして規制措置を取ることが望まれるのではないかということについてお尋ねいたします。

そしてまた、行財政についてですが、令和2年度、次年度の予算編成が報告され始めました。国からの地方への歳出の重点項目としては、地域社会再生事業費という、仮称ですが、これが新設されます。従前のまち・ひと・しごと創生事業、これもあります。そして、社会保障の充実及び人づくり革命等という補助金もございまして、緊急浚渫推進事業費、仮称ですが、今回の台風19号によりまして、河川等の川底の集積物を、それを排除していきましょうというような、そういう補助金も想定されてきております。また、技術職員の充実によって市町村に支援をしていく、中長期でもって派遣をしていきましょうという、そういう強化の制度もあり、緊急防災・減災事業費の対象事業の拡大、拡充等、また、会計年度任用職員制度への対応、補助金等が見込まれているのではないかということがございまして、次世代型行政サービスの推進、また地域医療の確保、森林環境譲与税などが挙げられるのが次年度の地方への予算配当になってきております。

注目されるものではございますが、矢吹町も地方の一員として、これらの国の地方への歳出計画に対しまして、どのような事業に対して、どのような財源を見込むのかをお伺いしたいと思います。

そして、行財政、財政としましては、近年、黒字倒産が危ぶまれる自治体が多く見られます。去年の段階であれば、当町類似団体であります宮城県の涌谷町などが、実質収支は黒字でございまして、将来的には赤字になるということで財政危機宣言をしております。また、新潟市におきましても、やっていることは立派なんですけれども、内容を見ていきますと実質単年度収支が連続して赤字であり、いわゆる財政貯金が減ってきて、いずれ赤字化していくということが見込まれて、これも黒字倒産が危ぶまれる自治体となっております。

当町におきましても、今申し上げましたように、実質収支は黒字でございまして、実質単年度収支は複数年連続して赤字と申しますと叱られるところではございますが、マイナスというふうになってございまして、実質単年度収支は赤字であり、積立金の取崩し額の動向等を照らし合わせると、財政不安というのは払拭できていないのが矢吹町でございまして、将来において行政サービスというものを低下させることなく、財政の良化というものを図れるのかどうかをお尋ねいたします。

そして最後に、社会保障についてお尋ねいたします。

国保会計におきましては、前々から申し上げておりますとおり、国保加入者自体が非常に弱者であるというこ

とでございます。また、企業、会社員等と比べましても、国保加入者におきましては会社からの負担がなく、いわゆる社会保険であれば会社側が2分の1の保険料を負担し、個人が2分の1を負担する形ですけれども、国保に関しましては全額個人負担というところで、公平ではないものがございます。

そういう中であって、国保の内容を充実させるべく国保インセンティブ交付金というものが出ておりまして、それらに関して、これも交付金としてはなくてはならないものなのかどうか、町としてはどのように対応すべきなのかをお尋ねいたします。

そして、本年度、幼児教育・保育の無償化に関わる財源は、全額国負担でございます。本年度に限っては全額国負担でございますが、来年度からは市町村負担となる事態も生じる。そして、幼児教育・保育費の無償化には、そのような財源が100%国から保障されなくなる場合にはどう取り組んでいくのかをお尋ね申し上げます。

最後になります。矢吹町は過去において、がん撲滅宣言の町でありました。がん患者の医療費無料化に取り組むことで、町の付加価値が非常に上がってくるのではないかと考えるところでございます。昔においてがん撲滅宣言の町であったこと、そしてまた、このがん患者に関しての医療無償化をすることによっては、無料化をすることによって、非常に町として新たな福祉政策として価値のある施策になるのではないかと考えております。実現に向け取り組めないのかをお伺いいたします。

以上、質問いたします。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、SDG sについてでございます。

SDG sに対する認識及び取組についてのおただしであります。議員ご承知のとおり、SDG sは2015年9月の国連サミットで採択された国際目標で、持続可能な社会を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成されております。世界共通の物差しであるSDG sに取り組むことにより、自らの地域の強みや弱み、克服すべき課題等に改めて気づくことができ、また地域固有の特徴を確認することができるツールでもあります。SDG sを具体的な行動に移す企業や自治体、教育・研究機関、NPO法人等の団体と連携できる可能性もありまして、これまでになく視点でまちづくりが進められるものと認識しております。

これまでのSDG sに対する本町の取組といたしましては、平成30年12月に内閣府より講師を招いて、「地方創生に向けた自治体SDG s推進について」と題した職員研修会の開催、さらには、若手職員の有志によるSDG sを研究する自主研究グループが発足しております。など、SDG sを推進するために基礎知識の習得と理解に努めてきたところであります。

また、内閣府が平成30年12月に制定したまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、地方創生の実現に当たりSDG sの一層の推進が必要であると言及していることから、本町としましても、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画、今回暫定版でございますが、において、持続可能な開発目標（SDG s）推進事業を事務事業として新たに位置づけておりまして、SDG sの推進に積極的に取り組んでまいります。

なお、SDGsの17のゴールのうち、少なくとも12のゴールが環境分野に関連しております。議員おたなしのとおり、地球温暖化による大規模な災害が発生している中で、矢吹町といたしましても、役場庁舎等の公共施設の省エネや廃棄物の減量化等に係る取組を推進し、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減を目的に矢吹町地球温暖化対策実行計画を平成31年3月に策定し、町の公共施設において各種取組を積極的に実施しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、SDGsによるまちおこしの考えについておたなしであります。

SDGsについては、国連サミットの採択後、日本でも多くの企業や自治体により目標達成に向けた取組が進められ、マスコミでも大きく取り上げられる機会が増えております。認知度は高まっておりますが、内容を理解している方はまだ少ない状況ではないかと思われまます。

本町では来年度、SDGsに関係する取組としまして、SDGsの理解促進と、SDGsの支援体制の構築の2つを柱に事業を計画しております。

1点目のSDGsの理解促進につきましては、町民の方々にSDGsの内容を十分に説明し、理解していただくことが必要であると認識しております。そのため、講演会及びワークショップ、さらにはキックオフイベントを開催する予定であります。

また、SDGsを推進するための協議会を新たに立ち上げることも検討しております。協議会の会員には、企業をはじめ、町内の各種団体及び一般公募による募集を予定しており、協議会では今後、町が策定するSDGs推進のための計画に対する意見や提案などをいただくことを考えております。

次に、SDGsの支援体制の構築につきましては、地域の課題や可能性をSDGsの視点から掘り下げ、新しいビジネスにつなげていくことを目的として、本町でSDGsの視点を取り入れた事業者を募り、その方々をSDGsローカルベンチャー部隊と称して組織化を図り、事業者同士の協力体制の構築について具体的に検討してまいります。なお、SDGsローカルベンチャー部隊の検討に当たり、初年度は地域おこし協力隊制度を活用した募集を行う予定であります。

総務省では、地域おこし協力隊の導入により、斬新な視点による活動及び協力隊の熱意や行動力が地域によりよい影響を与え、地域が活性化する効果について示しております。たくさんの方々の才能やスキルを持った方が、町外から地域おこし協力隊として移住し、これまでにない新しい視点で本町の潜在的な魅力を掘り起こしてくれることを期待しているところであります。なお、SDGsローカルベンチャーのケースモデルを町外の人々に発信していくことで、新たなスキルを持ったSDGsローカルベンチャー部隊の人材を確保し、移住人口、交流人口の増加に結びつけていきたいと考えております。

地域の特色を生かしたまちおこしについては全国の各自治体が様々な取組を行っており、優良事例等を調査しながら、本町に見合った内容について今後も調査、検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大規模太陽光発電所設置の条例化による規制設置についてのおたなしであります。当該建設工事に伴い発生している騒音及び振動につきましては、近隣住民から苦情が寄せられている状況にありまして、町といたしましても苦情があればすぐに現場状況を確認し、施工業者に対し騒音及び振動の抑制をお願いしてまいったのは、先ほどのご説明のとおりであります。

また、施工業者には、関係住民に建設工事へのご理解をいただくため、環境保全に関する協定書を基に作業工程の提示や防音シート設置状況について周知していただくとともに、住民説明会の開催についても強く要望し、本年2月16日に開催されたところであります。この住民説明会の中で、住民から様々な苦情、不安が投げかけられ、施工業者は改善への努力を検討している状況にあります。

このような問題が発生する大規模太陽光発電施設設置につきましては、住民の不安の解消や乱開発防止のため、現時点においては現行の矢吹町太陽光設備設置指導要綱に基づき適正な運用を図っておりますが、残念ながら法的拘束力はありません。町といたしましては、今回の事例を検証し、自然環境の保全、地域住民との合意形成の重要性を考慮し、規制措置となり得る条例制定につきましては、近隣自治体の動向を注視しながら検討してまいります。

また、町ではSDGsの取組を推進するため、協議会組織を新年度より新たに立ち上げる予定であります。協議会は、先ほどご説明しましたが、企業をはじめ町内各種団体等により構成され、様々な意見を町政に反映することを想定しております。この協議会において、太陽光発電施設設置に関し、町の再生可能エネルギーの導入の在り方について様々な意見をいただきながら、条例の制定に向けてSDGsの視点からも検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次であります、行財政についての話です。

国の重点項目に対して、どのように取組を計画しているのかについてのおただしであります。

国の令和2年度一般会計歳入歳出概算が令和元年12月20日に閣議決定され、これに関連して、令和2年度地方財政計画が策定され、先月公表されたところであります。その中において、令和2年度地方財政対策では、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる地方税、地方交付税等の一般財源総額について、令和元年度地方財政計画を上回る最大限の額を確保することとされております。

具体的な対策では、地域社会再生事業費を創設し、地方創生を推進するための基盤ともなる地域社会の持続可能性を確保するため、地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的、主体的に取り組めるよう新たな歳出を計上しております。

また、防災・減災対策を推進する観点から、維持管理として河川等のしゅんせつを推進するため、新たに緊急浚渫推進事業費を計上するほか、国土保全機能強化に向けて森林整備を一層促進するため、森林環境譲与税を前倒して増額すること、さらに、都道府県等が技術職員の増員を図ることで、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保するための経費に対して財政措置を講ずるなどとしております。

このように、令和2年度地方財政対策は、例年と比較して多くの項目で丁寧な財源措置が講じられておりますが、特に地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう、自然災害防止と社会基盤の整備等に対応した財源措置であるとの印象を持ったところであります。

このような国の動向を踏まえ、本町におきましても国の取組と基調を合わせながら、防災・減災対策等の重要課題に取り組みつつ、地域社会の維持・再生、社会保障の充実、社会資本整備、人口減少や少子高齢化対策など地方創生を推進し、経済社会の構造変化による課題にも引き続き対応しながら安定的な財政運営を行う必

要があると考えております。

これらに対し、どのような事業に、どのような事業費でということを明確に示すことは困難であります。今後生じる新たな課題や多様なニーズも踏まえながら、引き続き国、地方を通じた限りある財政状況と税財政制度上の対応を見通し、財政の健全化に配慮しつつ、中長期的な視点に立って、計画的な行財政運営を行っていくことが重要であると考えております。

いずれにしましても、町の将来を見据えまして選択と集中の考え方を徹底するとともに、事業の総点検の下、優先的に実施する事業を見極めた上で、令和2年度からスタートする後期基本計画に事業を位置づけながら、地域の実情に応じたきめ細かな施策の展開を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政の良化についてのおただしであります。地方自治体における実質赤字額に係る財政指標としましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率を算定しております。本町では、算定を開始した平成19年度以降、直近の平成30年度決算まで実質収支がプラスの黒字団体であるため、該当がありません。

議員おただしの実質単年度収支がマイナスとなっていることについてであります。実質単年度収支とは、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引き、さらに財政調整基金や地方債繰上償還の影響を考慮したものであります。過去3か年の推移としましては、平成28年度決算は、実質収支がマイナス2億683万4,000円、そして実質単年度収支がマイナス1億3,922万1,000円。平成29年度決算が、実質収支が2億563万2,000円、そして実質単年度収支がマイナス3,986万5,000円。平成30年度決算では、実質収支が1億7,195万1,000円プラスです、それで実質単年度収支がマイナス2,664万2,000円であります。ずっと実質収支プラス、実質単年度収支マイナスで来ているわけです。マイナス推移に至った主な原因としましては、前年度からの繰越金を有効な財源として活用し、住民福祉の増進を図るため積極的に必要な事業を行ったことの結果であります。

基金の積立て及び取崩しにつきましても、財政調整基金の残高が一般的な適正規模以上を保有しているということから、将来負担の軽減を目的として公共施設等整備基金など特定目的基金への積立てを積極的に行ってきたところ です。

また、収支に係る財政目標としましては、実質収支比率や経常収支比率が上げられますが、実質収支の適正規模を判断する実質収支比率につきましても、過去3か年において3から4%台という、一応適正エリアということで推移してございます。

財源の確保状況により財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましても、平成27年度、80.8%、平成28年度、81.8%、平成29年度、82.0%と、いずれも類似団体より弾力性の高い数値にて推移してございまして、経常的な歳出に係る特定財源の有効活用と税収等の自主外財源の確保がなされている状況と捉えられます。

また、限りある財政状況の中におきましては、将来負担の軽減を図り、公債費等の抑制を図ることについても重要であると捉えております。地方債残高や債務負担行為残高につきましても、引き続き地方債発行の抑制と繰上償還の計画的な執行により、さらなる財政の健全化の推進を図ってまいります。

今後につきましても、道の駅や給食センター等の公共施設の整備等について、総点検として事業の効果検証を図りながら、将来において行政サービスの維持、向上を図るために、持続可能、そして自立持続可能など言ったほうがいいでしょうか、の財政基盤の確保と財政の健全性の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協

力をお願いいたします。

次に、国保インセンティブ交付金の概要と対応についてでございます。

国保インセンティブ交付金につきましては、平成27年5月、国民健康保険法等の一部改正により、医療費適正化等の取組に成果を上げた保険者を評価し、実績に応じた財政措置、インセンティブを行う保険者努力支援制度が創設され、平成30年度に国保の財政運営の主体が都道府県単位化する国保制度改革に合わせ、本格実施されました。

保険者努力支援制度は、国保保険者であります市町村と都道府県が、疾病予防、健康づくりをはじめとする医療費適正化への取組や保険料の収納率向上など国保財政の基盤強化を図るため、事業運営の改善等を一層促進する制度であります。

対象となる取組といたしましては、特定健診受診率の向上、糖尿病等の重病化予防事業の実施、被保険者の適正受診や適正服薬の促進、ジェネリック医薬品の使用促進、第三者求償の実施、そして保険料収納率向上に向けた取組等が評価指標となっており、これまでに交付された交付金は、平成28年度が217万6,000円、平成29年が280万1,000円、平成30年が362万7,000円、令和元年が495万5,000円となっております。

今後も被保険者の健康増進と医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化を図るため、保険者努力支援制度の評価資料に基づいた事業の実施に積極的に取り組んでまいります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、幼児教育・保育の無償化についてのおただしであります。令和元年10月1日から実施された幼児教育・保育の無償化に係る財源につきましては、令和元年度に限り、臨時交付金を交付するなどして国が全額負担することとなっておりますが、令和2年度以降は、地方消費税交付金の増収分及び普通交付税で財源措置することとなっております。令和2年4月以降の無償化に係る国、福島県及び本町の財政負担割合につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっております。これは、私立の施設及び預かり保育に係る負担割合であり、公立施設に係る負担割合は無償化実施前と変わらず、町が全額負担することとなっております。

本町におきましては、子育て世帯の負担軽減を図るため、平成19年度から第3子以降の幼稚園・保育園保育料の無料化事業を実施しております。また、町立保育園の民営化を進めることで生み出された財源で、町独自の幼児教育・保育の無料化に段階的に取り組んでおりまして、平成29年度に幼稚園保育料の無料化を開始し、平成30年度には町内に居住する5歳児の保育園保育料及び町内の幼稚園預かり保育料の無料化を実施しております。さらに、平成31年4月には国に先駆け、ゼロ歳児から2歳児の住民税非課税世帯及び3歳児、4歳児の保育園保育料と、3歳児、4歳児の町内の幼稚園預かり保育料の無料化を実施し、子育て世代の負担軽減を図ってきたところであります。

このような町独自の負担軽減につきましては、当然国の財源はありませんでしたので、国の無償化が実施されたことで、町が負担していた部分に国・県の負担が入ることになり、その部分では町の財政負担が軽減されることとなります。なお、本町の保育料は、子ども・子育て支援新制度開始前から国基準額よりも低く定めていることや、町独自で行ってきた第3子以降の無料化や保育園保育料無料化につきましては、無料化した2号認定の保育料に副食費が含まれておりましたので、その点についても国の無償化が開始されたことで、町の財

政負担が軽減されることとなります。

このような財政負担の軽減を元に、本町では令和元年10月から、国の副食費徴収免除対象者以外の方にも、月額4,500円を上限に町単独で副食費を補助することとしております。

また、町立幼稚園につきましては、令和元年度は希望者を対象として弁当給食を実施していましたが、令和2年度より幼稚園の給食として正式に位置づけることとし、私立施設と同様に副食費を免除、補助する予定であり、当初予算に必要経費を計上してございます。

今後も子供を産み育てやすいまちづくり、これを目指すため、切れ目のない施策を充実してまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

長くなりましたが、最後に、がん患者の医療費無料化実現に向けた取組についてのおたしでございます。

初めに、本町は昭和48年、全国の市町村に先駆けてがん追放宣言の町を宣言し、集団検診の無料化によるがん対策はもとより、生活習慣病の予防などを重点に現在まで取り組んでまいりました。

がん患者の状況であります。平成29年度福島県人口動態統計における主要死因別の割合は、悪性新生物、いわゆるがんの割合が25.5%と最も高く、次いで心疾患、脳血管疾患が高い状況となっております。

また、医療費の状況であります。矢吹町第2期データヘルス計画の中で、本町の国民健康保険加入者における平成28年の医療費の総額は、14億3,000万円とほぼ横ばいで推移しております。疾病内訳の中で、がんの医療費は約2億円、全体の医療費の約15%を占めております。

このような現状を踏まえ、本町では、早期発見・早期治療を目的としたがん対策をはじめ、生活習慣病の予防を中心に取り組んでございます。

具体的な取組としましては、集団検診の無料化、毎年継続して受診されていない方々に対する保健事業訪問員による戸別訪問による受診勧奨、それから検診時期のはがきによる受診勧奨、検診機会の拡大、検診内容の充実を図るために40歳から80歳までの5歳刻みの年齢の方々を対象に日帰り人間ドックの実施、そして、がんの早期発見・早期治療につなげるため50歳から80歳までの5歳刻みの方々を対象にPETがんドック検診などを実施しております。

議員おたしのがん患者の医療費無料化につきましては、がん治療を行っている方の把握、そして自己負担されている治療費の現状など、町が把握できていないことも多い状況にございまして、現時点ではなかなか難しいものとも考えてございます。

今後も疾病の早期発見、早期治療、重症化を防止していけるよう工夫しながら、がん対策に鋭意取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 再質問をさせていただきます。

まず、滝八幡・南町地内の太陽光発電に係る住民からの苦情等の対応についてお尋ねいたします。

まず、先月2月16日に地元での住民の説明会が行われました。それについて、町のほうとしては内容をどの

ように把握しているのかということをお尋ねしたいと思うんです。

いわゆる業者側ではどなたが来ていて、内容としてどのようなことが問題となったのかということについてお尋ねいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の再質問についてお答えいたします。

2月16日の会議の内容についてというような質問でございますが、これにつきましては、町のほうからまちづくり推進課のほうから担当係長、あるいは関係者、施工業者、あるいは運営会社ということで、こちらで、町のほうで議事録も取っておりますが、関係しています業者のほうからも議事録を頂いてございます。

その中で問題となっている、先ほどから質問出ております台風等、あるいは土砂災害、そういった話も出たということで確認しております。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） そのような把握状況をお聞きしましたが、町からは何名出席しておりますでしょうか。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員のご質問にお答えします。

町からの出席者は何名かということで、1名でございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 主催者、この説明会の主催者はどなたとなるのかをお尋ねいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えします。

当日の会議の主催というところでは、関係者としましては施工業者のプライム、施工業者、あるいは運営会社というところでは、運営会社が主催となったものと認識してございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 主催に関しまして、施工会社なのか、あるいはという言葉が入りましたが、運営会社なのかというところでは、明確にならないんでしょうか、お尋ねします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えいたします。

住民説明会の主催というところでは、3社合同なのかなというふうに認識してございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 今の答弁、すみません、よく分からないんですが、3社ですか。3つの会社という意味でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○7番（青山英樹君） そうしますと、施工業者、運営業者ありますが、私のほうで把握しているのは2社なんです。名刺頂いているんですけども、3社という、3社の名前がちょっと出てこないんです。2社しかないんですが、そこについてちょっとお尋ねいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員のご質問にお答えします。

町のほうで把握していますが、土地の地主、あと施工業者、あと運営会社というところでございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） そうしますと、この説明会を行うのに、町としての関わりはどのようなものがあつたのかお尋ねいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の説明会開催の経緯、経過というところでは、まず町民の安全、安心という視点で、町のほうから、安井議員の答弁にもありましたが、昨年度から早く実施してくれというようお願いしてまいりました。それで、どうしても3業者、3社集まらないとなかなか開けないというようなこともございましたので、この時期になった、開催になったのかなというふうに思っております。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） そうしますと、町のほうから、町のほうから業者さんのほうにも、同僚議員の質問に対しましてもありましたが、説明会を開いてくれというようなことだったかと思いますが、9月にこの騒音等の問題が出てきて、10月に台風19号があり、のり面が崩れ、そして説明会開いたのが2月なんです。この間というのは、少なくとも9月から10、11、12と、この時期の中で説明会を開催するということはできなかった理由というのは何かあるのかどうかをお尋ねいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員のご質問にお答えします。

説明会が開催できなかった理由というところでは、聞いてございません。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 非常に、9月からの開催するまで時間が長かったということで、町として、いわゆる要綱に定めてある内容、指導等、いろいろございます。それに触れることなく5か月も置いておいたということになってしまうんですが、そこに対して、まず認識としてお尋ね申し上げますが、その要綱を踏まえて、もっと早く対応できたはずなんですが、それは考えられなかったんでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えします。

9月から苦情があったので、もっと早く開けなかったのかということですが、青山議員ご存じのとおり、10月には台風来たというところで、対応に追われたというところの実態もございます。ご理解いただきたいと思えます。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 事務なり業務を執行する側としては、そのようなお話になるのかなと思いますが、住民サービス、あるいは住民の側とすれば、これ深刻な悩みであり、説明会で聞いた内容をどういうふうに捉えられているのかをお尋ねします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員のご質問にお答えします。

説明会の内容につきましては、騒音であったり、あと台風等が来たら山が崩れるんじゃないかということだったり、水の問題ですか、というところで数多くのご指摘いただいております。こちらについては真摯に受け止めて、速やかに、先ほども申しましたが、業者、あと地元、地域住民に入って、調整してまいりたいというふうに思います。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 今お話ありましたように、非常に住民の方々はナーバスになっていまして、最終的には、土砂崩れがひどかった場合においては隈戸川をせき止めて、反対側の滝八幡のほうに水が侵入してきて水害になり得るということを心配しているんです。これが説明会のほうで住民側から出た、究極なといいますか、

一番重要な不安なんです。確かに台風19号でも限戸川はもうかなり水域上がってしまっていて、もうすぐにも、あと1メートルかそんなもんでもう水が入ってくる状況だったんです。これが今工事している太陽光の造成現場から、あれが土砂崩れはもう、もっと量が多かった場合には、それもやっぱり考えられてしまう状況なんです。

ですから、そこに関しての危機管理と、要綱に対しての対応というものに関しては、やはりちょっと甘い考えがあったのではないかというふうには私は考えますが、そこに関しまして、今、説明会が遅かったとか、現時点においてそのような考えというのはお持ちなのか、ないのか。それとも妥当な行政執行であったとの判断を今でも持ち続けるのか、そこについてお尋ねいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員のご質問にお答えいたします。

町の対応としてどうだったのかというようなお話でございますが、この工事につきましては、県の林地開発許可に基づいて行われております。町としましては、太陽光発電の指導要綱、あるいは環境保全に関する協議書に基づき、事業者の責務について適切に指導しております。また、今回の出来事、検証を踏まえながら、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） この件につきまして、1点だけ確認しておきたいことがございます。

いわゆる土砂崩れがありまして、町道をも塞いでしまったわけですが、これはいわゆる自然災害としてのなした業であるのか、あるいは造成工事を行っている業者さん側としての責任といえますか、原因がそちらにあるというようなことなのか、その理由については説明会ではどのような認識であったのかをお尋ねいたします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員のご質問にお答えします。

施工中及び完了後も、一定期間につきましては施工会社に責任はあるというように認識してございます。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 今、課長の答弁では、施工会社のほうに責任があるという、そういう断言をされておりますけれども、説明会におきまして住民から、土砂が崩れたその責任はどうするんだと問われて、そこにおりました業者さん方は、それは責任はないというような旨を申しております。これが気になる場所なんです。

ですから、地盤、土壌等の調査をしたとかそういったこともないし、住民からは、土砂崩れ自体がもっとひどい激しい土砂崩れで、川をせき止めたとしたらどうするんだと、いわゆる木を切ってしまうと造成している中であって、水の保湿力とかそういったものを考えたときに、土砂崩れが起きやすい要因となっているんじ

やないかということ、地元住民は業者さんに説明を求めたんですけども、業者さんのほうではそれは認めなかったという事実がございます。そこは確認できているのでしょうか。

課長は先ほど業者さんに責任があると言いましたが、その説明会の場において、業者さんから責任があるというお話しは出ていないかと存じますが、いかがでしょうか。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員のご質問にお答えいたします。

まず、当日の議事録の中に、土地の保水力に関するボーリング調査はやったのかというような質問の回答としましては、土質を調べるためのボーリング調査を行いましたというところだったり、あと施工会社としての責任はどうなっているのかといった質問に対しましても、施工中及び完了後も、一定期間は施工会社に責任はあるというふうに認識してございます。そして、今回の土砂撤去につきましても業者が撤去したというところで、業者につきまして認識しているのかなというふうに思っております。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） その説明会に同僚議員共に3名ほど出ておまして、話を伺っておりますが、少なくとも責任に関して、明確な責任の所在地が施工会社、あるいは運営会社にあるということ、ここにおられた役員さんは申しておりません。ですから、そこが今度大きな問題になってきまして、こういう事例があつて、万が一この後またそういう人災につながるような災害があつたときに、会社側の責任なのか、そうでないのかというふうになったときに、町として安全、安心を標榜する中にあつては、やはり大きな課題であり、しかも説明を求めてきた住民が、その後5か月も遅れてしまったということは、これはちょっとゆゆしき問題であるというふうに私は思うわけでございます。

これらに対する対応をどのようにしていくかということをご回答願いたいと思います。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 青山議員の質問にお答えします。

議事録の内容につきましては、再度確認させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、次の質問にさせていただきます。

黒字倒産が危ぶまれるというところでお話し申し上げましたが、財政的な問題についてでございます。

答弁いただいた中であつて、要するに実質収支がプラスで、黒字団体であるというところなのはよく分かります。そして、実質単年度収支においては、これは説明があつたとおりでございます。

ここで、財政に関する認識をちょっとお尋ねしたいんです。

町長が公約等でもって出されたところにおきましては、健全化判断比率、いわゆる実質収支比率、ごめんなさい、実質収支じゃない、すみません、ちょっと度忘れしました。いわゆる起債等に関する比率でございますけれども、何と言いましたっけ、いつもよく使っている……実質公債費比率、すみません、ちょっと度忘れしちゃって、ちょっと別のことも考えているものですから、その実質公債費比率に関して、ワーストスリーということで懸念を持っておられて、その財政再建をするというようなお考えでございました。

ところが、過去から遡って、担当課のほうの課長さんの説明によりますと、いわゆる18%を超えていないから健全だというようなことがございました。これは一つ考え方として乖離しているのではないかなというふうに思っているわけなんです。

特に実質公債費比率は、一つの基準が18%でありますけれども、国が着目するのは実質単年度収支なんです。いわゆる実質単年度収支というのは、やりくりをしているわけなんです。いわゆる単年度収支に対して積立金を加えたり、繰上償還費等を操作したりするわけでございます。要するに、一つここでお尋ねしたいのは、担当課長にお聞きしますが、いわゆる積立金取崩しをしなかったらば、どうなっているんでしょうか、お尋ねします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

実質単年度収支の中での基金の取崩しをするかしないかによって、しなければどうなのかというところのご質問でありますけれども、貯金を崩さなければ、それだけ貯金を持っていらっしゃるというところの解釈になるかと思えます。ですから、そのほうが財政的には、基金を取り崩さないほうが、その時点での財政運営的にはいいことというふうに認識しております。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 繰上償還をすることによってプラス要素ですね、財政的には。実質単年度収支はよくなる、数値的にはプラスの要素というふうになるわけです。ところが、繰上償還をしなくてもいい、する必要がないという場合もあろうかと思うんですけれども、それはどのような状況になって、財政がどのような状況なのかということで、いわゆる繰上償還をしなくてもよかったという場合もあろうかと思えますが、そういうことというのは想定を当然されると思うんですが、いかがなものなんでしょうか。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

繰上償還を積極的に行う場合につきましては、多分今年度の予算で説明させていただいたかと思えますけれ

ども、繰上償還することによって大変有利な財源が確保できるという場合には積極的にいきます。あと、繰上償還につきましては、前年度の繰越金の状況によりまして、それは前年度、当該年度の当初予算の編成がうまくいくようであれば、なるべく繰上償還はやっていきたいと思いますということでやっております。厳しいときにはなかなか難しいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 先ほど申し上げましたが、町長の選挙での公約等において、財政再建という理由に実質公債費がありました。また先ほど申し上げましたが、町の担当課のほうでは、実質公債費比率については問題ないという発言を過去においてもしているわけでございます。この乖離をどういうふうに埋めていくのかお尋ねします。

○副議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

町長就任して間もなく2か月になろうとしておりまして、これまで補正予算1月、あと3月には補正予算と当初予算ということで、財政的なものにつきましては、町長に私どものほうで説明をしておりますけれども、なかなか範囲が広くて、説明し切れていないのが実情であります。その今の財政運営状況がいいのか、悪いのか、私どもは今までの答弁どおりの考えを持っておりますけれども、それについて町長がどのようにお考えになるか、それをこれから詰めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（角田秀明君） あと10秒。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○副議長（角田秀明君） 以上で、7番、青山英樹君の一般質問を打ち切ります。

御苦労さまでございました。

---

### ◎総括質疑

○副議長（角田秀明君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結します。

---

### ◎議案・請願・陳情の付託

○副議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第12号及び議案第19号から第25号までは、6名の委員をもって構成する第一予算特

別委員会を、議案第13号から議案第18号までは、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よって、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会を設置し、付託の上、審査をすることに決しました。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、私において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、私において指名をいたします。ただいま配付しました第418回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。お諮りいたします。議案第4号から議案第11号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり委員会に付託することを決しました。次に、2月19日までに受理した請願及び陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○副議長（角田秀明君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

誠にご苦労さまでございました。

（午後 4時24分）



## 令和2年第418回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和2年3月9日(月曜日)午後1時開議

- 日程第 1 議案第4号・第5号・第10号・第11号  
請願第1号  
審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第6号・第7号・第8号・第9号  
陳情第1号・第2号・第3号・第4号  
審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第12号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号  
審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号  
審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 5 同意第 1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同意第 2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 発議第 1号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書(案)
- 日程第11 発議第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

|     |   |   |   |   |   |     |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|-----|-----|---|---|---|---|
| 1番  | 富 | 永 | 創 | 造 | 君 | 2番  | 三   | 村 | 正 | 一 | 君 |
| 3番  | 安 | 井 | 敬 | 博 | 君 | 4番  | 加   | 藤 | 宏 | 樹 | 君 |
| 5番  |   |   |   |   |   | 6番  | 鈴   | 木 | 一 | 夫 | 君 |
| 7番  | 青 | 山 | 英 | 樹 | 君 | 8番  | 鈴   | 木 | 隆 | 司 | 君 |
| 9番  | 栗 | 崎 | 千 | 代 | 松 | 君   | 10番 | 熊 | 田 | 宏 | 君 |
| 12番 | 藤 | 井 | 精 | 七 | 君 | 13番 | 角   | 田 | 秀 | 明 | 君 |

14番 大木 義正 君  
欠席議員（1名）

11番 吉田 伸 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |         |                          |          |
|-------------|---------|--------------------------|----------|
| 町 長         | 蛭田 泰昭 君 | 教育長<br>職務代理者             | 水戸 勘十 君  |
| 企画総務課長      | 阿部 正人 君 | まちづくり<br>推進課長            | 山野辺 幸徳 君 |
| 税務課長        | 三瓶 貴雄 君 | 会計管理者兼<br>総合窓口課長         | 小針 良光 君  |
| 保健福祉課長      | 泉川 稔 君  | 産業振興課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 佐藤 豊 君   |
| 都市整備課長      | 福田 和也 君 | 教育次長兼<br>教育振興課長          | 氏家 康孝 君  |
| 子育て支援<br>課長 | 国井 淳一 君 |                          |          |

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅原 喜美 副局長 加藤 晋一

---

### ◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、吉田伸君より、体調不良のため、本日は欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

（午後 1時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（大木義正君） それでは、去る3月2日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託いたしました案件を議題とします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

---

### ◎議案第4号、第5号、第10号、第11号、請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第1、これより議案第4号、第5号、第10号及び第11号並びに請願第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、総務教育常任委員会審査の結果を報告いたします。

第418回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第4号、第5号、第10号、第11号及び請願第1号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、昨年10月の県人事委員会勧告を踏まえ、入居料の実態及びガソリン価格の変動等による職員の住居手当支給額及び通勤手当支給上限額を変更するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例。

本案は、未来を担う子供たちを安心して産み育てられる環境の整備を図ることを目的に、新たに子ども・子育て支援基金を設置し、妊娠、出産、育児など、子ども・子育て支援事業の実施等に要する資金に充てるもの

であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことに伴い、これまで特別職非常勤職員としてきた職のうち、要件に該当しない職等について整理を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係する条例について改正するものであり、3歳から5歳児の無償化に係る給付制度条文の追加、特定地域型保育事業者の連携施設に関する規定の緩和、文言の整理となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する請願書。

本件は、福島県教育委員会教育長に対し、県立高等学校改革前期実施計画を再考し、白河実業高等学校の農業科を存続させることについて意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第11号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第1号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する請願書を採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

◎議案第6号、第7号、第8号、第9号、陳情第1号、第2号、第3号、第4号の委員長報告、  
質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第2、これより議案第6号から第9号及び陳情第1号から第4号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 皆さん、こんにちは。

産業民生常任委員会審査報告書。

第418回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

## 8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第6号、第7号、第8号、第9号及び陳情第1号、第2号、第3号、第4号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害援護資金貸付金の償還金の支払猶予の規定、償還免除事由の拡大、報告等の規定が整備されたことに伴い、条例における法令の引用条項について整理するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 矢吹町道路構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、道路構造令の一部を改正する政令に伴い、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道部分として自転車通行帯に関し、新たに規定し、また、自転車道について設置要件を追加するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例。

本案は、民法の一部改正に伴い、これまで2名、うち1名を矢吹町在住と規定していた連帯保証人について、矢吹町在住要件の撤廃及び1名とし、また、連帯保証人が保証する極度額を入居当初の家賃12か月分に設定するなど、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 矢吹町定住化促進住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、民法の一部改正に伴い、これまで2名と規定していた連帯保証人について1名とし、また、連帯保証人が保証する極度額を入居後4年目を超える家賃の12か月分に設定するなど、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

本件は、国・県の関係機関に、福島県の最低賃金を政府が掲げる方針に沿った引上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第2号 町道中沖4号線の舗装に関する陳情。

本件は、町道中沖4号線の舗装についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第3号 町道東郷5号線の舗装に関する陳情。

本件は、町道東郷5号線の舗装についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第4号 町道中町4号線の道路整備に関する陳情。

本件は、町道中町4号線の道路整備に関する陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第7号 矢吹町道路構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第8号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第9号 矢吹町定住化促進住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決いた

します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第2号 町道中沖4号線の舗装に関する陳情を採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第3号 町道東郷5号線の舗装に関する陳情を採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第4号 町道中町4号線の道路整備に関する陳情を採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

#### ◎議案第12号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号

##### の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第3、これより議案第12号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号及び第25号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、9番、栗崎千代松君。

〔9番 栗崎千代松君登壇〕

○9番（栗崎千代松君） 議場の皆さん、こんにちは。

第一予算特別委員会審査報告書。

第418回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたの

で、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

#### 8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第12号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号及び第25号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第12号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2億6,664万8,000円を減額し、総額を112億8,255万8,000円とするとともに、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税5,176万3,000円、国庫支出金1,241万2,000円をそれぞれ増額し、県支出金9,863万6,000円、財産収入6,967万1,000円、町債1億5,840万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を公共施設等整備基金への積立金などにより1,871万3,000円、民生費を特別会計への繰出金などにより3,031万3,000円、消防費を広域圏消防費分担金などにより2,636万4,000円、教育費を国の補正予算に係る小・中学校ネットワーク整備事業などにより8,273万4,000円をそれぞれ増額し、衛生費を放射線対策事業などにより7,803万5,000円、土木費を道路等側溝堆積物撤去処理事業などにより3億4,670万円をそれぞれ減額するものであります。

討論に入り、青山委員から、健康センター指定管理に関わる債務負担行為の増額について、利用者減に伴う収入の減少等の理由があったが、その原因、対処、対応法などの調査検討が深く行われておらず、安易な収入源に伴う増額と受け取られることから本案に反対する意見があり、一方、角田委員から、当初計画から休館日が約50日増加したことや、町施設であるため入浴料を値上げすることもできず、施設の改修もままならなかったことなど、指定管理者の努力ではどうすることもできない要因があり、増額もやむを得ないと認められるので本案に賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、可否同数となり、委員長採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,079万5,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和元年度当初予算と比較して3.5%の減となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税3億9,695万円、県支出金11億9,465万9,000円、繰入金1億5,439万6,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費3,608万2,000円、保険給付費11億8,049万9,000円、国民健康保険事業費納付金4億8,633万8,000円、保健事業費3,947万5,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出の総額をそれぞれ5億7,881万8,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、令和元年度当初予算額と比較して2.7%の減となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料1億2,720万6,000円、繰入金2億3,148万6,000円、町債1億6,610万円となっております。

歳出の主な内容は、総務費 1 億5,836万3,000円、事業費 1 億3,340万6,000円、公債費 2 億8,604万9,000円となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 令和2年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、一時借入金について定めるものであり、令和元年度当初予算と同額となっております。

歳入の内容は、繰越金37万3,000円であります。

歳出の内容は、一般管理費37万3,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,194万6,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、令和元年度当初予算額と比較して5.2%の増となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,840万3,000円、繰入金 1 億4,257万6,000円、町債 1 億1,060万円となっております。

歳出の主な内容は、維持管理費6,757万1,000円、事業費7,640万1,000円、公債費 1 億6,767万4,000円となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 令和2年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億5,375万円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和元年度当初予算と比較して3.4%の増となっております。

歳入の主な内容は、保険料 3 億550万円、国庫支出金 3 億1,897万7,000円、支払基金交付金 3 億7,150万7,000円、県支出金 2 億672万6,000円、繰入金 2 億4,200万2,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費4,468万2,000円、保険給付費13億2,051万3,000円、地域支援事業費8,323万9,000円あります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億8,936万4,000円とし、一時借入金について定めるものであり、令和元年度当初予算と比較して8.7%の増となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料 1 億3,838万1,000円、繰入金5,057万4,000円あります。

歳出の主な内容は、総務費893万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億8,002万5,000円、諸支出金40万1,000円あります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 令和2年度矢吹町水道事業会計予算。

本案は、収益的収入につきましては、総額を 4 億675万2,000円とし、主な内容としては、水道使用料を主とする営業収益 3 億9,152万5,000円、他会計負担金を主とする営業外収益1,522万5,000円あります。

収益的支出につきましては、総額を4億3,770万3,000円とし、主な内容としては、原水及び浄水費1億7,165万4,000円、減価償却費1億4,595万8,000円、支払利息及び企業債取扱費1,778万3,000円であります。

資本的収支につきましては、収入が企業債1億1,650万円など総額1億3,420万9,000円に対し、支出の総額は2億2,405万2,000円であり、差引き不足額8,984万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであり、支出の主な内容としては、配水設備費1億1,900万円、企業債償還金1億95万2,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第12号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号 令和2年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号 令和2年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号 令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第25号 令和2年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号の委員長報告、質疑、

討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第4、これより議案第13号、第14号、第15号、第16号、第17号及び第18号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、12番、藤井精七君。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、第二予算特別委員会から報告いたします。

第418回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第13号、第14号、第15号、第16号、第17号及び第18号の審査結果は、次のとおりです。

議案第13号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3,230万3,000円を減額し、総額を18億4,718万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金14万8,000円、県支出金2,333万9,000円、繰入金2,160万3,000円、諸収入57万7,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税7,797万円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費1,960万円を増額し、国民健康保険事業費納付金1,530万円、保健事業費250万円、基金積立金3,410万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,000万円を追加し、総額を3億3,995万2,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、国庫支出金849万5,000円、県支出金50万9,000円、町債2,150万円をそれぞれ増額し、繰入金50万4,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、事業費3,000万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,933万4,000円を追加し、総額を15億2,653万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料2,000円、国庫支出金631万7,000円、支払基金交付金685万6,000円、県支出金421万9,000円、繰入金194万3,000円をそれぞれ増額し、使用料及び手数料3,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費2,539万2,000円、諸支出金30万6,000円をそれぞれ増額し、総務費36万5,000円、基金積立金599万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 令和元年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ213万2,000円を追加し、総額を1億7,980万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料14万5,000円、繰入金173万3,000円、諸収入25万5,000円をそれぞれ増額し、繰越金1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金213万2,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）。

本案は、収益的収入につきましては、既定の額から714万8,000円を減額し、収入予算総額を3億9,970万7,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額から43万5,000円を減額し、支出予算総額を4億3,574万1,000円とするものであり、収入の内容としては、営業収益440万、営業外収益274万8,000円をそれぞれ減額し、支出の内容としては、営業費用43万5,000円を減額するものであります。

また、資本的収入につきましては、既定の額に525万円を増額し、収入予算総額を1億9,433万8,000円とし、資本的支出につきましては、既定の額から1,100万円を減額し、支出予算総額を2億9,069万3,000円とするものであります。

収入の内容としては、負担金525万円を増額し、支出の内容としては、建設改良費1,100万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 令和2年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億3,000万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和元年度当初予算と比較して10.7%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第13号 令和元年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号 令和元年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号 令和元年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第16号 令和元年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号 令和2年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取扱いについて、議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 1時59分）

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 2時31分）

---

### ◎日程の追加

○議長（大木義正君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

議会運営委員会より報告をいたします。

会期中に、町長から提出がありました議案5件及び議員から2件の発議の提出がございました。

企画総務課長並びに議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立をいたしました。

議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会からの報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（大木義正君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

---

### ◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（大木義正君） 日程第5、これより同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、令和2年1月10日をもって前副町長が退任されたことから、新たに、矢吹町大町175番地1の藤田豊氏を副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

藤田氏は、平成26年3月まで本町職員として、40年の長きにわたり町政発展のため尽力されてまいりました。その間、農業振興課課長補佐、都市計画課主幹、都市建設課長等を歴任し、町の重要な政策、特に道路行政や都市計画を中心としたまちづくりに携わるなど、卓越した識見と誠実さを有しております。

また、退職後は第1区行政区総区長として、本町の標榜する協働のまちづくりの実現に寄与されており、人格高く、広く社会の実情に通じた人物であります。

今後は私の補佐役として、また、私の補助機関である職員の監督者として、豊富な行政経験と識見を生かし、町政運営にご尽力いただきたく、ここに提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は、起立により行います。

同意第1号に、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大木義正君） 起立全員であります。

よって、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました藤田豊様を紹介するため、暫時休議します。

（午後 2時36分）

---

○議長（大木義正君） 再開します。

（午後 2時37分）

---

#### ◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（大木義正君） 日程第6、これより同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。本案は、令和2年1月10日をもって前教育長が退任されたことから、新たに、岩瀬郡鏡石町中町271番地1の鈴木健生氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

鈴木氏は、現在、矢吹中学校校長を務められており、明朗快活で高潔な人格を有する方であります。

本年3月31日をもって定年退職されますが、教員生活38年のうち、教諭として7年、また、平成29年4月から現在までの3年間を校長として、通算10年の長きにわたり矢吹中学校に勤務いただいております。矢吹町の教育行政に深い識見を有されております。

鈴木氏は矢吹中学校に在職する間、生徒の学力向上はもとより、学校における体験活動の充実、教員の資質向上に取り組むとともに、学校施設の安全安心な環境整備に努められ、また、生徒の文化活動、スポーツにおいても数々の指導力を発揮され、教育行政の振興発展にご尽力いただいております。このようなことから、今後は教育長として豊富な識見と卓越した手腕にて、町の教育行政の進展に寄与していただきたいと考え、ここに提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意第2号に、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大木義正君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました鈴木健生様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 2時40分）

---

○議長（大木義正君） 再開します。

（午後 2時41分）

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（大木義正君） 日程第7、これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、令和2年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員の後任の候補者として次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する者は、矢吹町弥栄382番地の陳野秀敏氏であります。

陳野氏は、昭和49年に高校を卒業後、同年4月から平成26年3月までの40年間、町の職員として町の発展、住民福祉の向上にご尽力され、現在は、社会福祉施設の職員として勤務されております。また、平成26年4月から平成31年3月まで、町立学校評議員としてもご活躍くださいました。このような豊富な識見と誠実な人柄から、人権擁護委員にふさわしい方であるため、提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は、起立により行います。

諮問第1号に、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（大木義正君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

---

#### ◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長（大木義正君） 日程第8、これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明をさせていただきます。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、令和2年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員の後任の候補者として次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する者は、矢吹町八幡町277番地の5、薄葉一子氏であります。

薄葉氏は、昭和52年に高校を卒業後、介護老人施設、障害者施設、救護施設の職員として、平成31年3月の定年退職まで従事されました。在職中より、高齢者や障害者等、多くの方々と関わり、様々な課題、問題を相手の立場に立ち、専門的知識を持って支援等を行っており、このような豊富な識見と誠実な人柄から、人権擁護委員にふさわしい方であるため、提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大木義正君） 本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は、起立により行います。

諮問第2号に、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（大木義正君） 起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

---

#### ◎諮問第3号の上程、説明、採決

○議長（大木義正君） 日程第9、これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、令和2年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員の後任の候補者として次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する者は、矢吹町中町242番地の北村篤史氏であります。

北村氏は、平成12年に大学を卒業後、民間企業に就職されましたが、平成17年より家業に従事し、平成29年10月からは、代表者となり現在に至っております。

平成17年より町の商工会青年部、平成18年より町の消防団団員としても活躍されており、特に、公益社団法人白河青年会議所専務理事、公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会アカデミー委員会幹事を歴任するなど、地域からの信望も厚く誠実な人柄から、人権擁護委員にふさわしい方であるため、提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大木義正君） 本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は、起立により行います。

諮問第3号に、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大木義正君） 起立全員であります。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。ここで、同意されました陳野秀敏様、薄葉一子様並びに北村篤史様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 2時49分）

---

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 2時50分）

---

### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第10、これより発議第1号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） それでは、発議第1号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書（案）について説明をいたします。

県立高等学校改革前期実施計画における白河実業高校の農業科が修明高校に集約され、埴工業高校との統合計画が示されていることについて、大いに疑問が残るところであります。

農業科は例年、志願者が定員枠を超える学科であり、卒業時には地元企業に就職する生徒も多く、加えて、

白河市及び西白河郡内の生徒は農業を学ぶためには棚倉町まで通学する必要があるなど、多くの負担が生じることとなります。

つきましては、白河市及び西白河郡内の生徒が農業を学ぶ教育環境を維持し、農業に従事する人材育成を図るため、福島県教育委員会教育長宛てに意見書を提出し、強く要望するものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大木義正君） これより、発議第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第1号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は、提出することに決しました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第11、これより発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）について説明をいたします。

現在の福島県最低賃金は時給798円となっておりますが、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円には程遠い金額であり、その水準は全国で31位と低位にあります。

よって、本矢吹町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関して記載の事項について、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び福島労働局長宛てに意見書を提出し、強く要望するものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（大木義正君） これより、発議第2号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の意見書は、提出することに決しました。

これにて、本日の議案審議は、全部終了いたしました。

---

#### ◎町長発言

○議長（大木義正君） なお、ここで町長より発言が求められておりますので、これを許します。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、発言をさせていただきます。

第418回矢吹町議会定例会最終日に、大木議長をはじめ議員の皆様にご理解を賜り、発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、本定例会において提出いたしました議案が、議員の皆様のご理解の下、全議案原案どおり可決いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、議員の皆様におかれましては、本議会をもって改選を迎えることとなりました。これまで町政発展にご尽力いただきましたご苦勞に対し、この場をお借りいたしまして町民を代表して改めて感謝申し上げますとともに、今後ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議会を最後に後進に道を譲り、ご勇退なされる方々におかれましては、町の発展に対するこれまでのご尽力に対し重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、今回再選を期される皆様におかれましては、心からご健勝を祈念するものであり、矢吹町の復興、そして地方創生へ向け、引き続きご活躍いただけることを切に希望するものであります。

以上で私からの発言とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎議長発言

○議長（大木義正君） 続きまして、私から、本定例会を最後にこの3月31日で退職される町管理職の方が議場におられますので、一言お礼を申し上げたいと思います。

議会事務局長、梅原喜美さんにおかれましては、長年、町政の進展にご尽力されるとともに、議会運営及び

審議に多大なご協力、ご指導をいただき、心から感謝を申し上げます。

梅原さんの在職中の功績は、町政の歴史に刻まれるものと確信しております。今後は健康に十分留意され、ご自分の生活を楽しんでいただきたいと思います。また、退職後も長い行政経験を生かされ、町政、議会活動に温かいご指導、ご協力をいただけますようお願い申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。長きにわたり、誠にありがとうございました。

最後に、我々議員は今議会が任期最後の議会となり、その会議が終了することとなりました。任期中、これまで様々なことがありました。東日本大震災からの復旧・復興と原発事故による放射性物質の除染対策など、町民の皆様をはじめ執行機関の皆様と一丸となって頑張ってきました。そして、震災から9年目を迎え、復旧から復興へと着実に推進する中、新たなまちづくりもスタートすることができました。

また、前熊田議長からのバトンを引き継ぎ、議会の活性化とその運営に当たり2年間大過なく務めることができました。これもひとえに、同僚議員の皆様と町長をはじめとする町職員の皆様のご協力のたまものと感謝を申し上げますとともに、矢吹町のますますの発展をご期待申し上げ、御礼の言葉といたします。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（大木義正君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力お願いいたします。

これにて、第418回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 3時01分）



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 6 月 3 日

議 長 大木 義正

副 議 長 角田 秀明

署 名 議 員 藤井 精七

署 名 議 員 富永 創造